

栗山町下水道ビジョン・経営戦略



〔写真：栗山下水道管理センター〕

令和7年3月

栗山町上下水道課

目次

第1章 はじめに	1
1. 策定趣旨	1
2. 位置づけ	2
3. 計画期間	2
第2章 下水道事業の概要	3
1. 下水道事業の沿革	3
2. 施設の現状	4
Ⅰ. 汚水処理施設	4
Ⅱ. 管きょ施設	6
Ⅲ. 民間活力の活用等について	7
3. 下水道の普及状況	8
Ⅰ. 下水道区域	8
Ⅱ. 下水道区域外（個別排水処理施設事業）	9
4. 経営の現状	10
Ⅰ. 決算の概要	10
Ⅱ. 下水道使用料	18
Ⅲ. 組織の状況	19
5. 前経営戦略の総括	20
Ⅰ. 取り組みの実施状況	20
Ⅱ. 収支計画と実績の比較	23
第3章 下水道事業の課題	25
1. 水需要の見通し	25
2. 施設整備の課題	26
Ⅰ. 更新需要の見通し	26
Ⅱ. 災害等への備え	27
3. 組織体制・人材の課題	28
4. 財政の課題	30
第4章 基本理念と将来像	32
1. 基本理念	32
2. 将来像	33
第5章 具体的な取り組み	34
1. 安心・安全で快適な暮らし	34

2. 適正な維持管理	35
3. 経営の安定化.....	36
第6章 財政運営の基本方針と財政計画	37
1. 財政運営の基本方針	37
Ⅰ 基本方針	37
Ⅱ 目標	38
2. 財政収支のシミュレーション	39
Ⅰ. 投資計画の策定	39
Ⅱ. 財源試算	40
3. 財政計画	47
第7章 進捗管理と見直し	49
1. 進捗管理	49
2. 見直し.....	49
資料編/参考資料	50
・用語集	51
・主要事業の沿革	55
・経営指標による現状分析（詳細版）	56
・推計の条件設定	70
・減債計画の説明	71
・事業別推計数値	72

第 1 章 はじめに

1. 策定趣旨

町の未来を想像して、その実現に向けた取り組みの方向性を取りまとめる

本町の下水道は、平成 2 年に供用を開始して以来、まちの発展に応じ拡張を行いながら、快適で衛生的な生活環境の確保など大きな役割を果たしており、重要な社会インフラとして町民の皆さまの暮らしとまちの活動を支えてきました。

近年、全国的に下水道事業を取り巻く環境は大きく変化し、下水道を支える職員の減少・下水道施設の老朽化・下水道使用料の減収等、様々な課題に直面しています。こうした状況を受けて、国土交通省は、下水道事業が抱える課題や環境の変化を踏まえて「新下水道ビジョン（平成 26 年）」「新下水道ビジョン加速戦略（平成 29 年）」を公表しており、総務省はサービスの安定的な継続のため中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定を要請するなど、下水道事業の経営基盤強化や財政マネジメントの向上に向けた取り組みが求められています。

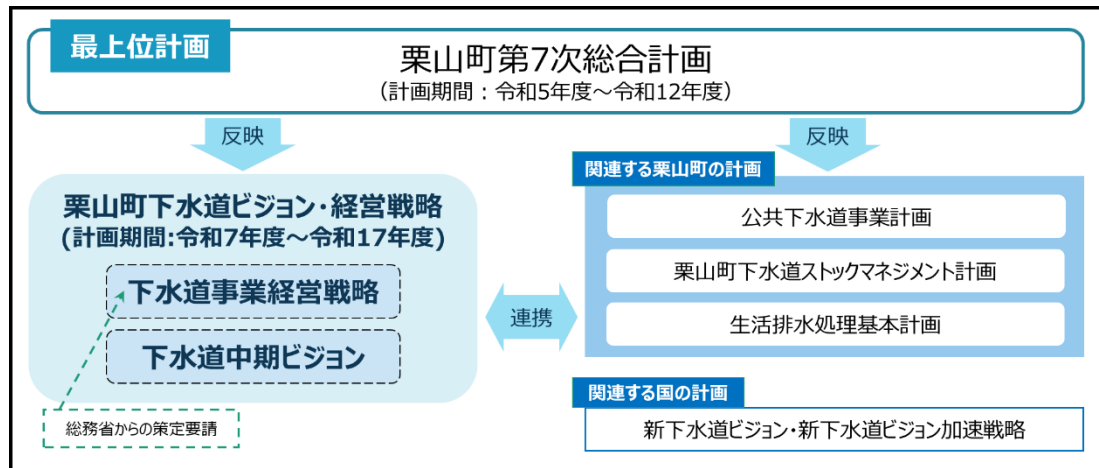
本町においても供用開始から約 35 年が経過しており、今後、施設の劣化状況に応じた改築・更新需要の増加が見込まれています。また、人口減少や少子高齢化に伴い、大幅な使用料収入の減少が見込まれるなど、厳しい経営状況に置かれることが予想されます。

こうした背景から、将来にわたり持続可能な下水道事業の運営を行い、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、次世代に確実に引き継ぐため、下水道事業に関わるすべての皆様と共有すべき 30 年後の将来像と、その実現に向けた 11 年間〔令和 7 年度（2025 年度）～令和 17 年度（2035 年度）〕の取り組みの方向性をとりまとめ、下水道事業のマスタープランとして令和 3 年度に策定した栗山町下水道事業経営戦略を改定し、新たに「栗山町下水道ビジョン・経営戦略」を策定します。

2. 位置づけ

下水道ビジョンと経営戦略を統合した、経営の軸となる基本計画

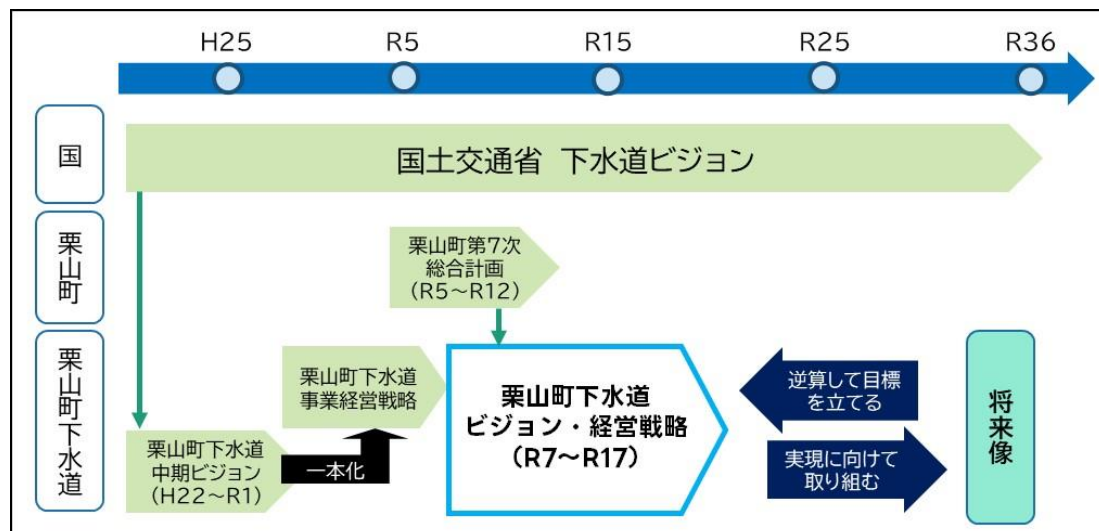
本ビジョン・経営戦略は、上位計画となる国の下水道ビジョンやまちの目指すべき将来像を定め、町が進める全ての政策の根拠となる最上位計画「栗山町第7次総合計画」との整合性を図り、より具体的で実効的な計画として定めます。この他、「公共下水道事業計画」「栗山町下水道ストックマネジメント計画（以下、「ストックマネジメント計画」という。）」「生活排水処理基本計画」など各種の関連計画を反映しています。



3. 計画期間

計画期間は令和17年度(2035年度)までの11年間

経営戦略は中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるようにするため、計画期間は最低10年とするよう義務付けられています。本ビジョン・経営戦略は、30年後の将来像を展望しつつ、また、ストックマネジメント計画の改定年度の翌年度が改定年度となるよう計画期間を令和7年度（2025年度）から令和17年度（2035年度）の11年間とします。なお、令和7年度から令和11年度までを前期計画期間、令和12年度から令和17年度までを後期計画期間として位置付けます。



第2章 下水道事業の概要

1. 下水道事業の沿革

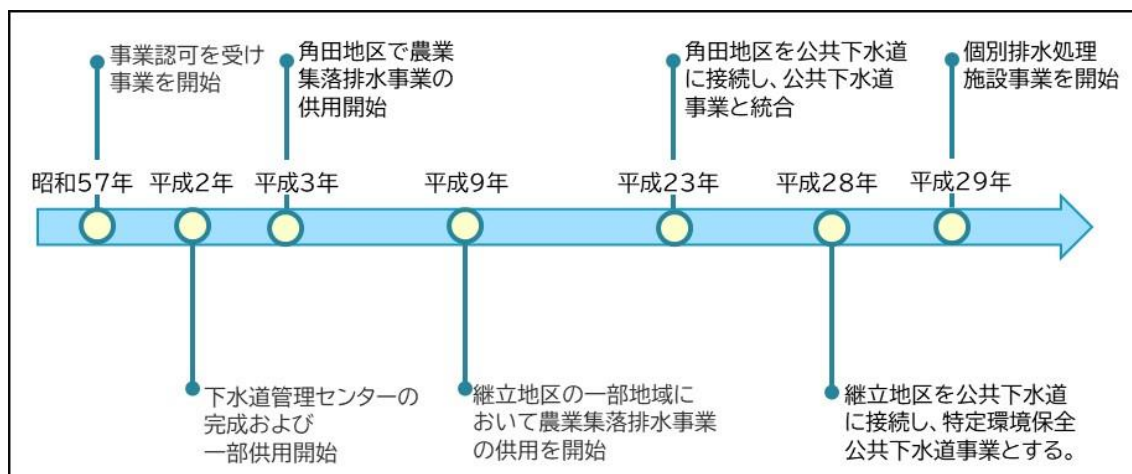
平成2年度に供用を開始後、事業統合などの経営改革にも積極的に着手し、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら事業を推進

本町の下水道事業は、平成2年4月に栗山町下水道管理センターが完成し、町中心部において公共下水道事業の供用を開始しました。

農業地域においては農業集落排水事業を角田及び継立地区の2地区で実施していましたが、効率的な事業推進を図るため、平成23年度より角田地区を公共下水道事業と統合しました。また、平成28年度より継立地区を公共下水道に接続し、特定環境保全公共下水道事業としました。

下水道区域以外の地域についても合併処理浄化槽の更なる普及促進を図るため、平成29年度からは町が設置主体となる個別排水処理施設事業を開始しました。

現在では、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・個別排水処理施設事業の3事業を実施しており、3事業合わせて下水道事業会計として管理を行っています。



※より詳細な事業の沿革については資料編 P.55 に記載がありますので、ご覧ください。

次ページ以降では、公共下水道事業を「公共」、特定環境保全公共下水道事業を「特環」、個別排水処理施設事業を「個排」と略して記載する場合があります。

2. 施設の現状

I. 汚水処理施設

老朽化による維持・更新コストの増大が懸念される

(1) 栗山下水道管理センター

栗山下水道管理センターは、平成 2 年 4 月に稼働を開始した終末処理場で、家庭等から集められた汚水を浄化する施設です。機械・電気施設の標準耐用年数は、通常 10 年～20 年とされており、稼働開始より約 30 年が経過している本センターの機械設備等の老朽化が深刻化しています。そのため、老朽化による維持管理費や改築更新費の増大が見込まれます。

また、これまで下水道汚泥は、堆肥化施設にて堆肥化处理し、製造した堆肥を農家等に出荷するほか、町内で販売していましたが、堆肥化施設を廃止し、下水汚泥の処理を外部委託しているため、委託費用の負担も今後の課題となっています。

図表 1 下水道施設の現況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

項目	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	個別排水処理施設事業 (下水道事業区域外)
処理区数	1		－
処理場数	1（栗山下水道管理センター）		－
供用開始年月日	平成 2 年 4 月 20 日	平成 9 年 7 月 1 日	－
行政区域内人口 A	10,776 人	10,776 人	10,776 人
処理区域内人口 B	8,313 人	682 人	1,781 人
水洗化人口 C	8,103 人	662 人	992 人
普及率 B/A	77.2%	6.3%	16.5%
水洗化率 C/B	97.5%	97.1%	55.7%

(2) ポンプ施設

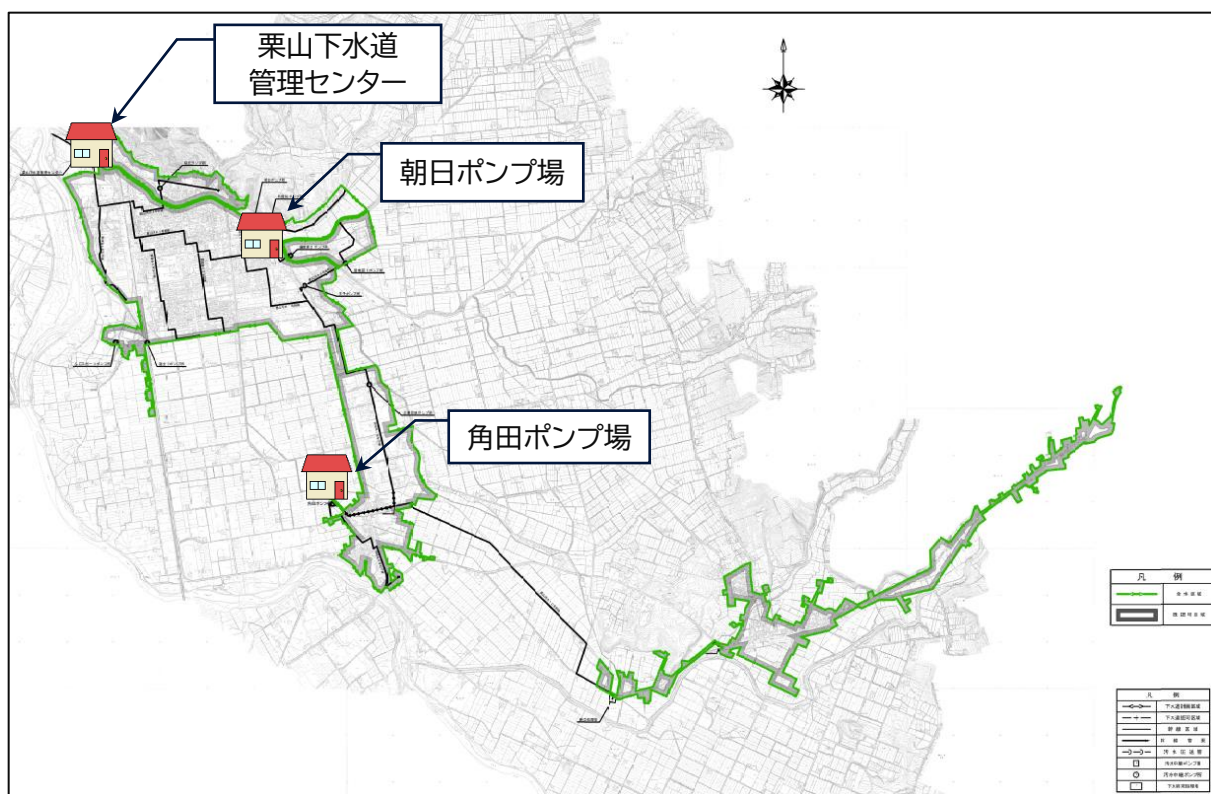
本町のポンプ施設は、中継ポンプ場が2か所、マンホールポンプ所が17か所設置されています。下水道管には下水が自然に流れる（自然流下）ように傾斜がつけられ、汚水は傾斜を利用して長い距離を運ばれてきます。そのため、次第に地下深くまで污水管が到達してしまい、そのような状況になると修繕や維持管理が大変になってしまいます。その問題を解消するために、このようなポンプ施設は一度汚水をくみ上げる役割を担っており、栗山下水道管理センターまで運搬する「つなぎ」としての役割を果たしています。

これらの中継ポンプ場・マンホールポンプ所についても、栗山下水道管理センターと同様に耐用年数を経過した施設が多く、老朽化による維持管理費や改築更新費の増大が見込まれます。

図表 2 ポンプ場の概要

	朝日ポンプ場	角田ポンプ場
所在地	栗山町朝日3丁目	栗山町字共和
供用開始年月	平成2年4月	平成24年3月

図表 3 施設配置図



Ⅱ．管きょ施設

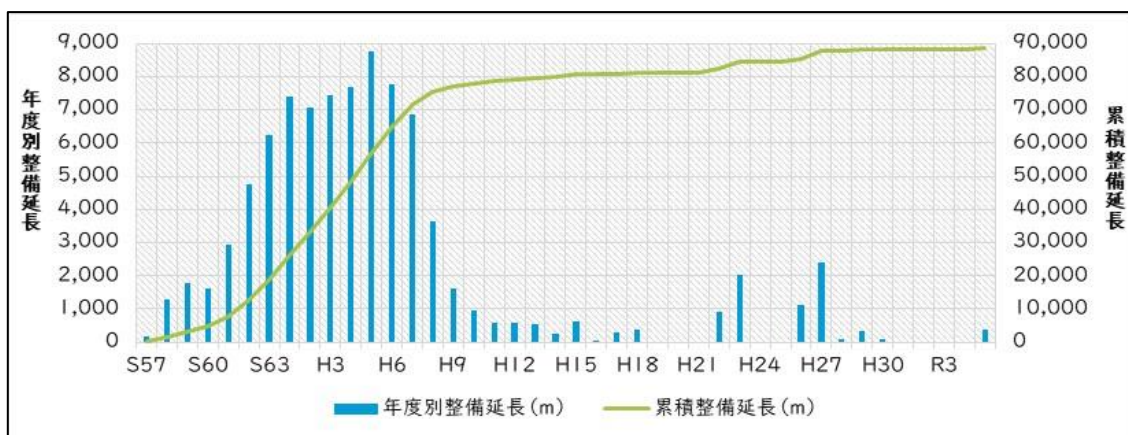
現時点では問題ないが、将来的な維持管理費用や建設改良費の増大が懸念される

水には汚水と雨水があり、本町では分流式下水道を採用しているため、汚水・雨水それぞれに管きょがあります。汚水は家庭等から管きょを通じて栗山下水道管理センターに集められ、下水処理を行って浄化してから川に排出しています。また、雨水は雨水管を通じてそのまま川に排出しています。

これまでに整備された管きょ施設は、総延長約 88 km となっており、これらの施設を適切に管理するため、定期的な管きょの調査や清掃を実施しています。管きょ施設の標準耐用年数は、50 年とされており、現時点では標準耐用年数が到来しているものは存在しません。

しかし、今後 10 年以内に耐用年数が到来する管きょが多いため、将来的に建設改良費が多く計上されることが予想され、この点が管きょ施設の課題です。

図表 4 汚水管整備延長



図表 5 雨水管整備延長



III. 民間活力の活用等について

平成 15 年度より包括的民間委託を実施するなど積極的に民間活力を活用

栗山下水道管理センターの運営については、平成 15 年度より包括的民間委託を導入するなど、積極的に民間活力を活用して業務に取り組んできました。なお、ウォーター PPP という新たな動きもあり、より効率的に事業運営を進めるため、今後の動きに注視していきます。

資産活用については、角田ポンプ場、継立ポンプ所を防災倉庫としても活用するなど、施設の有効活用に取り組んできました。今後も実施可能な方法について引き続き検討していきます。

民間活用の状況	
民間委託	平成 15 年度より包括的民間委託（レベル 3）を導入
資産活用の状況	
土地・施設等利用	ポンプ場を防災倉庫としても活用

●包括的民間委託とは？

処理場・ポンプ場の包括的民間委託とは、下水道事業サービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を生かした効率的な維持管理を行うための委託方式であり、**①性能発注方式であること、②複数年契約であることを基本的な要素としています。**

●性能発注における包括的民間委託レベル

包括的民間委託の業務範囲は、水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注を基本とし、必要に応じユーティリティの調達管理や修繕の性能発注、建物管理や植栽管理等の付帯業務まで業務を拡大する場合があります。

委託レベル	業務範囲
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定額以下の修正等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

出典：公益社団法人日本下水道協会の資料を参考に作成

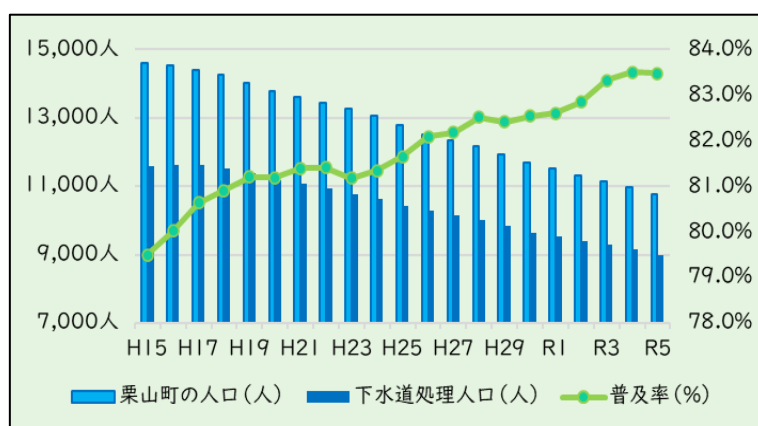
3. 下水道の普及状況

Ⅰ. 下水道区域

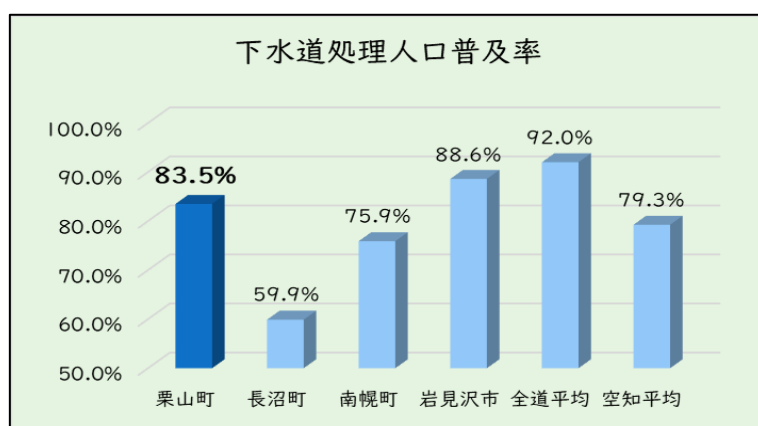
下水道処理人口普及率及び水洗化率は高水準に達しており、汚水処理に必要な施設整備は概ね終了

下水道処理人口普及率は、町の人口に占める下水道整備地区に住む人口の割合を表している指標です。平成 16 年度に 80.0%を達成して以降、緩やかに上昇し、令和 5 年度末では 83.5%となりました。この数値は道内平均 92.0%を下回るものの、空知管内の平均 79.25%を上回っている状況です。下水道区域の大幅な拡大は予定されておらず、今後は効率的な維持管理を行い、必要な更新を行っていくことが求められます。

図表 6 下水道処理人口普及率（栗山町内）



図表 7 下水道処理人口普及率（近隣団体との比較）



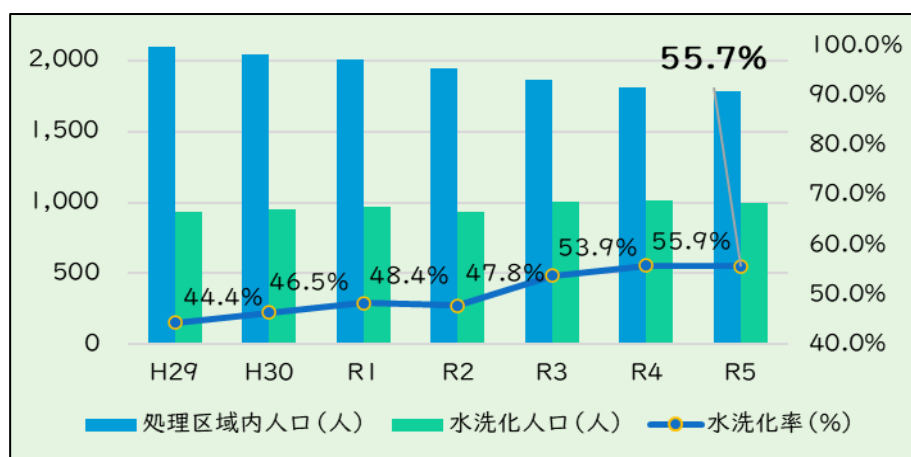
II. 下水道区域外（個別排水処理施設事業）

下水道区域外の水洗化率向上が今後の課題

水洗化率とは水洗便所を設置している人口の割合を表す指標です。ここで「水洗」とは下水道区域外において、町が主体的に設置・維持管理を実施する合併処理浄化槽（個別排水処理施設）により生活雑排水を処理することを指しています。

図表 8 のとおり、令和 5 年度の水洗化率は 55.7%と近隣団体を大きく下回っており、より衛生的で快適な生活環境の実現と良好な水環境の保全を図るため、下水道区域外の更なる水洗化率向上が求められます。

図表 8 栗山町内の水洗化率（個別排水処理施設事業）



図表 9 近隣団体と比較した水洗化率（個別排水処理施設事業）



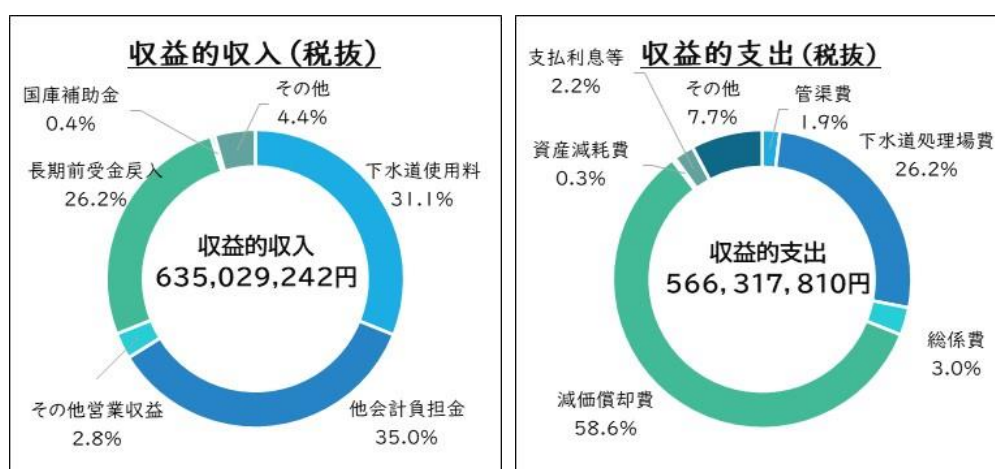
4. 経営の現状

I. 決算の概要

(1) 下水道事業の財政状況（令和5年度決算）

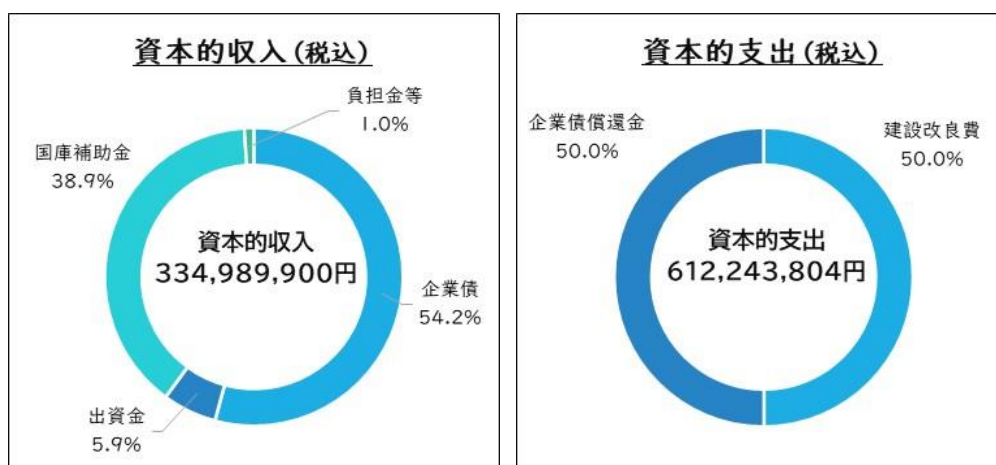
収益的収支

収益的収入は主に下水道使用料・他会計負担金・長期前受金戻入で構成され、これら3つで9割以上を占めています。このうち、現金収入をもたらす下水道使用料と他会計負担金が主要な財源となっています。収益的支出は下水道処理場費が全体の3割弱、減価償却費が全体の6割弱が占めています。収入と支出の差額として算出される当期純利益は68,711,432円と黒字計上になりました。



資本的収支

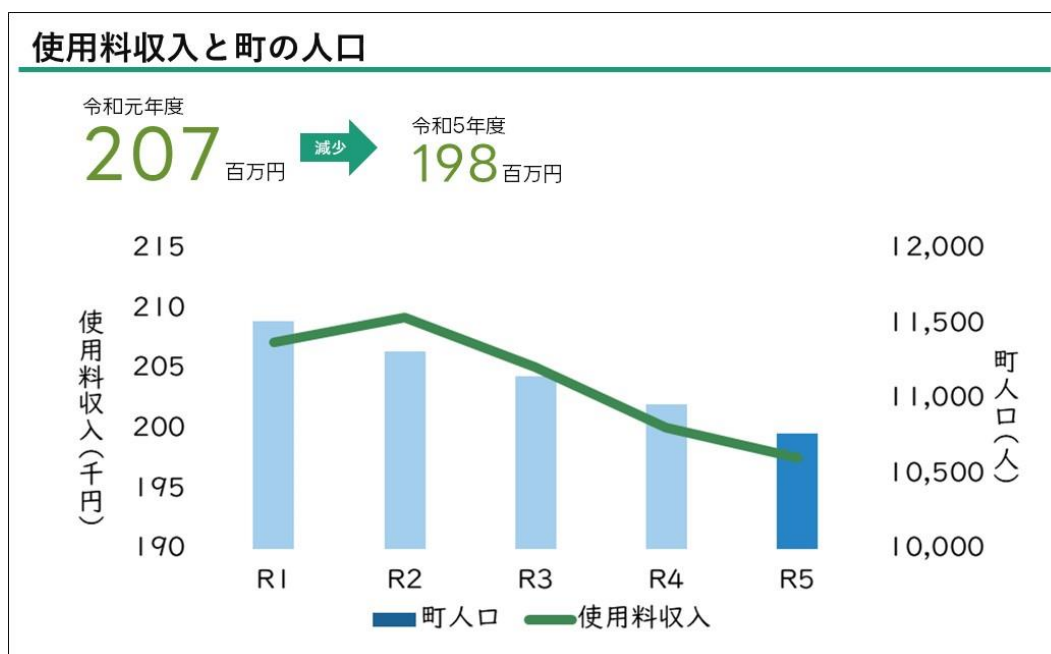
資本的収入は主に下水道施設の新設・改築費用である建設改良費の財源として収入される企業債や国庫補助金で構成されています。また、資本的支出は建設改良費と企業債償還金で構成されています。資本的収支は通常赤字になりますが、当該赤字部分は収益的収支の黒字額で補填されています。



(2) 下水道事業全体の財政状況（経年比較）

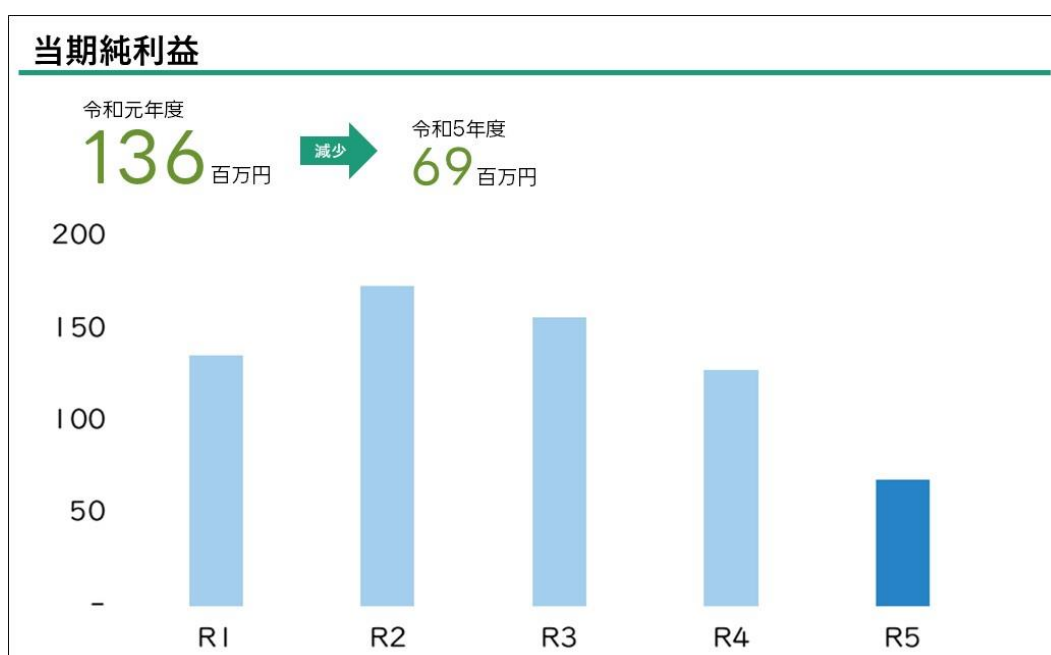
■ 使用料収入

人口減少に伴い、汚水処理人口、汚水処理量も減少し、結果として使用料収入が減少しています。使用料収入は重要な運営資金であるため、安定的な確保が求められます。



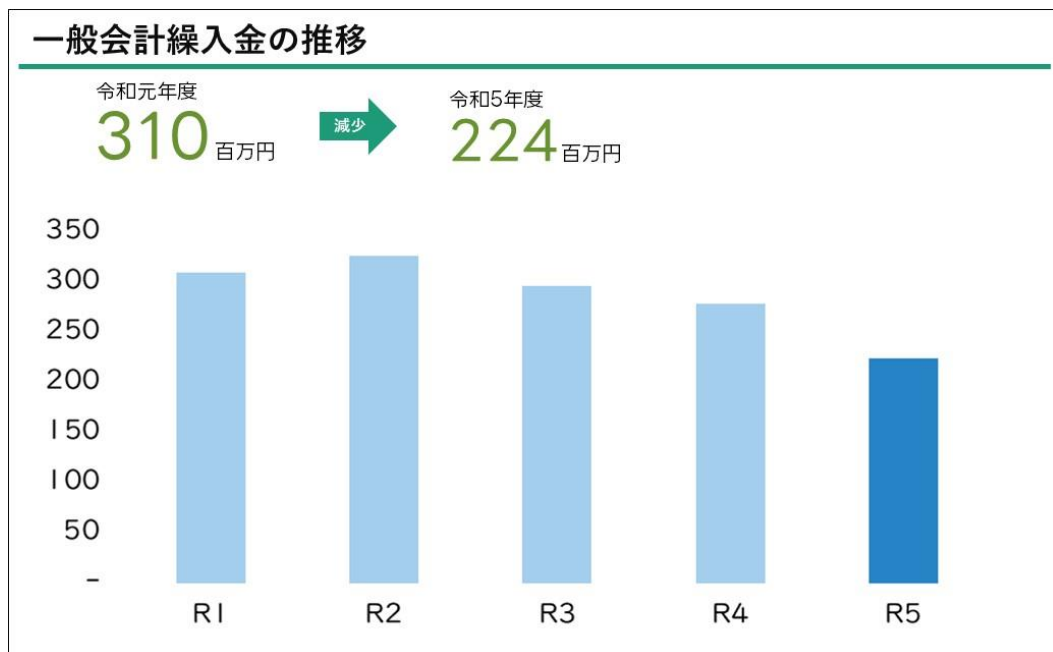
■ 当期純利益

使用料収入の減少に伴い、当期純利益も令和 2 年度以降、遞減しています。将来の更新投資に備えた資金の内部留保が求められるため、一定の利益の確保を継続できるよう事業運営を行っていく必要があります。



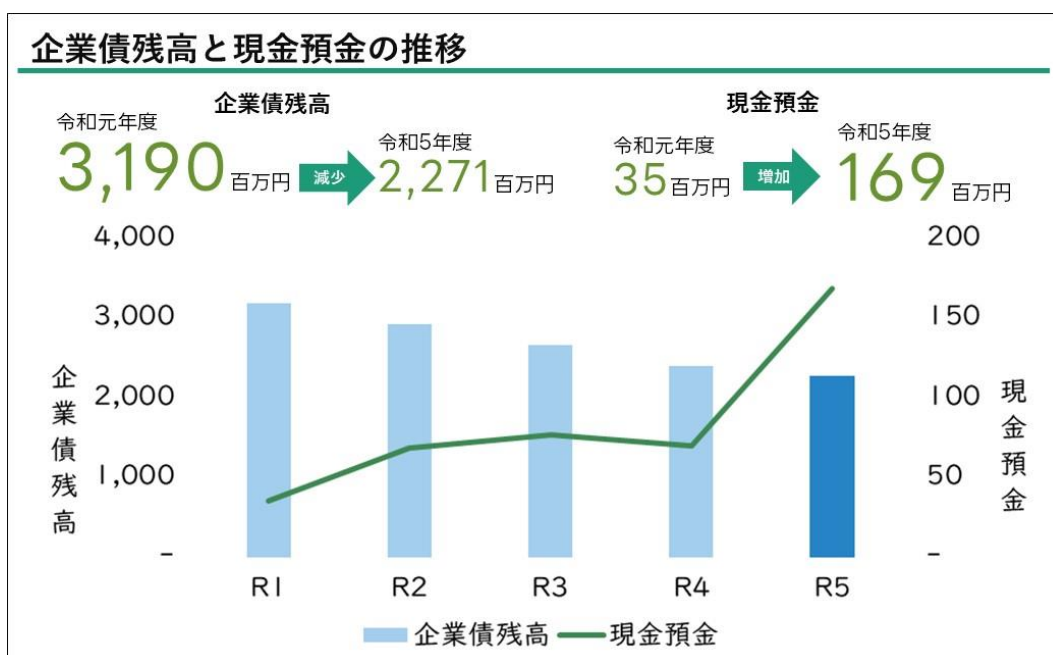
■一般会計繰入金（他会計繰入金）

一般会計繰入金とは、事業運営に必要な資金として、国が定めた基準や、町の方針による政策的な資金の繰入のことです。徐々に減少していますが、令和5年度においても224百万円と多くの繰入金があります。



■企業債残高と現金預金の推移

企業債残高は過去5年で919百万円減少しています。また、現金預金残高は134百万円増加している状況にあります。



Coffee Break 地方公営企業のしくみ

■地方公営企業会計は複式簿記を採用している

地方公営企業会計は、民間の企業会計と同じく複式簿記を採用して現金の収支に限らず企業の経済活動を網羅的に把握して、財政状態と経営成績を明らかにするものです。他方で、地方公営企業会計は、収益的収支と資本的収支の2本立ての予算制度の採用という、民間の企業会計にはない特徴があります。下水道事業の経理は、この方法で行われています。

■経営に伴う収入による独立採算が求められている

地方公営企業の経営に要する経費は、公費で負担すべきとされる一定の経費を除き、経営に伴う収入（下水道事業の場合は使用料収入）によって維持することが求められています。

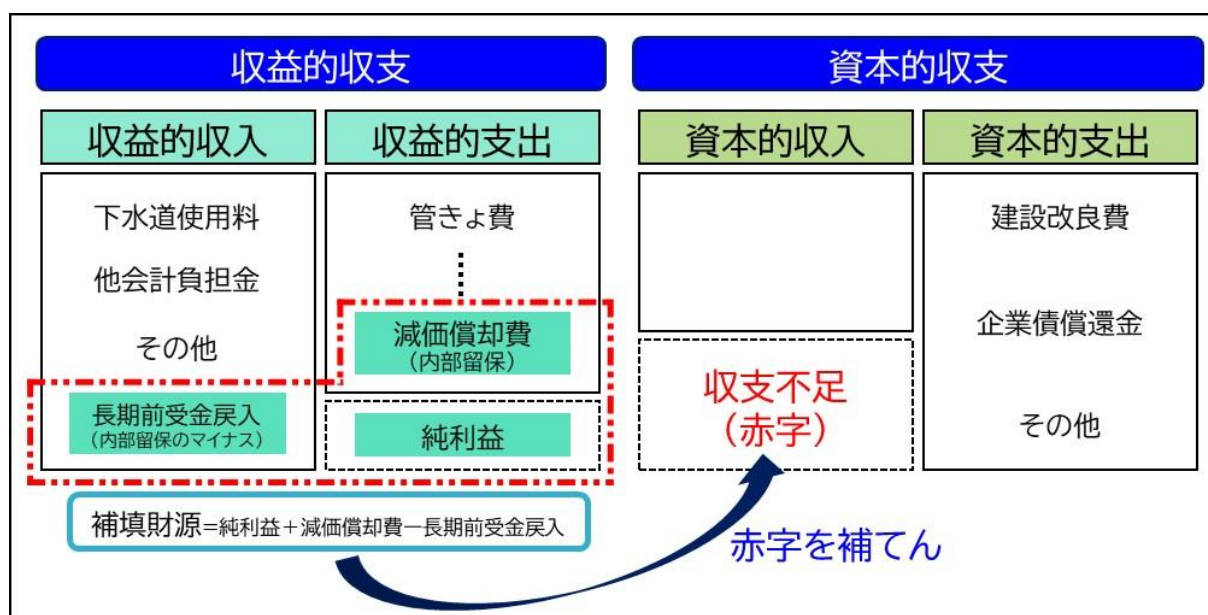
使用料収入だけで経営に要する経費を賄いきれない場合、赤字分を一般会計等が負担して埋め合わせますが、将来的には独立採算による経営をめざしていくことが求められます。

■収益的収支と資本的収支とは？

収益的収支とは、下水道の事業活動で、使用料（収益的収入）をいくら得て、汚水処理費（収益的支出）がどの程度発生し、その結果、利益（黒字）又は損失（赤字）はどれだけになるかを示す収支で、減価償却費のような現金支出を伴わない収支も含まれています。

資本的収支とは、施設の新設・更新工事や企業債の償還に係る支出（資本的支出）がどの程度発生し、その財源として補助金や企業債による収入（資本的収入）がどの程度得られたのかを示す収支です。

資本的収支は通常赤字になり、この赤字は、収益的収支から生じる利益や減価償却費等の内部留保等（補填財源）により埋め合わせするというしくみになっています。



(2) 経営指標による経営分析の実施

経営課題を識別し、解決策を検討するため令和 4 年度の決算数値により経営指標を用いた経営分析を行いました。分析にあたっては、類似団体平均との比較分析の他、近隣団体等との比較も実施しました。ここでは主な分析の結果と、識別された課題を紹介します。なお、経営分析の実施方法や結果の詳細については資料編 P.56 に記載しています。

■ 分析に使用した経営指標について

分析に使用する経営指標については、経営戦略が将来に渡って持続可能な事業運営を行うための施策検討を目的としていることを考慮し、図表 10 のとおり、3 つの視点と 12 の経営指標を利用しました。

図表 10 分析に使用した経営指標

視点	指標	何がわかる？
施設の効率性 	施設利用率	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。
	有収率	処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合を表した指標。
	水洗化率	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。
経営の効率性 	使用料単価	有収水量1㎡あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す指標。
	汚水処理原価	有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。
	経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能。
財務健全性 	経常収支比率	料金収入等の経常的な収益で、維持管理費や支払利息等の経常的な費用をどの程度賄えているかを表す指標。
	流動比率	短期的な債務に対する支払能力を表す指標。
	企業債残高対事業規模比率	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。
	自己資本構成比率	総資本に占める自己資本の割合であり、財政状態の長期的な安全性を見る指標。
	固定資産対長期資本比率	資金を長期的に拘束する固定資産が、資本金や長期借入金等の長期的に活用可能な資本や負債によって調達されている割合を示す指標。
	処理区域内人口1人あたりの企業債(地方債)現在高	企業債(地方債)現在高を処理区域内人口で除したもの。

【分析の視点の説明】

- 施設の効率性…下水道施設が無駄なく効率的に利用されているか。
- 経営の効率性…独立採算制による事業運営ができるように適切なコストコントロールや料金設定等がなされているか。
- 財務健全性…十分な負債の支払能力を有している等、将来にわたって持続可能な財務状態となっているか。

■事業別分析結果 公共下水道事業

流動比率が低く、企業債の残高が相対的に大きい点で財務健全性に懸念あり。施設利用率や経費回収率の向上による収益性の改善が課題。

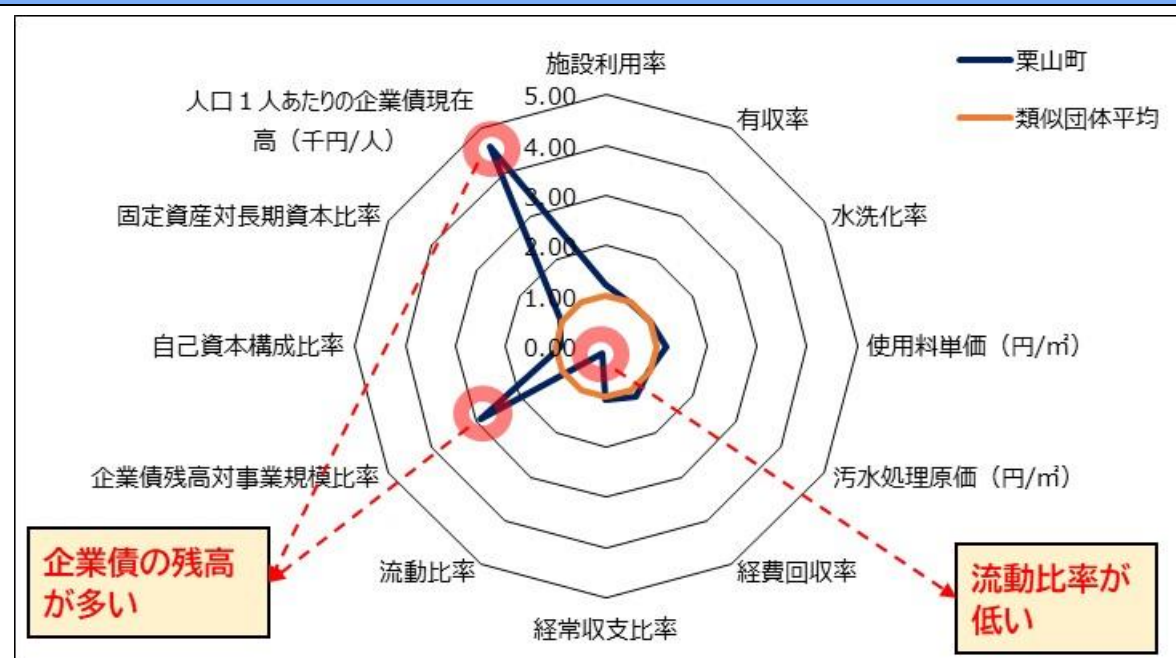
総合所見

財務健全性の観点では、流動比率が類似団体平均を大きく下回っており、短期的な支払いに対する今後の資金繰りに懸念が見られます。

また、企業債残高対事業規模比率や処理区域内人口1人当たり企業債残高が類似団体平均よりも大幅に上回っています。これは、現在の規模に対する企業債の割合が過大であることを示していて、長期的な企業債の返済に懸念が見られます。

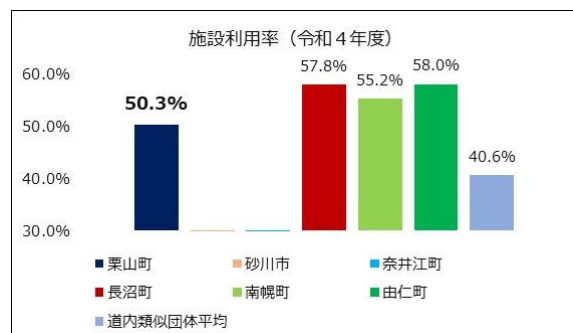
この他、施設の効率性の観点では、施設利用率が50%程度であり、経営の効率性の観点では、経費回収率が100%未満であり、独立採算による自律的な経営を目指す上では課題があります。

類似団体平均との比較(レーダーチャート)

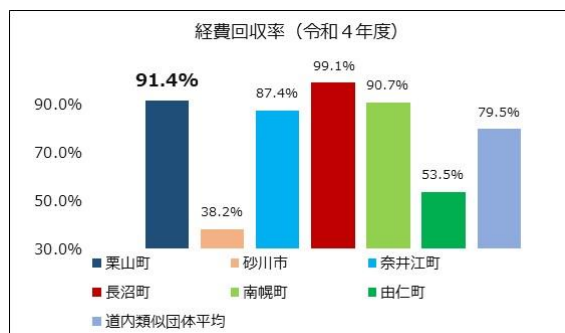


近隣団体との比較(主なもの)

■施設利用率が低い



■経費回収率が100%未満



■事業別分析結果 特定環境保全公共下水道事業

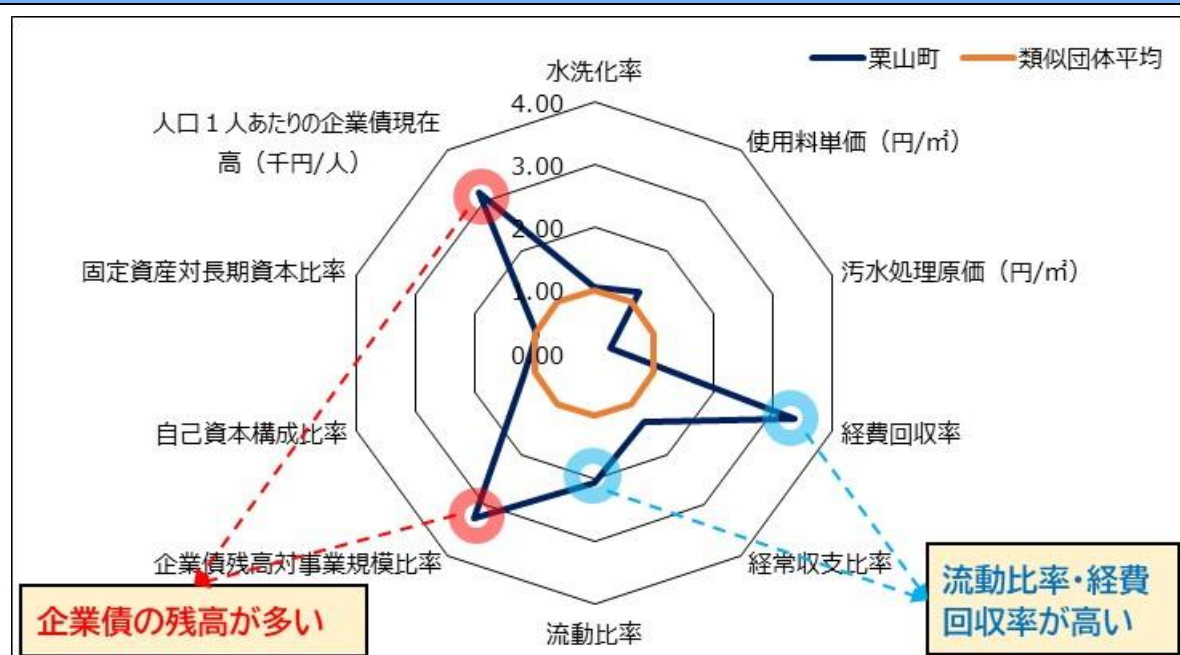
流動比率・経費回収率は高いが、企業債の残高が相対的に大きい点で財務健全性に懸念あり。

総合所見

財務健全性の観点では、企業債残高に関する比率が類似団体平均よりも大幅に上回っており、長期的な企業債の返済に対して懸念が見られます。

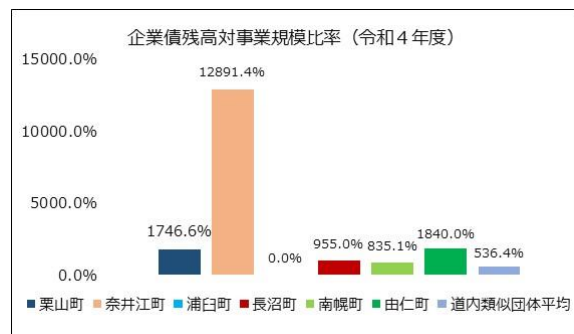
また、その他の指標については、類似団体平均と同程度かそれよりも良好な水準となっており、特に経営の効率性を示す経費回収率と污水处理原価は良好な数値を示しています。しかしながら、前戦略において、「公共と特環の費用配分」が課題の一つとされ、本課題に対応するために、令和5年度より公共で負担していた処理場費の一部を特環で負担することとしました。これにより令和5年度の経費回収率は類似団体平均を下回ることが見込まれており、独立採算による自律的な経営を目指す上では課題があります。

類似団体平均との比較(レーダーチャート)

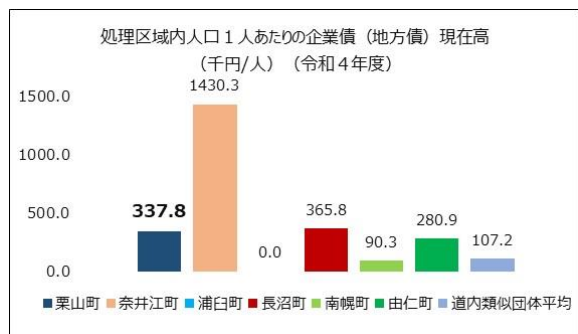


近隣団体との比較(主なもの)

■事業規模に照らして企業債残高が大きい



■区域内人口に照らして企業債残高が大きい



■事業別分析結果 個別排水処理施設事業

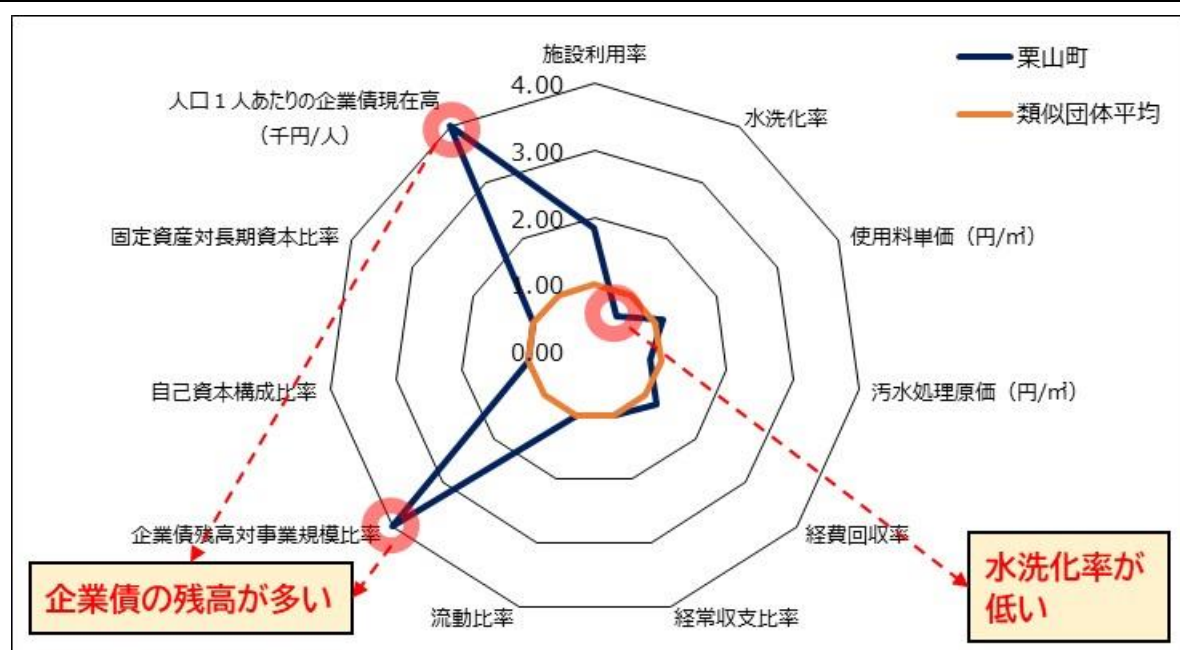
企業債の残高が相対的に大きい点で財務健全性に懸念あり。また、水洗化率の低さが課題。

総合所見

財務健全性の観点では、企業債の残高に関する比率が類似団体平均を大幅に上回っており、長期的な企業債の返済に対して懸念が見られます。

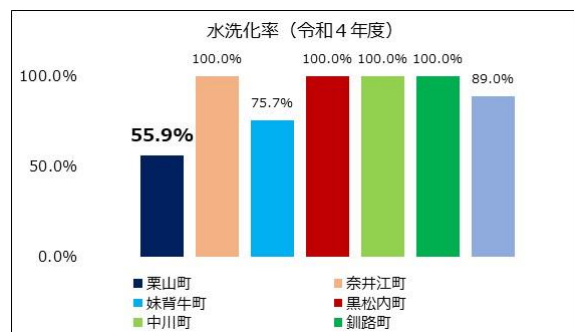
また、施設の効率性の観点では、水洗化率が類似団体平均を下回っており、個別排水処理施設事業を開始してからまもない状況ではありますが、継続して合併処理浄化槽の設置推進に取り組む必要があります。経営の効率性の観点では、経費回収率が100%未満であり、独立採算による自律的な経営を目指す上では課題があります

類似団体平均との比較(レーダーチャート)

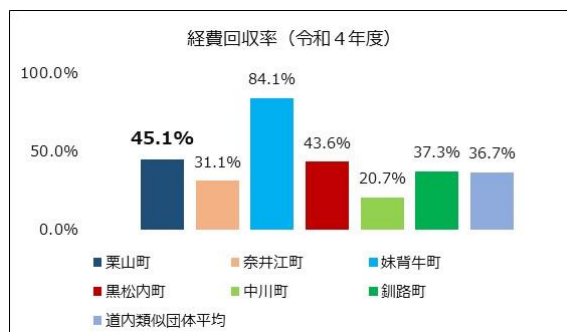


近隣団体との比較(主なもの)

■水洗化率が低い



■経費回収率が100%未満



II. 下水道使用料

下水道使用料は消費税の改定分を除き 10 年以上改定していない

(1) 使用料体系

下水道使用料の料金体系は図表 11 のとおりで、用途別に使用料を設定しています。本町の水量料金は、従量制のため処理量に応じて単価が高くなる仕組みとなっております。また、基本料金と水量料金を分離して下水道使用料を負担していただくため、一定の水量までを同一料金とした使用料体系と比較すると、不公平感の少ない使用料体系を採用しています。

図表 11 下水道・個別排水処理施設水使用料(消費税抜き)

用途	基本料金 (1か月当たり)	水量料金 (1m ³ につき)
家庭用	200円	1~20m ³ 212円
		21~100m ³ 224円
		101m ³ ~ 238円
公衆浴場用	200円	1m ³ ~ 52円
その他	200円	1~20m ³ 224円
		21~100m ³ 238円
		101m ³ ~ 252円

(2) 使用料改定の状況

ここ 10 年の使用料の改定状況は図表 12 のとおりで、平成 29 年度及び令和元年度に消費税改正分の使用料改定を行っています。

消費税以外では平成 23 年度の使用料改定が最後であり、ここ 10 年以上、実質的な使用料改定が行われていない状況にあります。

図表 12 使用料の推移

平成 22 年度	3,969 円	平成 27 年度	4,662 円	令和 2 年度	4,884 円
平成 23 年度	4,662 円	平成 28 年度	4,662 円	令和 3 年度	4,884 円
平成 24 年度	4,662 円	平成 29 年度	4,795 円	令和 4 年度	4,884 円
平成 25 年度	4,662 円	平成 30 年度	4,795 円	令和 5 年度	4,884 円
平成 26 年度	4,662 円	令和元年度	4,884 円		

(消費税込み、家庭用 1 か月あたり 20 m³の使用を前提)

最後の実質的な使用料改定

消費税改正分の改定

・平成 29 年度 5%⇒8%
・令和元年度 8%⇒10%

III. 組織の状況

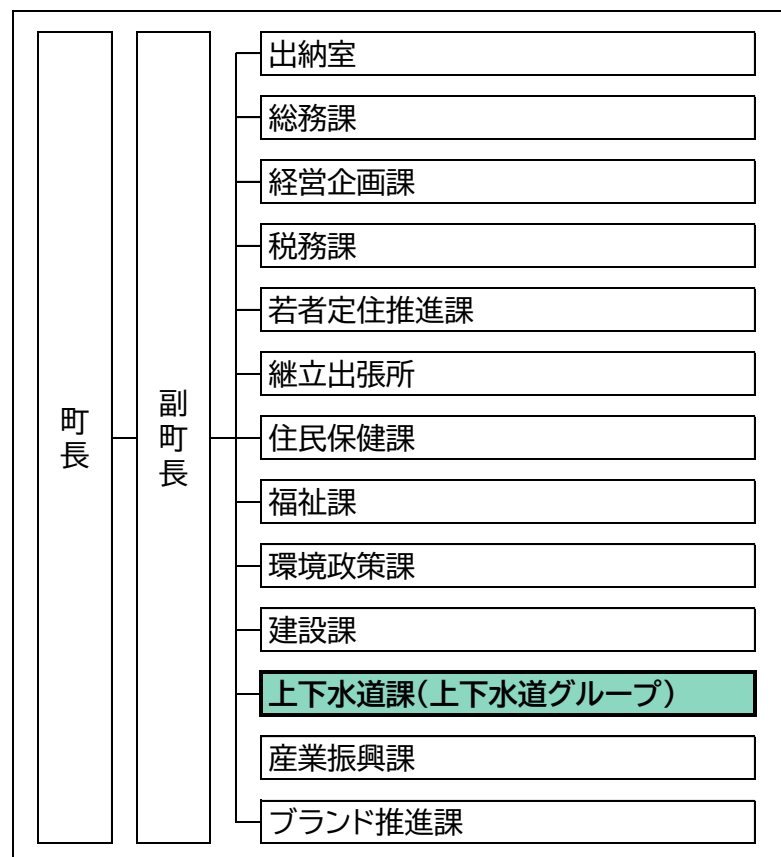
上下水道課が事務を担当し、最低限の人数で効率的に業務を推進

下水道事業に関する事務は上下水道課が担当しており、水道事業と合わせて合計 8 名で運営しています。このうち、下水道事業では 2 名分の人件費を損益勘定で負担しています。

なお、組織については、従来は建設水道課上下水道グループで関連業務を担当していましたが、建設水道課から上下水道部門を切り離し、2018 年 7 月より上下水道課が設置され、業務の効果的な推進を図っております。

人口減少により経営環境がより厳しくなる状況ではありますが、引き続き最低限の人員数により効率的な事業運営に努めるとともに、持続可能な事業運営のため、新たな担い手の育成についても尽力します。

図表 13 組織図（令和 6 年 4 月 1 日現在）



5. 前経営戦略の総括

I. 取り組みの実施状況

計画に基づく更新投資に取り組みつつ、使用料改定に向けた慎重な議論および検討を実施。防災・減災対策は今後の課題。

前経営戦略で経営の基本理念及び基本方針の実現に向けた目標を設定し、持続可能な安定した経営に向けて具体的な取り組みを進めてきました。これまでの取り組みの実施状況と今後に向けた課題を以下のとおり整理しました。

1 安心・安全で快適な暮らし

(1)水洗化率の向上(個別排水処理施設事業)	
衛生的な生活環境を確保するため、町ホームページ等による継続した事業周知により、個別排水処理施設事業の水洗化率の向上を目指してきました。	
取組実績	令和2年度47.8%から令和5年度55.7%へと向上しました。
今後の課題	水洗化率の向上に向けた取り組みの継続
(2)防災対策	
①地震対策として、被害を最小限に抑え下水道の機能を確保するため栗山下水道管理センター等の耐震診断及び耐震工事の検討を進めてきました。	
取組実績	対応を検討してきましたが、実施には至りませんでした。
今後の課題	下水道施設の耐震診断および耐震工事の実施
②浸水対策として、市街地区の浸水を防ぐため、必要に応じて雨水幹線の整備を検討してきました。	
取組実績	新町通街路事業による令和8年度からの雨水幹線整備工事に向けて準備を進めています。
今後の課題	必要に応じた雨水幹線整備の検討を継続
(3)減災対策	
災害に備えた体制の強化を図るため、災害時における対応方針等について職員による訓練を行う等の対応を検討してきました。	
取組実績	対応を検討してきましたが、訓練の実施には至りませんでした。
今後の課題	職員による訓練の実施

2 適切な維持管理

(1)計画的な改築・更新	
改築更新費用の抑制及び平準化を考慮した施設の延命化を目標として、ストックマネジメント計画にしたがって下水道施設の計画的な改築・更新を進めてきました。	
取組実績	R3:栗山下水道管理センター機器更新工事 167 百万円 R4:角田ポンプ場外機器更新工事 21 百万円 R5:朝日ポンプ場外機器更新工事 100 百万円 R6:ストックマネジメント計画の策定 など
今後の課題	計画的な改築・更新の継続
(2)管きょ調査の実施	
有収率の向上を含む効率的な汚水処理を目指し、管きょの破損確認や不明水対策として管きょ内のカメラ調査や雨天時のポンプの稼働状況の検証を実施してきました。	
取組実績	計画どおりカメラ調査やポンプの稼働状況の検証を実施してきました。
今後の課題	管きょ調査の継続
(3)施設の効率的な管理	
施設管理の効率性向上を目指し、計画的な施設点検や修繕管理等を実施するために、下水道台帳システムを活用してきました。	
取組実績	下水道台帳システムの活用により、計画的な施設点検や修繕管理等を実施してきました。
今後の課題	DX・GX の推進による効率的な施設の管理・運用の実現に向けた検討
(4)下水道関連施設の包括的民間委託	
民間事業者の創意工夫を活かし事業の効率化を図るため、栗山下水道管理センター等の包括的民間委託を継続的に実施してきました。	
取組実績	包括的民間委託を継続して実施してきました。
今後の課題	ウォーターPPP の導入に向けた情報収集及び検討

3 経営の安定化

(1)広域化の推進	
「広域化・共同化計画」を策定すべく、管内市町村とともに検討体制を構築し、本町においても取組に参画し、広域化・共同化の実現可能性について検討を進めてきました。	
取組実績	「広域化・共同化計画」が策定され、管内市町村とともに継続して検討しています。
今後の課題	具体的な取り組みの実行に向けた検討
(2)情報公開及び下水道広報の取組	
町民の下水道事業に対する関心を深めるため、町ホームページなどを活用し下水道事業に関する情報を公開してきました。	
取組実績	町ホームページなどを活用し、予算・決算・各種計画等の下水道事業に関する情報を公開しています。
今後の課題	情報公開の継続
(3)使用料改定の検討	
使用料の適正水準と町民負担のバランスを考えつつ、使用料の見直しの必要性について検討してきました。	
取組実績	使用料改定の代替案として、企業債を早期償還することによる下水道事業の財政健全化を実現する減債計画の実現可能性について令和5年度に検討を行いました。結果として代替案(減債計画)は導入が難しいことが判明しました。
今後の課題	具体的な使用料改定の実施時期、改定方法の検討

※代替案（減債計画）検討の詳細については資料編 P.71 に記載しています。

II. 収支計画と実績の比較

概ね前経営戦略の収支計画どおりに推移し、安定した事業運営を維持できている

経営戦略における収支計画と実績の比較は、毎期比較分析を行い、モニタリング報告書を作成しています。図表 14 のとおり、令和 5 年度までの決算において、概ね前経営戦略の収支計画どおりとの結果となり、安定した事業運営を維持できています。なお、令和 5 年度の当年度純利益については、業務委託契約の更新により下水道処理場費が計画を上回ったこと等により、計画値を下回りました。

また、建設改良費については、工期の延長や、個別排水処理施設事業における新規加入者が計画に満たなかったこと等を要因として計画と実績に差が生じていますが、工事の実施を大きく先送りしたものではありません。

図表 14 前回経営戦略における収支計画と実績の比較

(単位:千円)



Coffee Break ☕ : 人口予測

日本の人口動態は、高齢化と出生率の低下という二つの大きな波によって形作られています。これらの波は、社会のあらゆる側面に影響を及ぼし、政策立案者にとって重要な意思決定の指針となっています。当該経営戦略においても将来シミュレーションを行う際に人口将来推計を使用しています。実際に使用しているのは町で計算した人口将来推計値ですが、その基礎となっているのは国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来人口推計となっています。では、この将来推計の正確性はどの程度信頼できるのでしょうか？

国勢調査が 5 年毎に実施され、当該国勢調査の確定数を出発点として将来人口推計も 5 年毎に公表されています。10 年前の調査に基づく 2024 年の予測人口と実際の 2024 年の実際の人口と比較してみます。

現在の日本の人口をインターネットで検索すると 1 億 2,374 万人でした。一方、将来人口推計の 2024 年予測は 1 億 2,316 万人でしたので誤差は 58 万人、誤差率は 0.4% となっており、非常に精度の高い信頼性のある人口予測であるといえます。誤差の要因ですが、出生率は予測時よりも下がっていますので、高齢化の方が予測よりも進んだものと考えられます。

人口推計は、高い精度で実施されていますが、それは不確実な未来に対する一つの指標に過ぎません。社会の変化に柔軟に対応し、新たなデータを絶えず取り入れながら、未来を想像して今やるべきことを考えていく必要があるのです。

第3章 下水道事業の課題

1. 水需要の見通し

栗山町の人口はこの先30年で4,000人近く減少する推計であり、
汚水処理水量も人口減に比例して減少することが見込まれる

将来的な水需要を見通すためには、本町の人口が将来にわたってどのように変化するかを考える必要があります。栗山町の人口推計にあたっては、令和12年度までは栗山町第7次総合計画で定められた目標人口を利用しました。令和13年度以降は同計画に記載された「栗山町の将来人口推計」における人口減少割合にしたがって人口が減少するという前提で推計を行いました。この結果、令和5年度末時点で10,776人であった人口は令和35年度末時点で5,902人へと4,000人近く減少する見込みです。

本町における水需要については、大口の需要家は少なく、基本的には人口により影響を受ける傾向にあります。したがって、下水道使用料の徴収対象となる汚水処理水量である、有収水量についても人口減少の影響を受けて865千 m^3 から472千 m^3 へと4割以上減少することが見込まれます。

図表 15 町の人口と有収水量の見通し



※行政区域内人口は3月末基準に補正して使用しています。

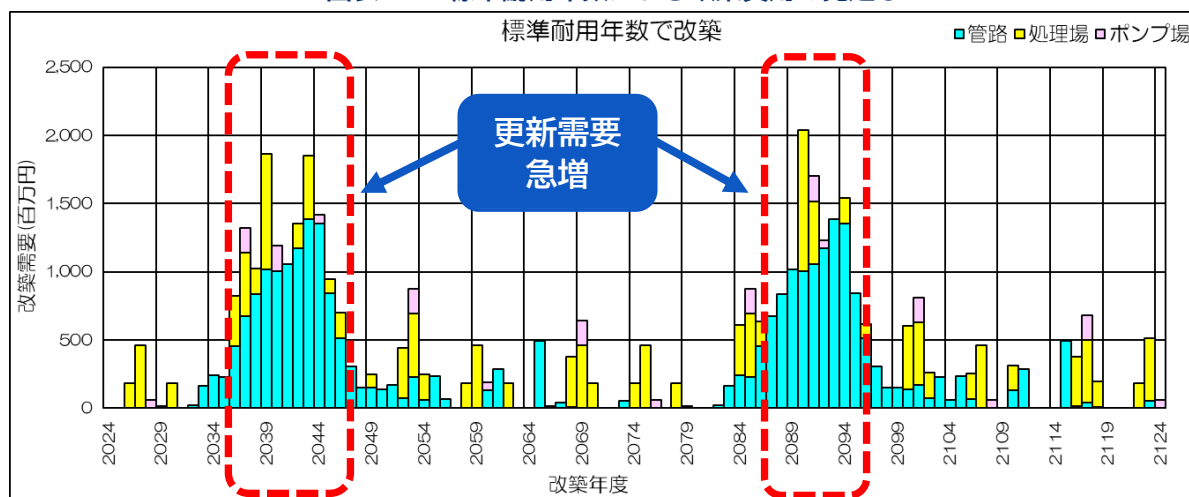
2. 施設整備の課題

1. 更新需要の見通し

今後多額の更新投資が必要となるため、コスト縮減を図りながら、計画的に下水道施設の更新を進めていくことが求められる

第2章「2.施設の現状」に記載したように、本町の下水道施設は老朽化により今後の維持・更新コストの増大が懸念されています。今後の更新需要の見通しは、標準耐用年数に基づき試算すると令和17年度（2035年度）までは3億円未満で推移する一方で、令和21年度（2039年度）以降は6年間にわたり10億円を超える改築費用が発生するなど急激な増加が見込まれています。このため、限りある財源の中で今後急増する老朽化施設の更新に取り組むにあたっては各施設の劣化状況を踏まえた長寿命化、水需要の見通しを踏まえた施設の再配置や規模の適正化を図るなど、中長期的な視点で優先順位をつけながら施設の更新需要に対応していく必要があります。

図表 16 標準耐用年数による改築費用の見通し



出典：栗山町ストックマネジメント計画

この点、中長期的に優先順位を付けて更新投資に取り組むため、国が推し進める下水道事業のストックマネジメントを導入し、更新投資の財政的な負担を最小限にとどめながら、計画的な維持修繕および更新投資を行うことが求められます。

●下水道事業におけるストックマネジメントとは？

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいいます。このようなストックマネジメントを実施することにより、将来的な改築需要についてコスト縮減が期待されています。

II. 災害等への備え

耐震工事や雨水幹線整備などの浸水対策、さらには災害発生時の対応訓練の実施が求められる

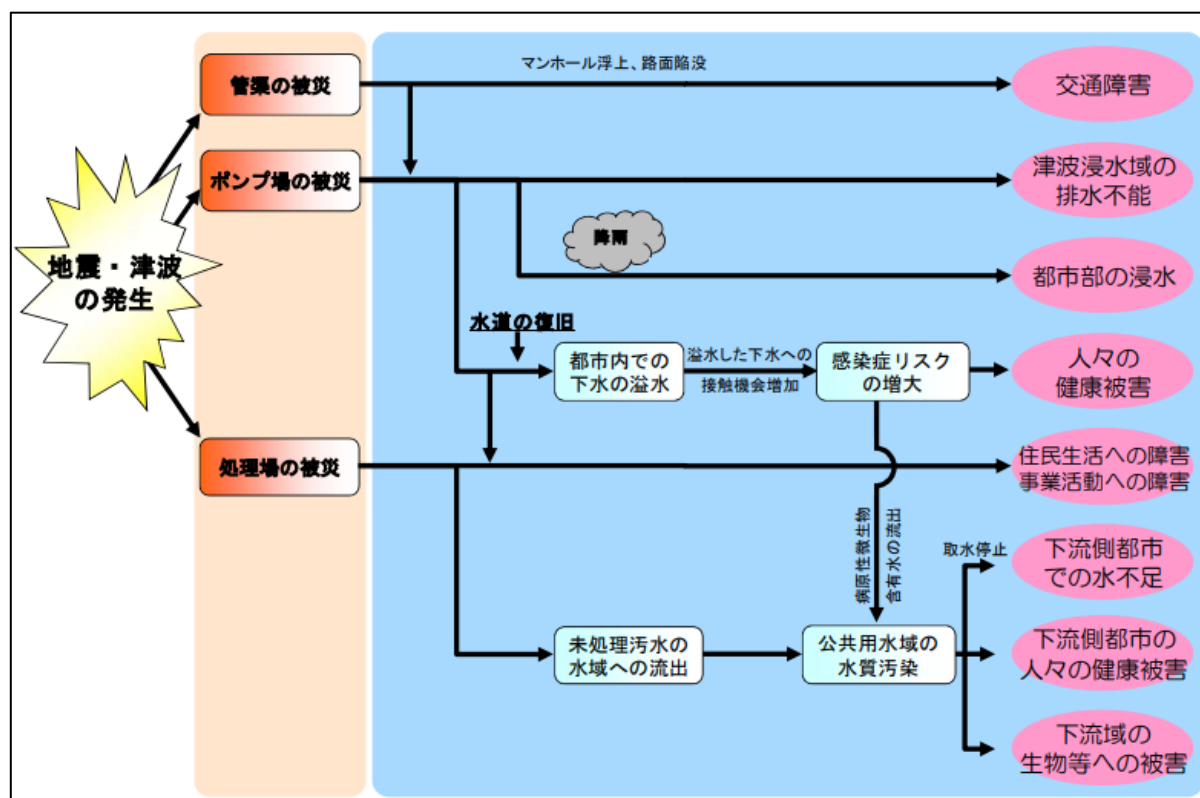
地震や浸水などの災害が発生し、下水道施設が被災した場合には、トイレの使用が不可能となるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響が予想されます。このため、未然に災害等への備えを行うことが求められます。

発災後の調査、応急復旧などには、下水道施設の図面などが必要となるため、下水道台帳等を整備するとともに、被災しても台帳等が必ず使用できるようバックアップを行うことが求められます。この他、地震や浸水などの災害の想定をもとに、機能停止の恐れのある施設を把握し、その影響を確認しておく必要があります。

地震が発生した場合に下水道の機能を確保するために、下水道施設の耐震診断および耐震工事を実施するとともに、市街地区の浸水を防ぐためには、雨水幹線整備が必要となります。

また、発災後の調査、応急復旧などを効率的に実施するため、他の地方公共団体との相互応援体制を構築、再確認することや、優先実施業務の遂行に必要なリソースを有する民間企業等との協定の締結・見直しをすることが必要です。そして、発災後の対応手順の確実な実行の定着のため、栗山町地域防災計画に基づいて訓練計画を立案し、定期的を実施し、また訓練で得られた課題は、適切にとりまとめ、維持改善計画につなげていくことが求められています。

図表 17 地震・津波の発生時に下水道被害が与える社会的影響等のイメージ図



出典：下水道BCP策定マニュアル 2017 年版（地震・津波編）（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）

3. 組織体制・人材の課題

管理責任を担う技術職員として有資格者の確保と、適切な経営を行うための正しい会計処理を担うことができる事務職員の確保が必要

下水道事業を営むためには技術職員と事務職員のそれぞれが必要となります。栗山下水道管理センターについて包括的民間委託を実施するなど、民間活力を利用しつつ最低限の人員で業務にあたっていますが、事業の存続のため、必要な人材を確保し、育成していくことが求められます。

■技術職員の確保

下水道法の規定により、下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、地方公共団体が行うものとされています。この点、特殊かつ高度な技術的能力を必要とするため、下水道法第22条に基づき、一定の資格が必要とされています。

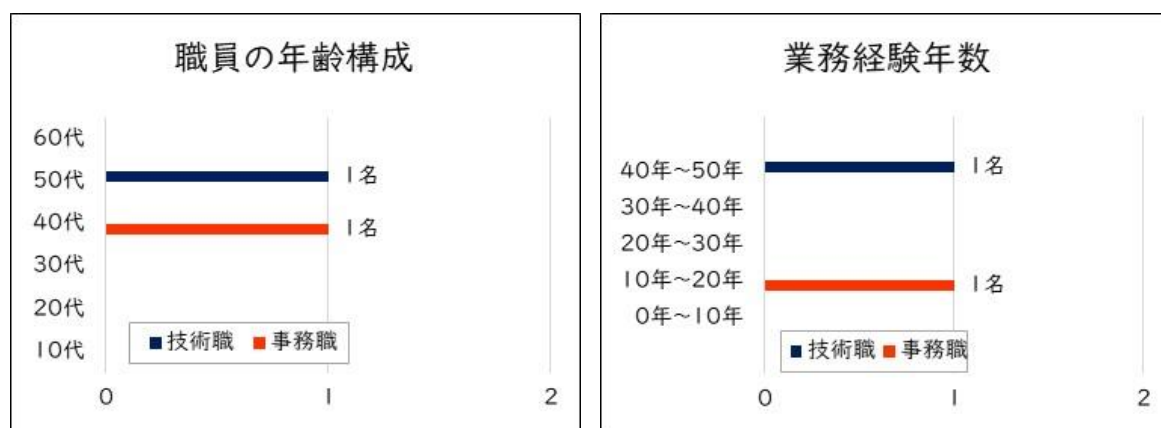
本町では下水処理場等の運転・維持管理については包括的民間委託を実施しており、この点において下水道法第22条の有資格者を本町において保有する必要は必ずしもありません。しかしながら施設の管理責任は本町に残るため、これに準ずる有資格者・経験者を確保していくことが求められます。

以下図表のとおり、現時点では豊富な実務経験を有する職員を配置できていますが、年齢層も高く、今後の退職も見据えて若手の技術職員を採用し、育成していくことが求められる状況にあります。

■事務職員の確保

本町の下水道事業は地方公営企業法を全部適用しており、日常の会計実務や予算・決算に関する事務の全てを上下水道課で完結する必要があります。このため、適切な会計処理を行うことで正しい経営判断に資するためには地方公営企業会計に知見のある職員を確保していくことが求められます。

図表 18 本町上下水道課職員の年齢層と実務経験等



【参考】下水道法第 22 条、同法施行令第 15 条及び同第 15 条の3による資格要件

下水道法施行 令第15条及 び同15条の3	区分	要件		資格取得に必要な下水道技術に関する実務経験年数(注)			
	卒業又は修了した学校等	卒業又は修了した学科等	履修した学科目等	計画 設計	実施設計又は監督管理		維持 管理
					処理施設 ポンプ施設	排水施設	処理施設 ポンプ施設
第1号	新制大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学	5年 (2.5年)	2年 (1年)	1年 (0.5年)	2年 (1年)
	旧制大学	土木工学科又はこれに相当する課程	—				
第2号	新制大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学に関する学科目以外の学科目	6年 (3年)	3年 (1.5年)	1.5年 (1年)	3年 (1.5年)
		機械工学科、電気工学科又はこれらに相当する課程	—	6年 (3年)	3年 (1.5年)	1.5年 (1年)	3年 (1.5年)
第3号	短期大学 高等専門学校 旧制専門学校	土木科又はこれらに相当する課程	—	8年 (4年)	5年 (2.5年)	2.5年 (1.5年)	5年 (2.5年)
		機械工学科、電気工学科又はこれらに相当する課程	—	8年 (4年)	5年 (2.5年)	2.5年 (1.5年)	5年 (2.5年)
第4号	新制高等学校 新制中等教育学校 旧制中等学校	土木科又はこれらに相当する課程	—	10年 (5年)	7年 (3.5年)	3.5年 (2年)	7年 (3.5年)
		機械工学科、電気工学科又はこれらに相当する課程	—	10年 (5年)	7年 (3.5年)	3.5年 (2年)	7年 (3.5年)
第5号 第6号	日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める技術検定	第1種技術検定合格		3年 (0.5年)	2年 (0.5年)	1年 (不要)	—
		第2種技術検定合格		—	2年 (0.5年)	1年 (不要)	—
		第3種技術検定合格		—	—	—	2年 (不要)
第7号	建設業法第27条による第2次検定の合格者(一級土木施工管理技士)	土木施工管理に合格したもの		—	3年 (1.5年)	1.5年 (1年)	—
第8号	技術士法による二次試験	下水道を選択科目として水道部門に合格した者		不要			不要
		水質管理又は汚物処理を選択科目として衛生工学部門に合格した者		—	—	—	不要
第9号	上記に定める学歴のない者			—	10年 (5年)	5年 (2.5年)	10年 (5年)
第10号	新制大学の大学院	5年以上在学(卒業)	下水道工学	2年 (1年)	0.5年 (0.5年)	0.5年 (0.5年)	0.5年 (0.5年)
	新制大学の大学院又は専攻科 旧制大学の大学院又は専攻科	1年以上在学	下水道工学	4年 (2年)	1年 (0.5年)	0.5年 (0.5年)	1年 (0.5年)
	短期大学の専攻科	1年以上在学	下水道工学	7年 (3.5年)	4年 (2年)	2年 (1年)	4年 (2年)
	国土建設学院等	上下水道工学科	—	8年 (4年)	5年 (2.5年)	2.5年 (1.5年)	—
	外国の学校	日本の学校による学歴、経験年数に準じる。					
	指定された試験	下水道管理技術認定試験(処理施設)		—	—	—	2年 (1年)
	指定講習： 国土交通大学校	専門課程下水道科研修		—	5年 (2.5年)	2.5年 (1.5年)	—
	指定講習： 日本下水道事業団	下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会		—	5年 (2.5年)	2.5年 (1.5年)	—
		下水道維持管理資格者講習会		—	—	—	5年

注:上段は下水道を含む関連インフラの経験を合算した全体の経験年数。括弧書きは全体の経験年数のうち下水道の経験年数

出典:日本下水道事業団公表資料を元に作成

4. 財政の課題

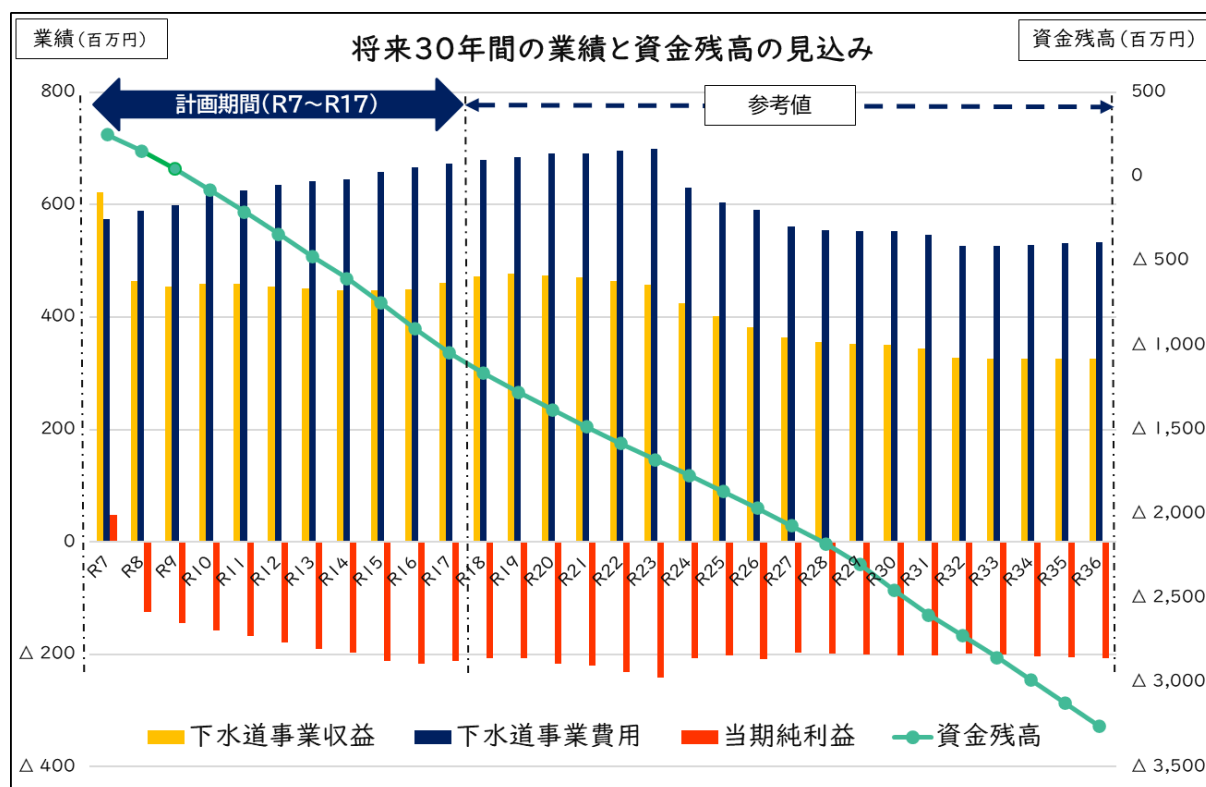
人口減少が進む中で、適正な水準の使用料収入を確保するなど、地方公営企業として自律的な経営が求められる

第3章「1.水需要の見通し」に記載したように、人口減少が進む中で、使用料収入の徴収対象となる有収水量が減少し、結果として使用料収入の減少が見込まれる状況です。

また、第3章「2.施設整備の課題」「I 更新需要の見通し」に記載したように、下水道施設は老朽化により今後の維持・更新コストの増大が懸念されています。

このため、令和7年度から30年間の業績と資金残高の見込みを試算したところ、現状のままの使用料体系で事業を継続していくと、赤字が継続する見込みであるとともに、資金残高は令和10年度にマイナスとなり、資金不足額が膨らみ続けるという結果となりました。

このように本町の下水道事業には持続可能な下水道事業の経営を追求するにあたり、財政上、大きな課題を抱えています。地方公営企業として自律的な経営が要請される中で、使用料の適正水準、一般会計との経費負担区分、経費の削減努力など様々な経営改善策を検討し、実行していくことが求められています。



Coffee Break ☕ : 設備の取替更新時期

我々は下水道設備があるおかげで衛生的な生活を享受できています。しかし、形あるものはいずれ老朽化して使えなくなります。それでは下水道設備はいつまで使用し続けることができるのでしょうか。

下水道管の耐用年数は、主に使用される材料によって決まります。現代のプラスチック製管材は約 50 年から 100 年、コンクリート管や鋳鉄管は 100 年以上持続するといわれています。100 年と聞くと「意外に長持ちだな、取替更新費用は 50 年以上かからないのだな」と思うかもしれませんがそうではありません。管の材質だけでなく、地域の気候、土壌の性質、施工の品質、そして何よりも維持管理の程度が、下水道管の耐用年数に大きな影響を与えます。また、耐震性の強い管への入替も行っていかなければなりません。

下水道管の経済的耐用年数は長いですが、定期的な点検とメンテナンスによって始めて 50 年、100 年持続可能なものとなっています。自然環境への影響はもちろんですが、下水道整備の長期的な維持のため、必要な維持管理を計画的に行っていく必要があるのです。

第4章 基本理念と将来像

1. 基本理念

町民に快適な暮らしをもたらすため、持続可能な下水道を目指す

本町の下水道事業は、総合計画に掲げられた分野別政策の基本方針の1つである「安全・安心で快適なふるさとづくり」に位置づけられています。本ビジョン・経営戦略では、栗山町第7次総合計画における基本理念や基本方針を踏まえ、前回の経営戦略から引き続き、以下のとおり基本理念、基本方針を定めました。

人口減少が進み、これまで以上に自律した持続可能な事業運営を迫られている状況にある中で、栗山町下水道ビジョン・経営戦略の基本理念である「安心できる未来へつなぐ持続可能な下水道」のもとで、より計画的な事業運営を進めます。

基本理念

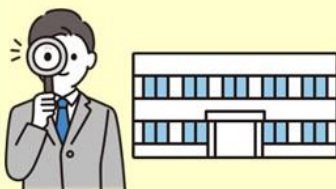
安心できる未来へつなぐ持続可能な下水道

基本方針



安心・安全で快適な暮らし

- ・水洗化率の向上
- ・防災対策
- ・減災対策



適正な維持管理

- ・計画的な改築、更新
- ・管路内調査の実施
- ・施設の効率的な管理
- ・下水道関連施設の包括的民間委託



経営の安定化

- ・広域化の推進
- ・情報公開及び下水道広報の取組み
- ・使用料改定の検討
- ・人材育成・確保

2. 将来像

私たちは、「安心できる未来へつなぐ持続可能な下水道」という基本理念にしたがって事業運営を進めています。下水道事業が「安心できる未来へつなぐ」ために何が必要であるのか、「持続可能」であるためには何が必要であるのか、という点を踏まえ、以下の3つの目指すべき将来像を設定しました。この将来像を目指すために、「安心・安全で快適な暮らし」「適正な維持管理」「経営の安定化」という3つの基本方針を定めており、この実現のため、具体的な対策に取り組んでいます。

目指すべき将来像

1.安全安心で快適な暮らしを支える

- ① 下水道区域内外を問わず、栗山町に住むすべてのお客様が、適正公平な料金負担により、衛生的で快適な環境で生活しています
- ② 災害時においても下水道施設の被害は最小限に抑えられ、主要な管きよも被災しないため、避難所や防災拠点などを中心に汚水処理が途絶えることはありません。仮に被災した場合でも、迅速に応急復旧体制が整い、早期に復旧することができます

2.効率的な維持管理によりサービスの質を維持

- ① 水需要に合わせた規模・配置へ再構築し、中長期的にコストを削減することができています
- ② 施設の点検・調査情報を蓄積し、その情報を活用して効率的な維持管理や長寿命化を図ることで、各資産のライフサイクルコストは最適な状況にあります

3.持続可能な安定した下水道経営を実現

- ① 計画的に下水道使用料体系を検証することで、収支バランスの取れた健全経営が維持できています
 - ② 人材育成・確保の取組により、職員の技術力向上と技術継承が図られ、下水道事業の運営に必要な人材が安定的に確保されています
 - ③ お客様との間で栗山町下水道事業の課題や取組みについて、コミュニケーションが継続的に行われており、下水道事業に対する理解が醸成されています
-

第5章 具体的な取り組み

前章で記載した目指すべき将来像の実現に向けて、以下の具体的な取り組みに尽力し、良好な下水道サービスを提供するとともに、経営の効率化や健全化を図り、持続可能な安定した経営に取り組めます。なお、記載した取り組み毎に達成すべき目標を設定しました。経営戦略の進捗状況については毎年モニタリングを実施しますが、その中で以下の目標の達成状況を継続して評価します。

1. 安心・安全で快適な暮らし

(1) 水洗化率の向上（個別排水処理施設事業）

下水道計画区域内では高い水洗化率を示しているものの、区域外では合併処理浄化槽の導入割合はまだ高いとはいえない状況にあります。人口減少時代の中で、特に人口密度の低い地域における下水道システムは徐々に集合処理から個別処理にシフトする傾向が見られており、合併処理浄化槽が中小市町村に多い人口散財地域において果たす役割は、今後ますます大きくなっていくものと考えられます。

衛生的な生活環境を確保するため、町ホームページ等による継続した事業周知により、個別排水処理施設事業の水洗化率の向上を目指します。

■ 目標：個別排水処理施設事業の水洗化率の向上

(2) 防災対策

① 下水道施設が被災した場合、トイレの使用が不可能となるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。特に下水処理場は下水道事業における重要な施設であり、地震発生時においても一定の安全性を維持することが不可欠です。

地震対策として、被害を最小限に抑え下水道の機能を確保するため施設の耐震化を検討します。

■ 目標：栗山下水道管理センター等の耐震診断及び耐震工事の検討

② 浸水には、都市に降った雨が河川等に排水できずに発生する「内水氾濫」と、河川から溢れて発生する「洪水氾濫」があります。このうち、下水道は、都市に降った「内水」の排除という役割を担っています。

浸水対策として、市街地区の浸水を防ぐため、必要に応じて雨水幹線の整備を検討します。

■ 目標：市街地区における雨水幹線整備の検討

(3) 減災対策

下水道の災害対策について、施設整備の点での防災対策を実施する他、このような防災対策には多くの時間や費用がかかることから、これと併せて被害の最小化を図るための「減災対策」を実施することが重要です。

災害時における対応方針等について職員による訓練を行う等、災害に備えた体制の強化を図ります。

■目標:災害発生時に的確かつ冷静な対応が取れるよう職員による訓練等の実施

2. 適正な維持管理

(1) 計画的な改築・更新

老朽化が進む栗山下水道管理センターの機械設備等を中心として、限りある財源の中で計画的な改築・更新を行い、持続可能な下水道を推進していく必要があります。

令和6年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、改築更新費用の抑制及び平準化を考慮して、老朽化した下水道関連施設の計画的な改築・更新を実施します。

■目標:改築更新費用の抑制及び平準化を考慮した施設の延命化

(2) 管きょ調査の実施

本町の公共下水道事業では、角田地区・継立地区の農業集落排水事業を接続して以降、有収率が低下している事実があります。安定かつ自律した事業運営を推進するためには、不明水を削減し、効率的な事業運営を検討することが望ましいと考えます。

管きょの破損確認や不明水対策として管きょ内のカメラ調査や雨天時のポンプの稼働状況の検証を実施し、有収率の向上を含む効率的な汚水処理を目指します。

■目標:カメラ調査や雨天時のポンプの稼働状況の検証を実施

(3) 施設の効率的な管理

下水道台帳システムの活用により、計画的な施設点検や修繕管理等を実施し、施設管理の効率性向上を目指します。

■目標:下水道台帳システムの継続運用

(4) 下水道関連施設の包括的民間委託

民間事業者の創意工夫を活かし事業の効率化を図るため包括的民間委託を継続して実施します。また、ウォーターPPPなどの新たな取り組みの導入については引き続き情報収集に努めていきます。

■目標:栗山下水道管理センター等の包括的民間委託の継続実施

3. 経営の安定化

(1) 広域化の推進

北海道では、国の要請に基づき、関係市町村とともに検討体制を構築し、令和5年3月に「北海道污水处理施設広域化・共同化計画」を策定しました。本町においても本取組に参画し、広域化・共同化の実現可能性について検討してきました。現行計画においては、検討または事業実施メニューには位置付けられていませんが、引き続き、本取組に参画し広域化の基盤を構築していきます。

■目標:北海道等の関係団体と連携した污水处理の広域化・共同化の検討

(2) 情報公開及び下水道広報の取組

町民の下水道事業に対する関心を深めるため、町ホームページなどを活用し下水道事業に関する情報を公開します。

■目標:予算・決算・各種計画等の公表、下水道事業に関する情報発信

(3) 使用料改定の検討

人口減少等による使用料収入の減少や、国からの財政措置の減少が見込まれる厳しい経営環境下において、持続可能な自律した下水道事業経営を目指すにあたっては、下水道事業経営が総括原価主義の下での使用料による経営を前提とする以上、使用料の適正水準を検討の上、使用料の見直しが必要です。

使用料の適正水準と町民負担のバランスを考えつつ、使用料の見直しを検討します。

■目標:使用料の見直しの検討

(4) 人材育成・確保

下水道事業に関する経営や技術に関する研修会など様々な機会を利用して人材育成及び強化を図ります。

■目標:研修会等への参加

第 6 章 財政運営の基本方針と財政計画

1. 財政運営の基本方針

I 基本方針

「安定的な運転資金の確保」「企業債残高の管理」「純利益の確保」を財政運営上の基本方針とする

本町下水道事業の経営にあたっては、第 4 章「2. 将来像」で記載したように、持続可能な安定した下水道経営を実現するため、「安定的な運転資金の確保」「企業債残高の管理」「純利益の確保」を財政運営上の基本方針とします。安定的な運転資金や純利益を確保するために、使用料の改定や経費削減の検討を進め、必要な運転資金を確保しながら、企業債残高を適切に管理し、財務的に健全な経営を目指していきたいと考えています。

● 安定的な運転資金の確保

災害や突発的な資金需要に備えるため、使用料収入が得られない状況になったとしても、一定期間事業を存続できる程度に余裕ある金額を運転資金として確保します。具体的には一般的に望ましいとされる流動比率 200%を達成できる 400 百万円の資金を令和 17 年度までに事業全体で確保することを目標とします。

● 企業債残高の適正管理

将来世代の負担が過大とならないよう企業債残高の管理を適切に実施します。具体的には処理区域内人口 1 人あたりの企業債現在高が現在より約 15%減少するよう令和 17 年度末までに企業債残高を 1,500 百万円まで圧縮することを目標とします。

● 純利益の確保

持続可能な安定した下水道経営を実現するためには、一定の純利益の確保が必要となります。公費負担の適正化を図りつつ、適時、下水道使用料改定の必要性を検証し、収支均衡を目指すこととします。なお、本町における「収支均衡」や「公費負担の適正化」に関する考え方は以下のとおりです。

収支均衡	一般会計からの出資金が純資産残高に与える影響を考慮した実質損益による計画期間累積での収支均衡を目指す
公費負担適正化	基準外繰入金であっても可能な限り地方公営企業法第 17 条の 2 の考え方に即した繰入金とする

II 目標

■経費回収率の向上に向けたロードマップ

年度	安定的な収益及び事業運営に必要な資金の確保に向けた活動	維持管理費等の経費削減に向けた活動
令和7年度		経費削減に向けた検討
令和8年度		
令和9年度		
令和10年度		
令和11年度	使用料改定に関する方針検討・決定	
令和12年度		
令和13年度		
令和14年度		
令和15年度		
令和16年度		
令和17年度		

■目標数値

年度	経常収支比率(%) (公共・特環)	経費回収率(%) (公共・特環)	資金残高 (百万円)	企業債残高 (百万円)
現状 (令和5年度)	118.7%	85.3%	169	2,271
前期計画期間末 目標値 (令和11年度)	100.0%	90.0%	240	1,900
後期計画期間末 目標値 (令和17年度)	100.0%	95.0%	400	1,500

経費回収率とは？

使用料収入で汚水処理費を回収している割合のことをいい、高いほど経営が健全であると言え、100%以上であることが理想です。

2. 財政収支のシミュレーション

1. 投資計画の策定

ストックマネジメント計画に基づく年度間の負担を平準化した投資を前提とする

●基本方針・中長期目標

ストックマネジメント計画にしたがって目標耐用年数を経過する資産を優先的に更新対象とすることで、計画的かつ効率的な更新投資を実施することを基本方針とします。

●投資計画の概要

直近において予定されている個別の事業を除いては、ストックマネジメント計画をベースとしつつも、ストマネにおいても年度間の事業費のバラつきが予想されることから、年度間の負担を平準化して、以下の内容による投資計画を策定しました。

事業	建設改良費の発生時期・内容・金額
公共	新町通街路事業を除き、R8以降はストマネ計画に基づいて 206 百万円/年 の支出を予定 ●反映した事業の実施時期● 工業団地造成事業(R7)、新町通街路事業(R8-R10)、管路更新事業(R14～) 機器更新事業(R7～)
特環	特になし
個排	10 基/年の合併処理浄化槽の新設により 19.5 百万円/年 の支出を予定 (10 基の内訳:5 人増×6 基、7 人層×3 基、10 人層×1 基)

II. 財源試算

他会計繰入金や使用料改定を条件とした4パターンで比較を実施

(1) 財源試算の概要

財源試算にあたっては、以下のパターンで検討を実施しました。パターン①で現状のまま何の施策も行わないとした場合の試算を実施し、収支均衡及び現金残高の維持が難しいことが判明したため、以降、パターン②で町独自繰入金を採用した場合、パターン③で使用料改定を実施した場合、パターン④で不足する分を一般会計から追加繰り入れを行う場合、について比較検討を行いました。検討にあたっては「計画期間内の実質損益が累計で収支均衡しているか」「現金残高がマイナスにならないか」という2つの条件により事業全体で検討しました。検討の結果、パターン④のみが2つの条件を満たすという結果になりました。

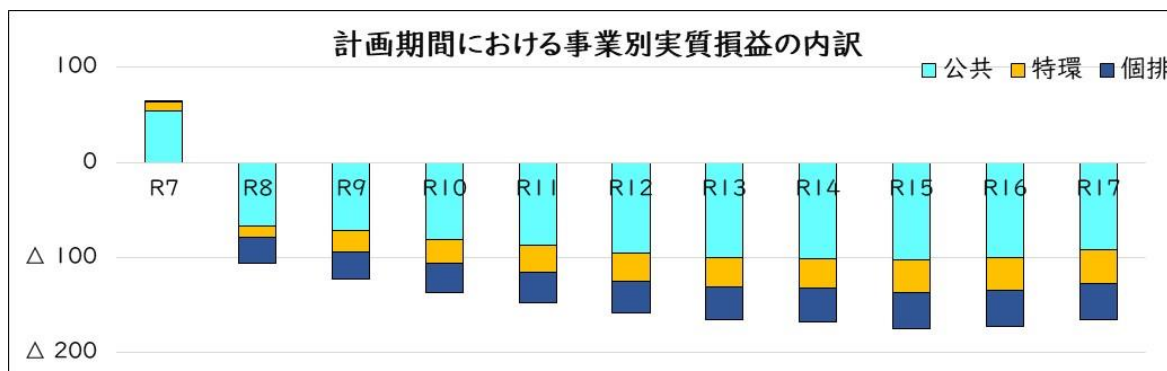
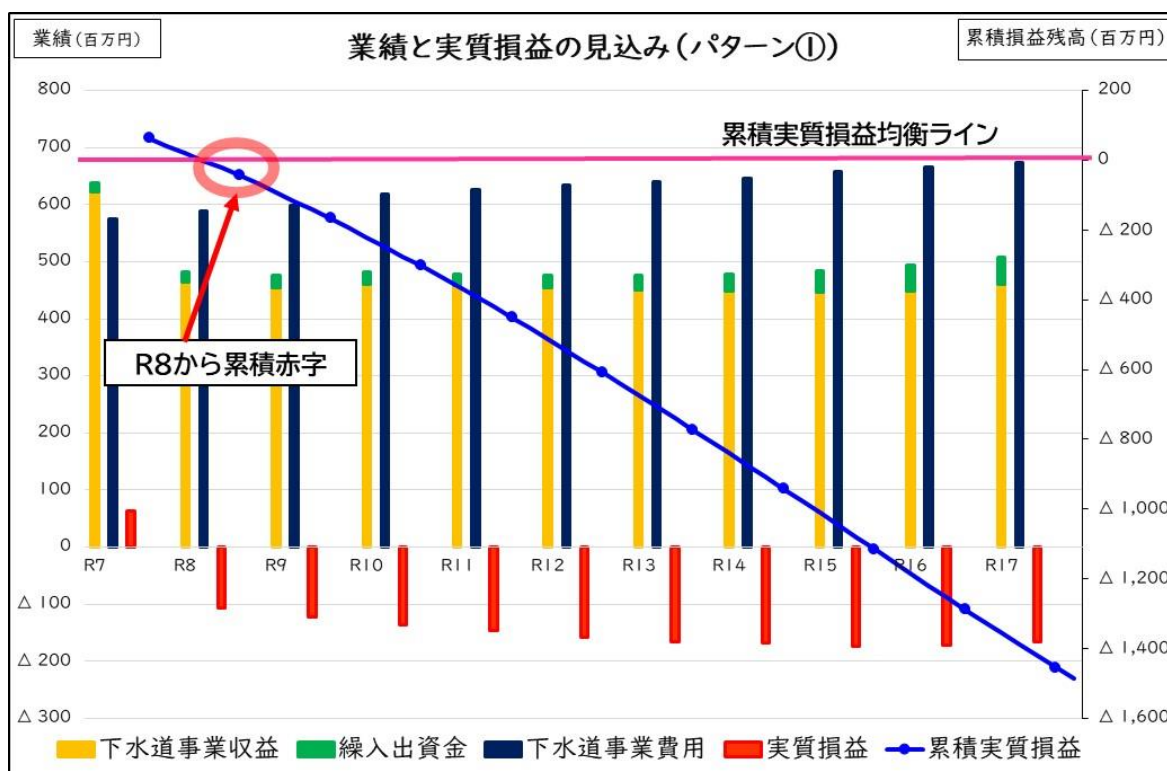
パターン	前提	検討結果	
		実質損益	現金残高
パターン①	成り行き。使用料改定も行わない。	×	×
パターン②	町独自方針による一般会計繰入金を導入	×	×
パターン③	令和12年度に20%の使用料改定	×	○
パターン④	パターン③で不足する資金を一般会計から追加繰入	○	○

(2) 財源試算（成り行き：パターン①）

現状の使用料体系のままで使用料改定など何の経営改善策も行わず、人口減少によって使用料収入が減少するなど推移した結果、予想される状況を把握するため、成り行きベースでの財源試算（パターン①）を実施しました。

■ 推計結果

計画2年目の令和8年度以降、実質赤字が継続し、累積実質損益も令和10年度以降赤字が膨らむ結果となりました。したがって、収支均衡により安定的な経営を実現するには使用料改定などの抜本的な経営改善策が求められる状況にあります。単年度の実質損益を見ても、すべての事業において令和8年度以降赤字となることが見込まれています。

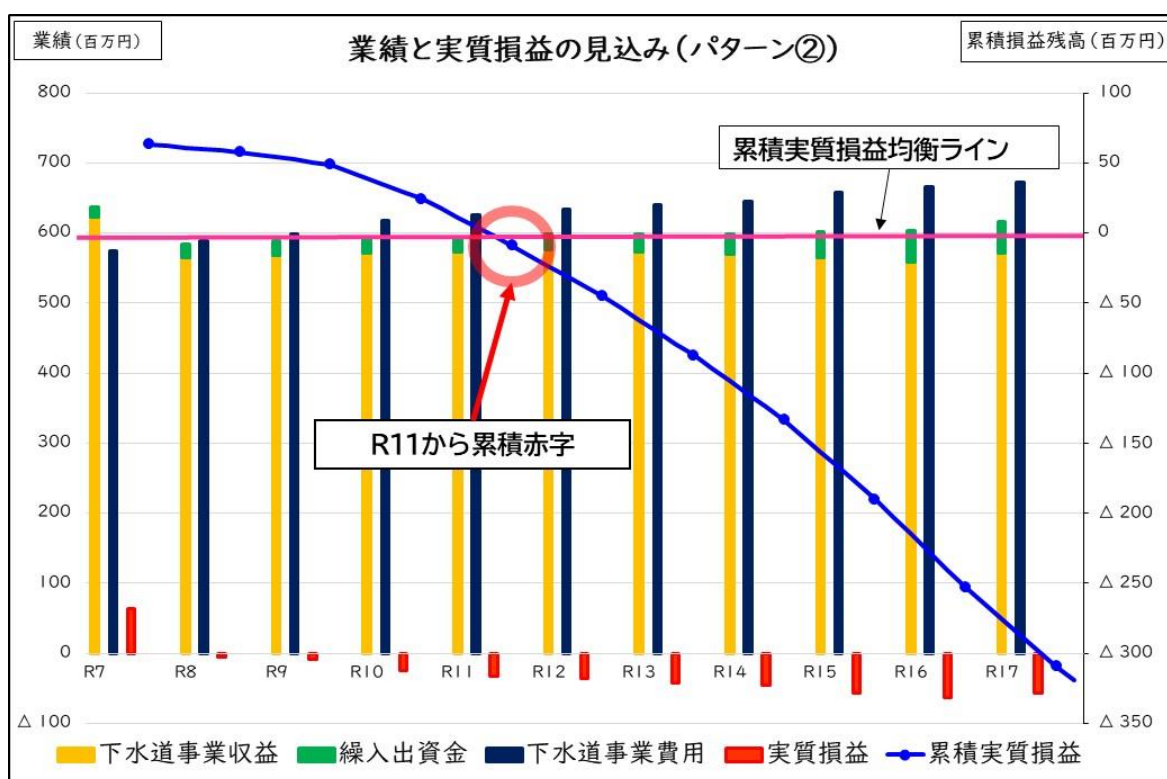


(3) 財源試算（町独自方針＋使用料改定なし：パターン②）

パターン①の成り行きベースでの試算では、計画期間内で実質損益による収支均衡が果たせないため、町独自の方針に基づく一般会計繰入金を加味した財源試算を行いました。このパターンの場合、個排単独では収支均衡しますが、公共・特環の合算ベースでは累積損益が前期計画期間（R7-R11）の最終年度である令和 11 年度に赤字転落し、以後赤字が継続した結果として事業全体においても収支均衡が果たせない試算となりました。

単年度の実質損益について、独自方針による一般会計繰入金により個排については令和 9 年度以降単年度で収支均衡しますが、その一方で公共は令和 10 年度から赤字転落し、特環は令和 8 年度から赤字が継続することが見込まれており、使用料改定なしには収支均衡が実現しない状況にあります。

このため、次ページにおいて、必要な使用料改定率を算定しました。



■ 使用料改定率の算定

次に、町独自方針の繰入金を前提として、使用料改定により実質損益の収支均衡を実現とした場合、どの程度の使用料改定が必要であるか、使用料改定率の算定を行いました。

使用料改定率の算定にあたっては、前述のとおり個排は一般会計からの政策的な繰入金を導入予定であるため、公共・特環の合算での損益において検討を行いました。そして、計画初年度である令和 7 年度の期首に使用料を改定するとした場合、令和 7 年度からの累積損益において収支均衡するためにはどの程度の使用料改定が必要であるかという考え方で、5 年刻みで試算を実施しました。結果として、人口減少に伴い収支が悪化する見込みであるため、令和 7 年度からの 5 年間では 1.59%の使用料改定で済みますが、期間が長くなるほど必要な使用料改定率が上昇することがわかります。

単位:百万円

項目	R7-11	R7-16	R7-21	R7-26	R7-31	R7-36
A 下水道管理運営費	2,740	5,696	8,804	11,697	14,123	16,419
B 控除額(公費で負担すべき経費等)	1,756	3,499	5,350	6,892	8,067	9,189
C 繰入出資金額	90	233	420	537	646	766
D 使用料対象経費…A-B-C	894	1,964	3,035	4,268	5,410	6,465
E 使用料収入	880	1,697	2,430	3,083	3,663	4,175
F 収入不足額…D-E	14	267	605	1,184	1,748	2,289
期待使用料改定率…F÷E	1.59%	15.73%	24.92%	38.42%	47.71%	54.83%

次に、本ビジョン・経営戦略の計画期間に合わせて令和 7 年度から令和 17 年度の 11 年間と、後期計画期間として位置づける令和 12 年度から令和 17 年度の 5 年間で収支均衡を実現する場合の使用料改定率を算定した結果は以下のとおりです。パターン②の財源試算では令和 11 年度に赤字転落が予想されているため、令和 12 年度～令和 17 年度における収支均衡を実現する使用料改定率 32.1%が検討の一つの目安になると考えられます。

単位:百万円

項目	R7-R17	R12-R17
A 下水道管理運営費	6,309	3,568
B 控除額(公費で負担すべき経費等)	3,858	2,101
C 繰入出資金額	275	185
D 使用料対象経費…A-B-C	2,176	1,281
E 使用料収入	1,850	970
F 収入不足額…D-E	325	311
期待使用料改定率…F÷E	17.59%	32.10%

■資産維持費の取り扱い

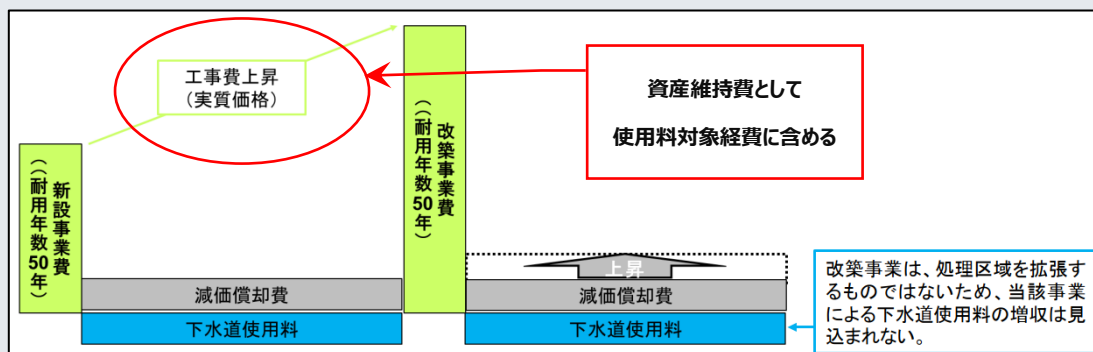
使用料改定率の算定にあたり下水道の施設に必要な更新コストは減価償却費として、使用料対象経費に含まれています。しかしながら、この減価償却費は建築当初の費用に基づくものであり、将来の更新時に想定される費用水準が反映されていないため、更新費用の増大が見込まれる場合には、その分を見込んで使用料対象経費に含めるという考え方があります。

しかしながら、資産維持費の算出方法については下水道事業では明確に示されたものはなく、また、現状の費用水準においても経費回収率が100%を切っている状況であり、まずは現状の費用水準において経費回収率100%を目指し、一般会計からの基準外繰入金を削減することが重要であると考えています。

したがって、本町における使用料改定率の算定に当たり、資産維持費を使用料対象経費に含めていませんが、今後の経営改善を進める中で、国が示す方針や全国その他団体の動向を見ながら引き続き検討していきたいと考えています。

【下水道使用料の算定と資産維持費について】

使用料の算定にあたっては、実際に発生する費用の他に資産維持費を含めるべきという議論があります。資産維持費とは、「将来の更新に必要な支出額が新設当時と比較して、高機能化(耐震化等)等により多額となるが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、増加が見込まれる支出分について、下水道施設を維持し、サービスを継続していくために必要な費用として、使用料対象経費に含めるべき費用」のことをいいます。

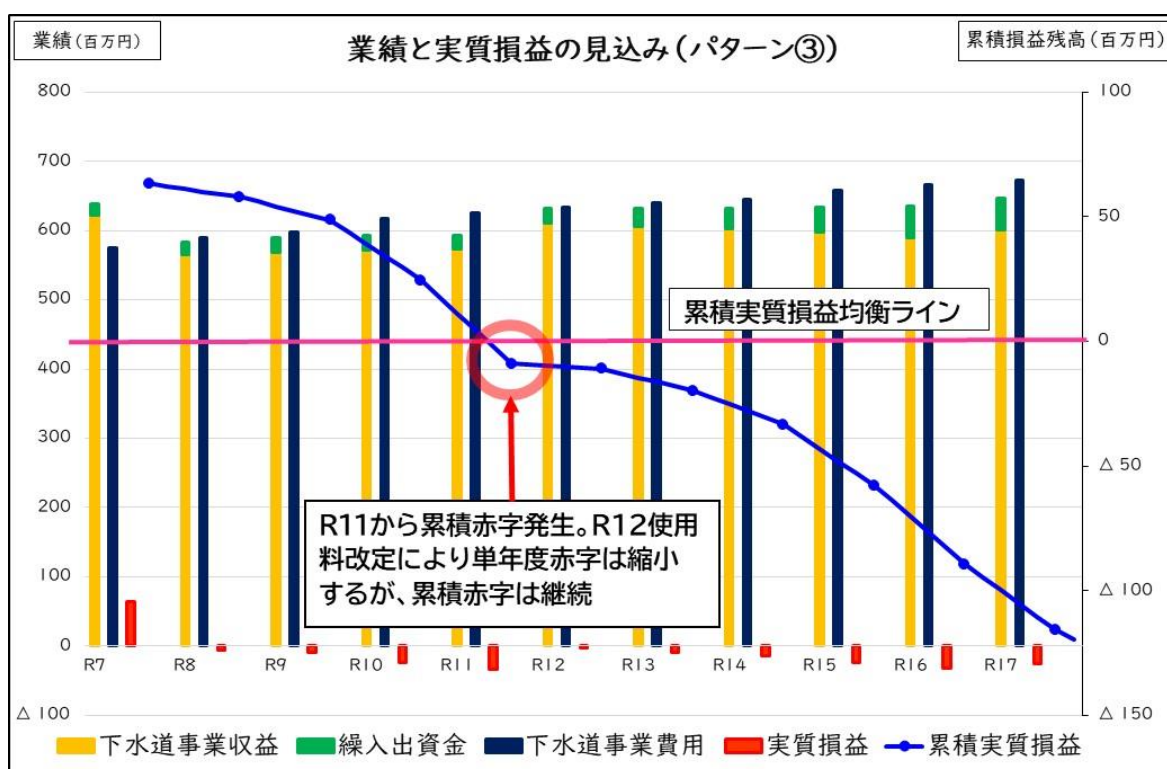


出典：総務省資料を一部加工

(4) 財源試算（町独自方針＋使用料改定あり：パターン③）

パターン②で反映した町独自の方針に基づく一般会計繰入金によっても収支均衡が果たせないため、令和12年度に使用料を20%改定するとした場合の財源試算を実施しました。なお、使用料改定率については、前ページにおいて本来は20%以上の改定が必要となる検討結果でしたが、長期にわたり使用料改定が行われていない中で、住民負担の激変緩和を目的として、他団体の事例などを参考にして20%という仮定を置きました。

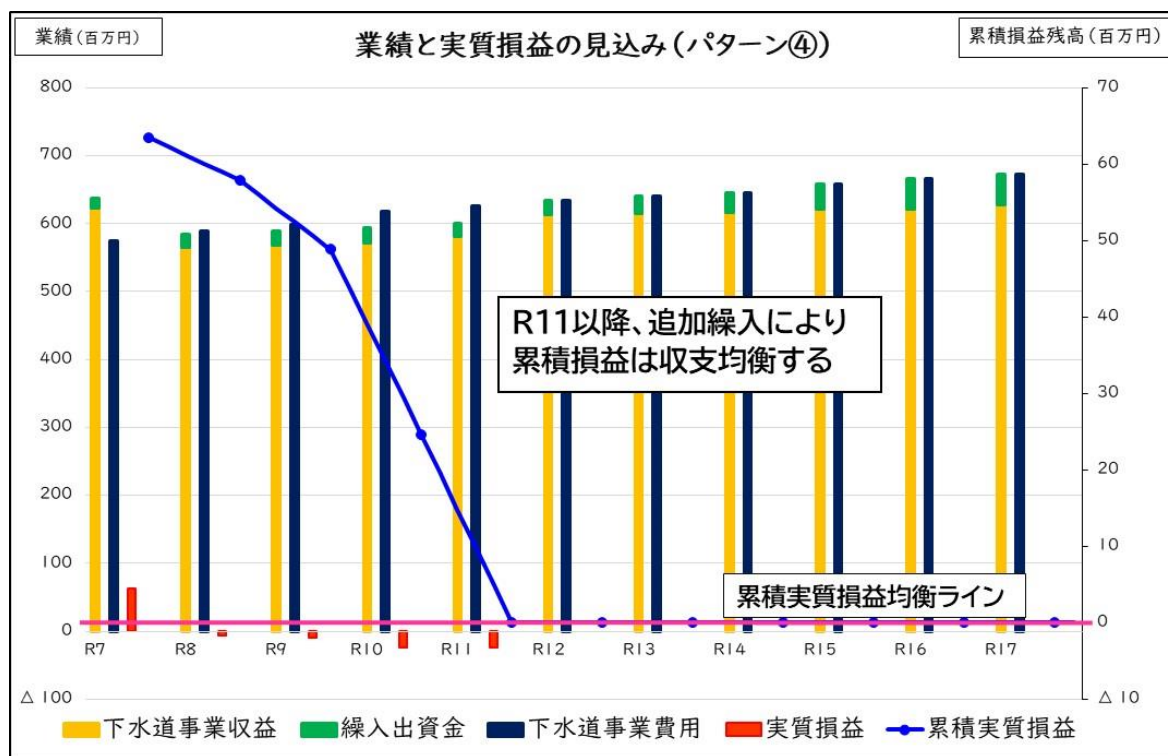
試算の結果、令和11年度に累積損益が赤字転落後、令和12年度の使用料20%の改定によって、単年度の実質損失は縮小しますが、黒字化にはいたらず、結果として計画期間内における収支均衡が実現しない結果となりました。



(5) 財源試算（パターン③+追加繰入等：パターン④）

パターン③の使用料改定によっても収支均衡が実現しないため、本来は使用料改定率を上げるべきですが、住民負担を考慮して不足分を一般会計から追加で繰り入れ、不足する使用料改定は次の使用料改定のタイミングで引き続き検討するという前提で試算を行いました。一般会計からの繰り入れにより計画期間内の収支均衡は実現しますが、一般会計からの更なる基準外繰入金を前提とするものであり、決して望ましい状況ではありません。

しかしながら、使用料改定により計画期間内に住民の負担が増加した額（使用料収入の増加額）は210百万円であり、追加的な繰入により発生した町の追加負担額 99百万円と比べると過度に一般会計負担に依存することなく、独立採算による企業経営に向けて取り組みが進んでいることを十分に示すことが可能な試算結果となりました



【収支均衡実現のための住民負担と町負担の比較】

単位:百万円

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	合計
住民の負担増	0	0	0	0	0	37	36	35	35	34	33	210
町の負担増	0	0	0	0	9	△ 1	6	11	22	29	23	99

3. 財政計画

前期計画期間の実績を踏まえて使用料改定方針を再検討

財源試算を実施した結果、パターン③において前期計画期間（令和7年度～令和11年度）の最終年度から累積赤字に転落することが見込まれました。したがって、前期計画期間における実績を踏まえ、本期間の最終年度となる令和11年度に使用料改定方針を再検討します。なお、本ビジョン・経営戦略においては、住民負担の激変緩和を考慮したパターン④を採用し、後期計画期間（令和12年度～令和17年度）の初年度である令和12年度に20%の使用料改定を行う計画としました。

■ 収益的収支（税抜）

単位：千円

	R7	R8	R9	R10	R11
1 下水道事業収益	622,517	564,887	567,880	572,095	581,673
1 営業収益	455,367	389,008	389,477	391,859	399,625
下水道使用料	190,356	194,413	192,208	190,004	187,755
他会計負担金	243,578	172,899	175,564	178,459	188,423
うち基準内	118,776	70,934	60,227	63,979	63,076
うち基準外	124,802	101,965	115,337	114,480	125,347
その他営業収益	21,433	21,696	21,704	23,396	23,447
汚泥処理負担金	21,363	21,626	21,634	23,326	23,377
手数料	70	70	70	70	70
2 営業外収益	167,150	175,879	178,403	180,236	182,049
長期前受金戻入	167,120	174,869	177,393	179,226	181,039
国庫補助金	0	0	0	0	0
雑収益	30	1,010	1,010	1,010	1,010
3 特別利益	0	0	0	0	0
その他特別利益	0	0	0	0	0
1 下水道事業費用	574,663	589,315	598,191	617,833	625,677
1 営業費用	560,733	579,379	587,745	606,400	612,984
管渠費	14,937	15,235	15,540	15,851	16,167
下水道処理場費 (個別排水処理施設費含む)	178,032	179,233	180,459	193,280	194,321
総係費	25,566	26,083	26,611	27,151	27,703
減価償却費	342,198	358,828	365,135	370,118	374,793
資産減耗費	0	0	0	0	0
2 営業外費用	13,930	9,936	10,446	11,433	12,693
支払利息	10,728	9,621	10,131	11,118	12,378
貸倒損失	0	0	0	0	0
雑支出	3,202	315	315	315	315
3 特別損失	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0
当年度純利益	47,854	△ 24,429	△ 30,311	△ 45,737	△ 44,004
繰入資本金を加味した実質損益	63,410	△ 5,524	△ 9,077	△ 24,196	△ 24,613

■ 資本的収支（税込）

	R7	R8	R9	R10	R11
1 下水道事業資本的収入	452,116	376,155	378,664	323,346	251,291
1 企業債	230,800	186,600	185,900	157,300	121,800
2 出資金	15,556	18,905	21,234	21,541	19,391
3 国庫補助金	129,100	109,000	125,500	125,500	103,000
4 負担金等	1,560	1,950	2,730	3,705	3,900
1 下水道事業資本的支出	554,815	485,213	500,859	476,021	414,029
1 建設改良費	291,277	237,500	270,500	270,500	225,500
2 企業債	263,538	247,713	230,359	205,521	188,529
資本的収支不足額	△ 102,699	△ 109,058	△ 122,195	△ 152,675	△ 162,738

■収益的収支（税抜）

	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 下水道事業収益	612,955	615,640	616,346	621,613	621,863	627,264
1 営業収益	428,841	430,149	429,800	437,028	434,963	437,910
下水道使用料	221,672	217,172	212,672	208,171	203,671	199,281
他会計負担金	183,670	189,428	193,568	203,363	205,852	213,215
うち基準内	59,255	56,509	56,320	58,516	61,109	74,168
うち基準外	124,415	132,919	137,248	144,847	144,743	139,047
その他営業収益	23,499	23,549	23,560	25,493	25,440	25,415
汚泥処理負担金	23,429	23,479	23,490	25,423	25,370	25,345
手数料	70	70	70	70	70	70
2 営業外収益	184,113	185,491	186,546	184,585	186,901	189,354
長期前受金戻入	183,103	184,481	185,536	183,575	185,891	188,344
国庫補助金	0	0	0	0	0	0
雑収益	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
3 特別利益	0	0	0	0	0	0
その他特別利益	0	0	0	0	0	0
1 下水道事業費用	634,469	640,952	645,659	658,536	666,439	673,199
1 営業費用	619,901	624,615	628,474	639,778	646,089	651,203
管渠費	16,491	16,821	17,157	17,501	17,851	17,851
下水道処理場費 (個別排水処理施設費含む)	195,379	196,447	197,447	211,354	211,379	210,997
総係費	28,268	28,847	29,440	30,047	30,663	30,663
減価償却費	379,763	382,500	384,430	380,875	386,197	391,693
資産減耗費	0	0	0	0	0	0
2 営業外費用	14,568	16,337	17,185	18,758	20,350	21,996
支払利息	14,253	16,022	16,870	18,443	20,035	21,681
貸倒損失	0	0	0	0	0	0
雑支出	315	315	315	315	315	315
3 特別損失	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	△ 21,514	△ 25,312	△ 29,313	△ 36,923	△ 44,576	△ 45,935
繰入資本金を加味した実質損益	0	0	△ 0	0	△ 0	0

■資本的収支（税込）

	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 下水道事業資本的収入	248,414	250,812	254,813	262,423	275,676	271,435
1 企業債	119,300	118,600	118,600	118,600	121,400	118,600
2 出資金	21,514	25,312	29,313	36,923	44,576	45,935
3 国庫補助金	103,000	103,000	103,000	103,000	103,000	103,000
4 負担金等	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
1 下水道事業資本的支出	408,161	403,115	394,381	402,829	419,026	417,943
1 建設改良費	225,500	225,500	225,500	225,500	225,500	225,500
2 企業債	182,661	177,615	168,881	177,329	193,526	192,443
資本的収支不足額	△ 159,747	△ 152,303	△ 139,568	△ 140,406	△ 143,350	△ 146,508

※事業別の計画数値等は 72 ページを参照してください。

第7章 進捗管理と見直し

1. 進捗管理

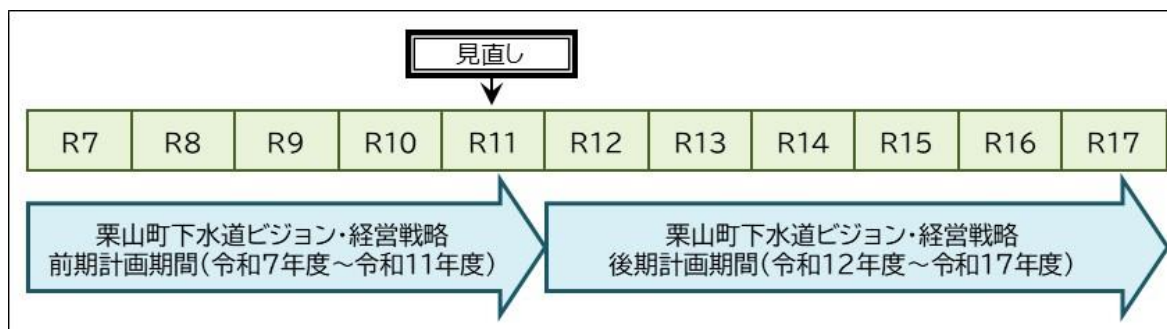
毎期モニタリングを行い、計画の達成状況を確認

経営戦略の実効性を確保するため、進捗管理を毎年度適切に実施します。進捗管理にあたっては、毎年度の決算による実績値と投資・財政計画による計画値との比較を行うとともに、基本方針に基づく具体的な取組の進捗状況を確認します。このような取組により、本戦略で目指す目標の達成に向け、常に改善しながら施策を推進します。

2. 見直し

次回は令和11年度に下水道ビジョン・経営戦略を改定予定

本ビジョン・経営戦略の計画期間は令和7年度からの11年間であり、令和11年度までを前期計画期間、令和12年度から令和17年度までを後期計画期間と位置付けています。したがって前期計画期間の最終年度となる令和11年度に原則として本ビジョン・経営戦略の見直しを実施することとします。



戦略の見直しにあたっては、毎年度の進捗管理を踏まえ、目標値と実績値との乖離原因を分析し、効果的な改善策を盛り込むなどの対応を適切に実施するほか、使用料の改定も含めた検討を行うものとします。使用料の改定に関する検討については、その後も少なくとも5年に1度の頻度で定期的な検証・見直しを行います。

下水道事業を取り巻く経営環境の変化に対応した内容に更新し、今後も持続可能かつ健全な下水道事業経営を行うことができるよう努めてまいります。

資料編/参考資料

・用語集

あ行			
	用語	読み方	意味
い	一般会計 繰入金	いっばんかいけい くりいれきん	地方公営企業法第17条の2に基づき、一般会計から下水道事業の運営のために繰り入れられる資金。大きく分類して、国から示される基準に基づく基準内繰入金と、町の政策により繰り入れられる基準外繰入金の2種類がある。
い	維持管理費	いじかんりひ	事業の管理運営に要する経費(人件費、電気代等の動力費、機械等の修繕費及び委託料等)。
う	雨水	うすい	雨が降って、道路等にたまり排除する必要があるもの。
う	ウォーター PPP	うおーたー ぴーぴーぴー	公共施設等運営事業(コンセッション)に段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)とコンセッションを合わせた官民連携方式の総称。
お	汚水	おすい	家庭、会社、工場などから出される生活雑排水やし尿その他汚れた水のこと。
お	汚泥	おでい	下水処理場で汚水を処理した後に残る泥状の物質

か行			
	用語	読み方	意味
か	合併処理 浄化槽	がっぺいしより じょうかそう	家庭等から排出される生活雑排水等を処理するための設備で、トイレから出る排水と、台所や風呂などからの生活雑排水を一つの槽で処理することができるため、「合併処理」と呼ばれる。
か	管きよ	かんきよ	下水(汚水)を流すための管。主に道路内に敷設。
か	官庁会計	かんちょうかいけい	地方公共団体を含む日本の公的機関や官庁が行う会計制度のことで、単式簿記や現金主義を採用している会計のしくみのこと。
き	企業債	きぎょうさい	地方公営企業の資産取得などの財源として起こされた地方債(長期借入金)のこと。
き	基準外繰入金	きじゅんがいくりいれ きん	国が定めた繰出基準によらない政策的経費、地方公営企業の事業収入で経費を賄い切れない部分を補填するために一般会計から繰り入れる負担金や補助金のこと。
き	供用開始	きょうようかいし	下水道管が敷設され、公共桝へ排水設備を接続することにより下水道が利用可能となること。
け	経営指標	けいえいしひょう	経営分析を行うにあたって、具体的に事業の実態がどのようになっているのか把握し経営改善につなげるため、財務諸表等の数値から適切な経営判断をする項目。
け	建設改良費	けんせつかいりょうひ	主に下水道の施設整備や改築に使われる経費。
け	減価償却費	げんかしやうきゃくひ	固定資産の取得価額を、その資産の耐用年数にわたって分割して費用として計上する会計処理のこと。

こ	広域化	こういきか	経営基盤や技術基盤の強化を地域の実情に応じて事業統合や共同経営だけでなく、管理の一体化等の多様な形態など、市町村の連携体制を構築すること。
こ	公共下水道	こうきょうげすいどう	市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、処理場で処理するか又は流域下水道に接続される。
こ	公共施設等運営事業 (コンセッション)	こうきょうしせつとう うんえいじぎょう	利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。
こ	個別排水処理施設事業	こべつはいすいしより しせつじぎょう	地方公営企業が主体的に合併処理浄化槽の設置及び維持管理を実施し、衛生的で快適な生活環境の実現と良好な水環境の保全を図ることを目的とした事業。

さ行			
	用語	読み方	意味
さ	雑排水	ざつはいすい	一般家庭から出される排水の中でも、し尿とトイレからの排水を除く生活排水のこと。
し	指定管理者制度	していかんりしゃ せいど	民間事業者も含む「法人その他の団体」を指定管理者として地方公共団体の広い運用裁量を持たせる制度。公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することで多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応していくことを目的とする。
し	実質的な使用料	じっしつてきな しょうりょう	料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m ³ を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)。
し	し尿	しにょう	トイレから出る排水のこと。
し	条例上の使用料	じょうれいじょうの しょうりょう	一般家庭における 20 m ³ あたりの使用料。
し	処理区域内人口	しよりくいきない じんこう	供用開始後公示済区域内の人口のこと。
す	水洗化	すいせんか	宅内の排水設備を改造し、下水道の本管に接続すること。下水道区域外では、地方公営企業が主体的に設置・維持管理を実施する合併処理浄化槽(個別排水処理施設)により生活雑排水を処理すること。
す	ストックマネジメント	すとくまねじめんと	既存の構造物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。多様化する現在の需要に対して、既存構造物の計画的な評価、保全が求められており、ただ単純に古くなったからという理由で構造物を解体して新築(改築)を繰り返す、いわゆる「スクラップ＆ビルド」とは異なる手法である。
そ	総括原価主義	そうかつげんかしゅぎ	給水並びに汚水処理にかかる原価を全て積み上げた金額(総括原価)を、見込まれる給水収益(下水道使用料収入)で賄うことをいいます。総括原価には、人件費や減価償却費等の営業費用及び支払利息等の営業外費用の他、健全な運営を確保するため、適正な「資産維持費(資本報酬)」を算入することが認められている。

た行			
	用語	読み方	意味
た	耐震化	たいしんか	地震により下水道施設が被災したとしても、住民の生活が維持できるよう下水道施設の強化を図ること
た	耐用年数	たいようねんすう	施設が使用に耐える年数。一般的な下水道環境の下で適切に維持管理が行われている場合、管渠、ポンプ場、処理場の土木・建築構造物でおおむね 50 年、機械・電気設備 でおおむね 10～30 年とされている。標準耐用年数は、固定資産が使用できる期間として法的に定められた年数で あり、減価償却の計算期間となる。
ち	地方公営企業会計	ちほうこうえいきぎょうかいけい	事業収入を主な財源として、独立採算の原則により特定の事業を経理する会計であり、下水道事業会計はこれに該当する。
ち	長期前受金戻入	ちようきまえうきんれいにゅう	固定資産取得のために交付された補助などについて、減価償却見合い分を収益化したもの。
と	特定環境保全公共下水道	とくていかんきょうほぜんこうきょうげすいどう	主として市街化区域以外の区域に下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、処理場で処理するか又は流域下水道に接続される。
と	独立採算	どくりつさいさん	使用料収入で経営を行わなければならないという地方公営企業法に定められた経営の原則的な考え方

は行			
	用語	読み方	意味
ひ	PFI	ぴーえふあい	民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法
ひ	PDCA サイクル	ぴーでいーしーえーさいくる	産管理や品質管理などの管理業務を計画通りスムーズに進めるための管理手法の一種で、計画、実施、検証、直しを繰り返すことでより良いものを指すことができます。(plan-do-check-action cycle の略)
ふ	不明水	ふめいすい	有収水量以外の汚水処理水量のことで、下水道の污水管に、何らかの原因で、流入する雨水や地下水をいいます。
ふ	分流式下水道	ぶんりゅうしきげすいどう	汚水用の管路と雨水用の管路の2つを埋設し、汚水は下水処理場へ、雨水は川や海に直接放流するしくみ。汚水と雨水をそれぞれ専用の管で集めるので、河川の水質が守られ、環境面でも衛生面でも優れた方式とされる。
ほ	法適用	ほうてきよう	地方公営企業に地方公営企業法を適用して特別会計から地方公営企業会計に移行すること。法非適用企業では官庁会計(現金主義・単式簿記)が採用されるのに対し、法適用企業では公営企業会計(発生主義・複式簿記)が採用されることとなり、会計処理の方式に違いがある。
ほ	包括的民間委託	ほうかつてきみんかんいたく	民間事業者(受託者)が一定の要求水準(性能要件)を満足する条件で、施設の運転・維持管理について受託者の裁量に任せられる、性能発注の考え方にに基づく委託方式。
ほ	ポンプ施設	ぽんぷしせつ	降雨等により河川の水位が上昇し、自然放流出来なくなる低地の雨水をポンプで強制的に排水し、浸水を防ぐための施設。

ほ	ポンプ所	ぼんぷしょ	下水道管は、下水が排出される家庭や工場などから処理場へ向かって自然流下で流れるよう勾配をつけて布設されているため、下水道管が深くなったところから、下水を地表付近まで汲み上げ、再び浅い位置から自然流下で下水を流すためのポンプが設置されるマンホール内の施設のこと。
ほ	ポンプ場	ぼんぷじょう	多量の汚水が集まる場所で地形的に自然流下させることが困難な場合、汚水を途中でくみ上げて再び自然流下に戻すために設置される施設のこと。

や行			
	用語	読み方	意味
ゆ	有収水量	ゆうしゅうすいりょう	下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる汚水処理水量のことをいう。

・主要事業の沿革

年度	事項
昭和 56 年度	公共下水道事業の全体計画を策定
昭和 57 年度	下水道事業認可を得て事業開始
昭和 62 年度	第 1 回認可変更(栗山下水道管理センター建設のため)
昭和 63 年度	第 2 回認可変更(都市計画の見直しに伴う下水道全体計画の修正による)
平成 02 年度	栗山下水道管理センターが完成し、一部地域において下水道の供用を開始
平成 03 年度	農業集落排水事業を角田地区で供用開始
平成 04 年度	第 3 回認可変更(認可区域を拡大)
平成 05 年度	合併処理浄化槽設置支援事業開始
平成 09 年度	農業集落排水事業を継立地区で供用開始
平成 11 年度	第 4 回認可変更(認可区域の拡大、栗山下水道管理センターへし尿投入)
平成 13 年度	MICS 事業開始
平成 21 年度	第 5 回認可変更(農業集落排水区域の角田区域を公共下水道に接続)
平成 23 年度	角田地区が公共下水道に接続
平成 28 年度	継立地区が公共下水道に接続 →農業集落排水事業から特定環境保全公共下水道事業へ認可変更
平成 29 年度	町が設置主体となる個別排水処理施設事業開始

・経営指標による現状分析（詳細版）

■ 分析に使用したデータ

総務省のホームページで公表されている「経営比較分析表」データ（平成 30 年度～令和 4 年度）を利用しました。

■ 分析に使用した経営指標について

分析に使用する経営指標については、経営戦略が将来に渡って持続可能な事業運営を行うための施策検討を目的としていることを考慮し、「施設の効率性」「経営の効率性」「財務健全性」という 3 つの視点で分析を行うための以下 12 の経営指標を利用しました。

視点	指標	算式	何がわかる？	比較対象
施設の効率性 	施設利用率	晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。	全道内類似団体
	有収率	年間有収水量÷年間汚水処理水量×100	処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合を表した指標。	全道内類似団体
	水洗化率	現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。	全道内類似団体
経営の効率性 	使用料単価	使用料収入÷年間有収水量	有収水量1m ³ あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す指標。	全道内類似団体
	汚水処理原価	汚水処理費÷年間有収水量	有収水量1m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。	全道内類似団体
	経費回収率	下水道使用料÷汚水処理費×100	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能。	全道内類似団体
財務健全性 	経常収支比率	経常収益÷経常費用×100	料金収入等の経常的な収益で、維持管理費や支払利息等の経常的な費用をどの程度賄えているかを表す指標。	法適用済みの道内類似団体
	流動比率	流動資産÷流動負債×100	短期的な債務に対する支払能力を表す指標。	法適用済みの道内類似団体
	企業債残高対事業規模比率	(企業債現在高－一般会計負担額)÷(営業収益－託工事収益－雨水処理負担金)×100	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。	全道内類似団体
	自己資本構成比率	(資本合計＋繰延収益)÷(負債＋資本)×100	総資本に占める自己資本の割合であり、財政状態の長期的な安全性を見る指標。	法適用済みの道内類似団体
	固定資産対長期資本比率	固定資産÷(固定負債＋資本合計＋繰延収益)×100	資金を長期的に拘束する固定資産が、資本金や長期借入金等の長期的に活用可能な資本や負債によって調達されている割合を示す指標。	法適用済みの道内類似団体
	処理区域内人口1人あたりの企業債(地方債)現在高	企業債(地方債)現在高÷現在処理区域内人口	企業債(地方債)現在高を処理区域内人口で除したものである。	全道内類似団体

【分析の視点】

- 施設の効率性・・・下水道施設が無駄なく効率的に利用されているか。
- 経営の効率性・・・独立採算制による自律的な事業運営ができるように適切なコストコントロールや料金設定等がなされているか。
- 財務健全性・・・十分な負債の支払能力を有している等、下水道事業が将来にわたって持続可能な財務状態となっているか。

■ 比較対象団体の選定

比較対象団体については、総務省が作成した「令和 4 年度経営比較分析表」において使用される類似団体区分を利用して選定しました。

各事業別に上記区分に当てはめ、同一区分に該当する団体から原則として空知管内の団体を抽出しました。分析に利用した経営指標が法適用団体のみを対象とする場合には法適用団体のみから同様に抽出しました。また、近隣の長沼町・南幌町・由仁町他については同一の累計区分に該当しない場合であっても参考のため、比較対象団体としました。

図表 19 比較対象団体一覧

事業	全体での比較指標の場合	法適用団体内での比較指標の場合
公共	砂川市・奈井江町・長沼町・南幌町・由仁町（農集）	砂川市・枝幸町・白老町
特環	奈井江町・浦臼町・長沼町・南幌町・由仁町（農集）	浦臼町・白老町・寿都町
個排	奈井江町・妹背牛町・黒松内町・中川町・釧路町	滝川市・砂川市・恵庭市

類似団体区分については、総務省 HP より、下記のように分類することができます。本町においては、公共が Cd1、特環が D2、個排が L3 です。

図表 20 類似団体区分まとめ

【公共下水道区分一覧表】

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
政令市等			政令市等	21
10万以上	100人/ha以上		Aa	33
	75人/ha以上		Ab	30
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	45
	50人/ha未満	30年未満	Ac2	1
3万以上	100人/ha以上		Ad	60
	75人/ha以上	30年以上	Ba	7
	50人/ha以上	30年未満	Bb1	24
		30年未満	Bb2	1
	50人/ha未満	30年以上	Bc1	66
		30年未満	Bc2	11
3万未満	75人/ha以上	30年以上	Bd1	166
		30年未満	Bd2	18
			Ca	2
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	28
		15年以上	Cb2	17
		15年未満	Cb3	5
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	164
		15年以上	Cc2	135
		15年未満	Cc3	14
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	141
		15年以上	Cd2	176
		15年未満	Cd3	12

【特定環境下水道区分一覧表】

供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
30年以上	D1	191
15年以上	D2	500
15年未満	D3	23

【個別排水処理施設区分一覧表】

供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
30年以上	L1	1
15年以上	L2	135
15年未満	L3	11

出典：総務省の資料を加工して作成

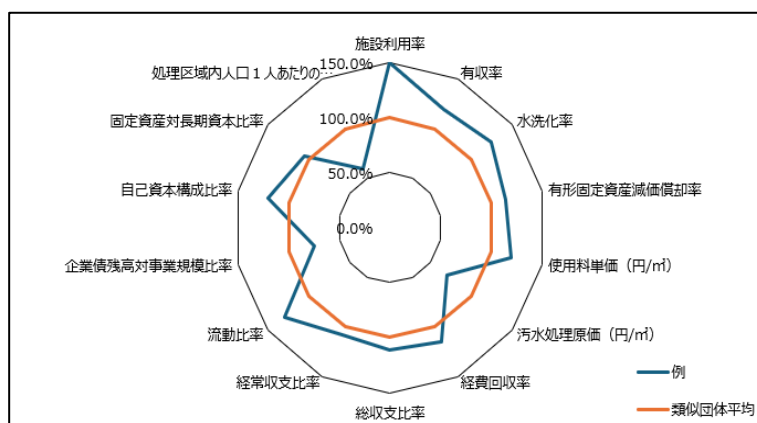
■レーダーチャートの見方

レーダーチャートには、類似団体での指標ごとの平均値を1とし、栗山町とその平均値と比べた各指標の倍率を記載しています。指標には数値が小さいほど良いものと、数値が大きいほど良いものがあります。すなわち指標ごとにチャートの内側にあるとより良いものと外側にあるとより良いものに分かれています。それを一覧表にまとめたのが図表 21、すべての指標が高水準である場合の例が図表 22 です。

図表 21 レーダーチャートの見方

視点	指標	←内側	外側→
施設の効率性 	施設利用率(%)		⊙
	有収率(%)		⊙
	水洗化率(%)		⊙
経営の効率性 	使用料単価(円/㎡)		⊙
	汚水処理原価(円/㎡)	⊙	
	経費回収率(%)		⊙
財務健全性 	経常収支比率(%)		⊙
	流動比率(%)		⊙
	企業債残高対事業規模比率(%)	⊙	
	自己資本構成比率(%)		⊙
	固定資産対長期資本比率(%)		⊙
	処理区域内人口1人あたりの地方債(企業債)残高(千円/人)	⊙	

図表 22 好事例のレーダーチャート例

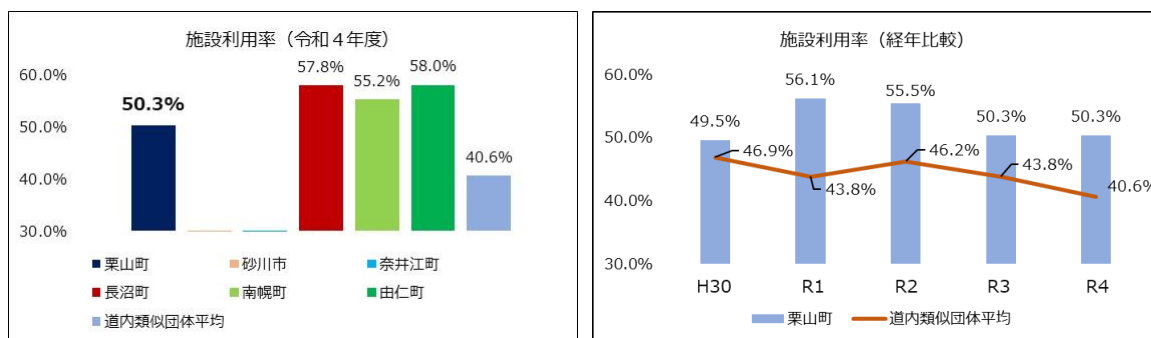


ア 施設利用率

視点:施設の効率性

本町が保有する終末処理場は栗山下水道管理センターのみであるため、公共下水道事業のみを対象に分析しました。施設利用率は終末処理場が最大処理能力に対して、平均して実際にどの程度稼働しているかを表す指標で、施設の利用状況や施設規模が適切であるかを把握することができます。令和4年度の本町の数値50.3%は、道内類似団体平均値を上回っていますが、近隣の長沼町（57.8%）や南幌町（55.2%）を下回っています。今後、人口減に伴う汚水処理量の更なる減少により、施設利用率はますます低下することが見込まれます。したがって、事業の広域化など施設利用率の向上に資する施策について検討が求められる状況です。

■公共下水道事業



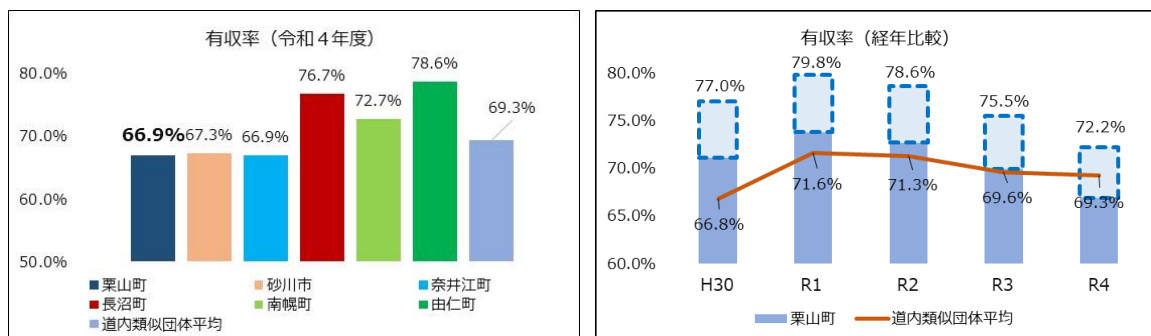
※長沼町・南幌町は農集の数値を利用して分析

イ 有収率

視点:施設の効率性

施設利用率と同様に公共下水道事業のみを対象として分析を行いました。有収率は処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合を表した指標で、この数値が低いと、使用料の徴収対象とならない不明水が多いことを示しています。本町の数値66.9%は公共下水道事業のみの数値であり、同一の処理場（栗山下水道管理センター）に接続している特定環境保全公共下水道を合わせると72.2%になります。この数値は道内平均を上回っていますが低下傾向にあります。効率的な施設運営のためには不明水を減少させるための対策を講じるなど、更なる有収率の向上について検討が必要です。

■公共下水道事業



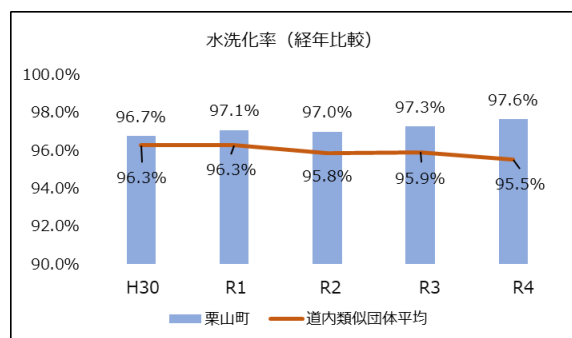
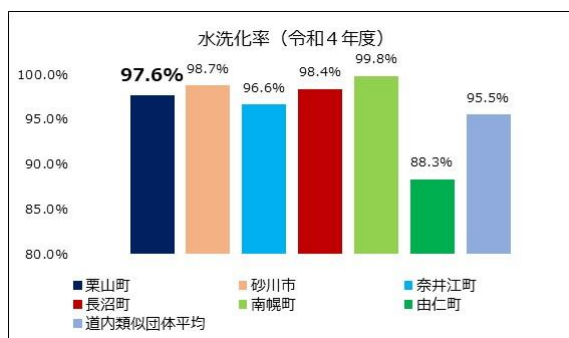
ウ 水洗化率

水洗化率は現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。この数値が低いと、施設や制度を整備していながらも下水道が使用されていないことを示しています。

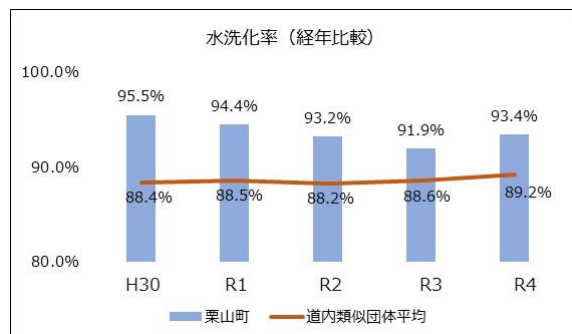
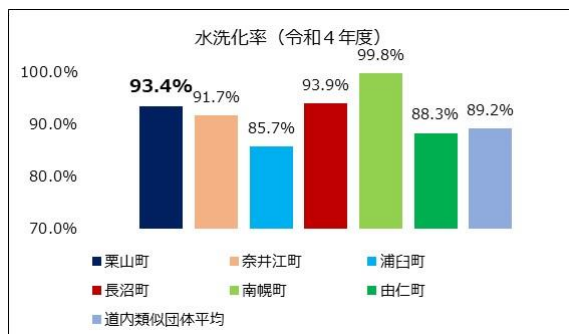
公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業はいずれも道内類似団体平均を上回り 100%近い数値となっており、施設を有効に利用していることが読み取れます。ただし、特定環境保全公共下水道事業については、水洗化率が低下傾向にあるため、これ以上水洗化率が低下しないよう注視が必要です。

個別排水処理施設事業については、水洗化率 100%の団体が複数あるなど団体毎に数値の集計方法が異なることが想定される結果であるため、単純な比較が難しい状態です。しかしながら、数値は 55.9%となって状況に鑑み、事業の推進によりさらなる水洗化率の向上の余地があります。

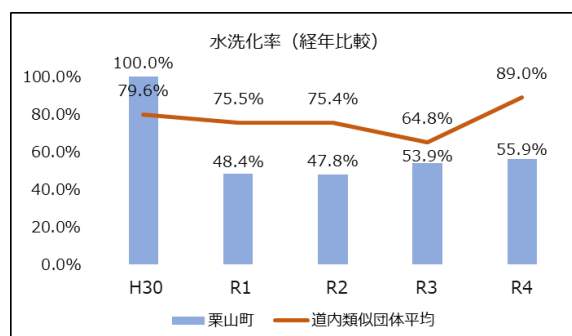
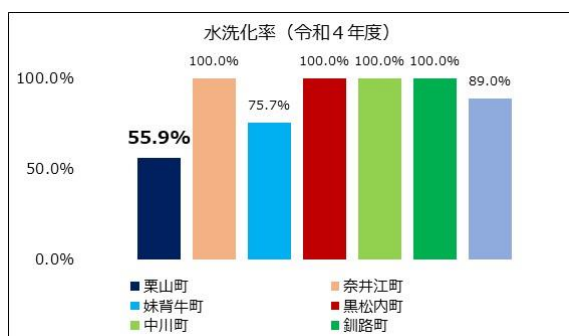
■公共下水道事業



■特定環境保全公共下水道事業



■個別排水処理施設事業

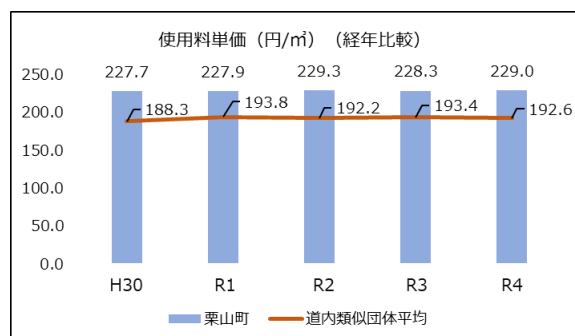
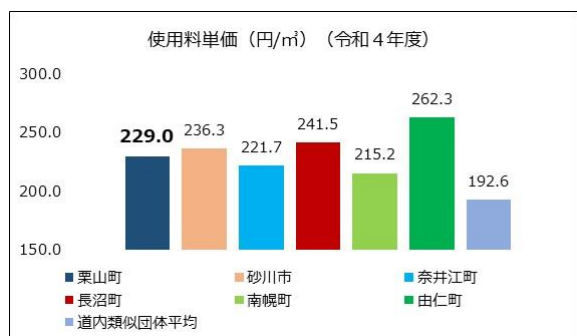


工 使用料単価

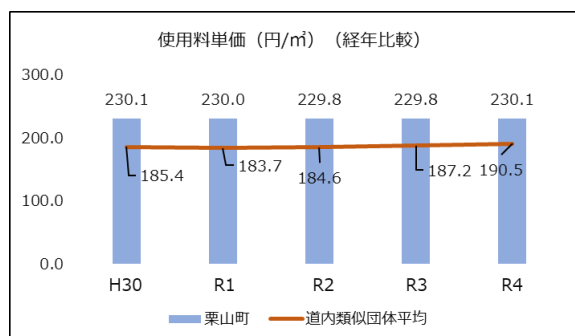
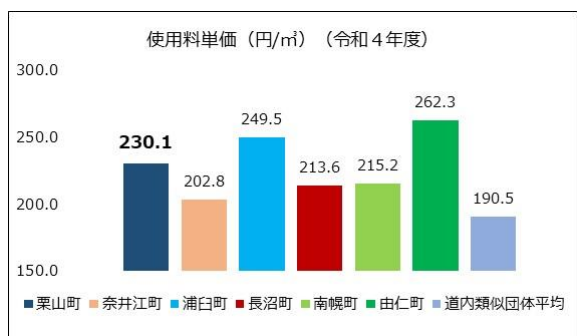
視点: 経営の効率性

使用料単価とは、使用料の徴収対象となる有収水量 1 m³あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す指標です。3 事業すべて同じ使用料体系であり、基本使用料が低額（200 円/月）であるため、利用量の多寡にかかわらずどの事業でも同様に 230 円/m³前後の数値を示しています。道内類似団体平均は 200 円弱であるため、平均と比べるとやや高い水準を表していますが、長沼町の 241.5 円（公共）や由仁町（農集）の 262.3 円など、本町より高水準の団体もあります。

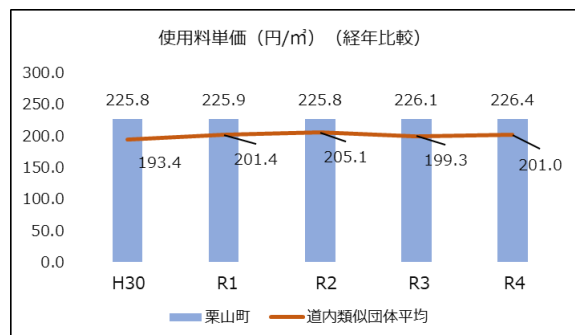
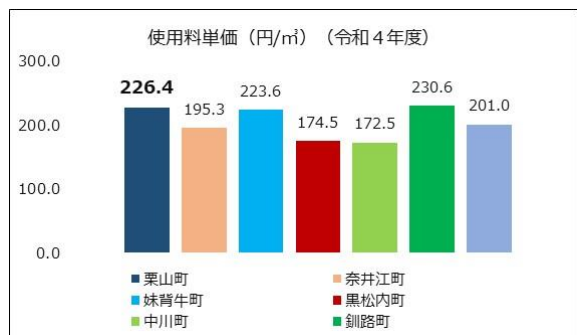
■公共下水道事業



■特定環境保全公共下水道事業



■個別排水処理施設事業



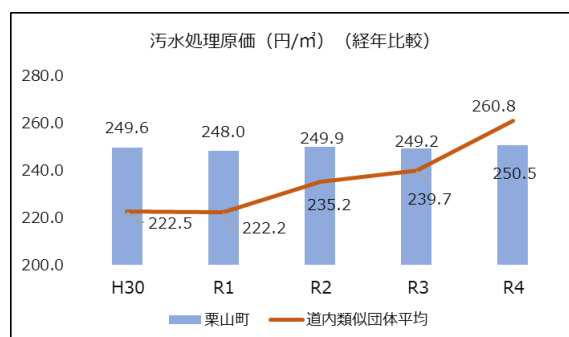
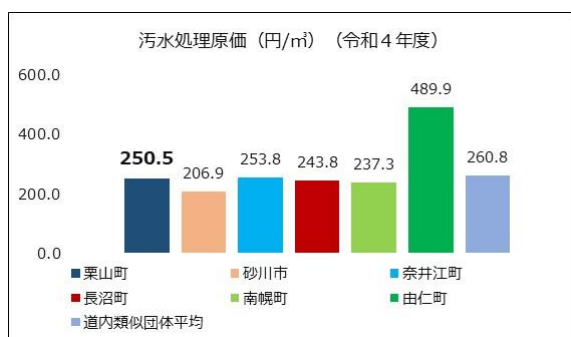
オ 汚水処理原価

視点: 経営の効率性

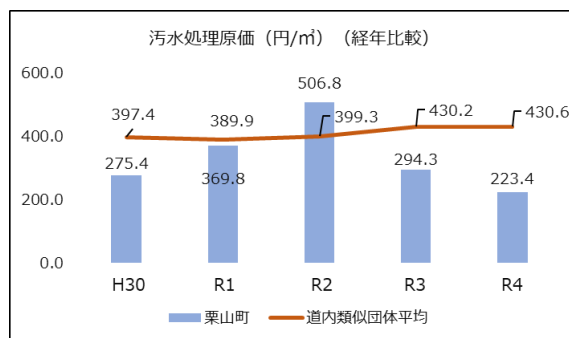
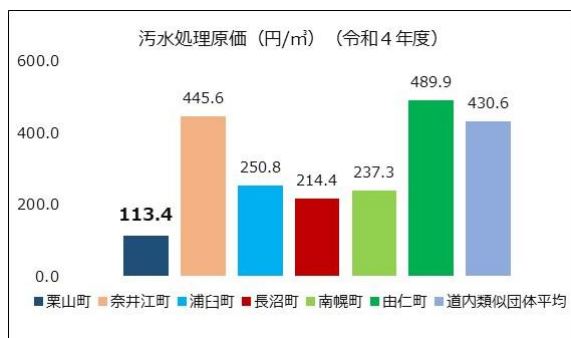
汚水処理原価は、使用料の徴収対象となる有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

処理区域面積や人口など特徴が異なるため、事業ごとの汚水処理原価の数値は公共の 250.5 円/m³に対し個別排水は 501.8 円/m³を示すなど大きく金額が乖離しています。道内類似団体平均と比べるとどの事業も下回っているものの、砂川市（公共）の 206.9 円/m³など、本町より低いコスト水準で事業運営を行っている近隣団体もあります。本町においては前回の経営戦略の策定以降、効率的な企業経営のためコスト削減を検討してきましたが、引き続きコスト削減に向けた検討が必要な状況です。

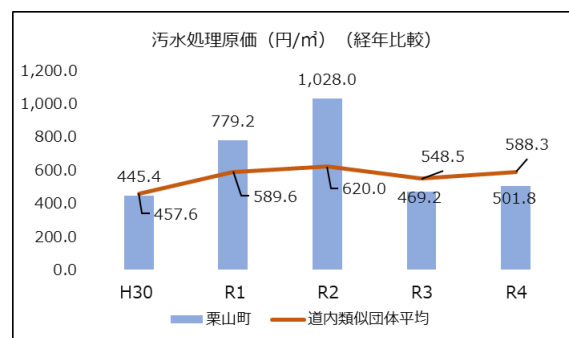
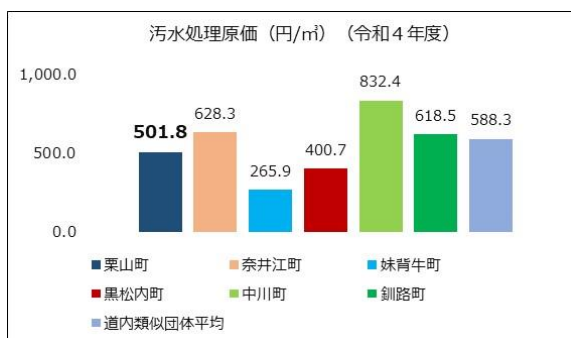
■公共下水道事業



■特定環境保全公共下水道事業



■個別排水処理施設事業

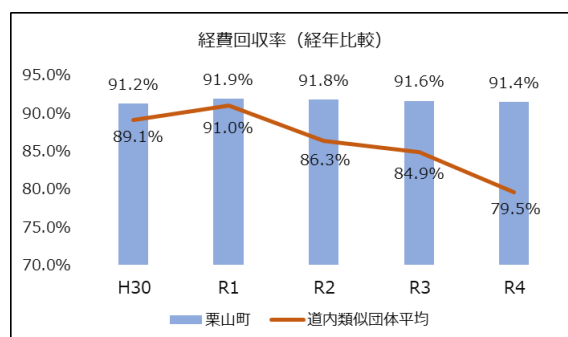
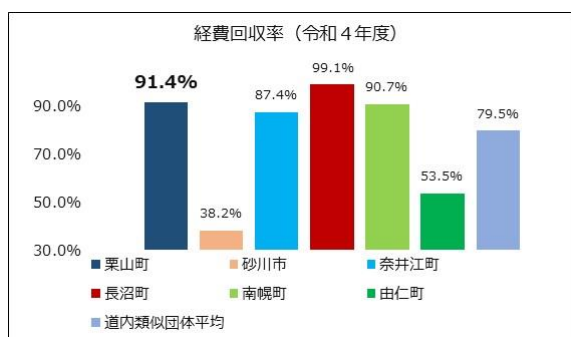


カ 経費回収率

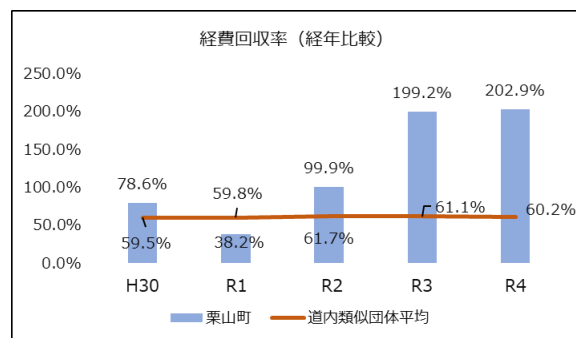
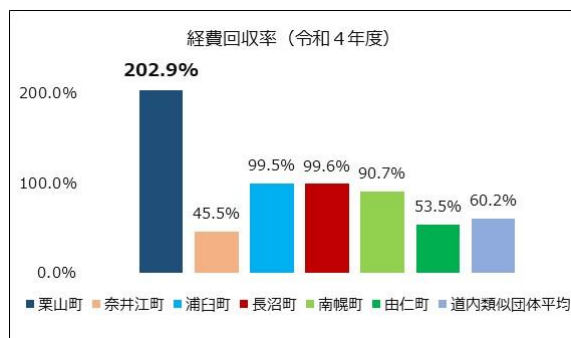
経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。この数値が 100%を下回っていると、本来使用料で回収すべき経費が回収できておらず、財政面で将来の事業経営に負担を先延ばししている、又は、他会計からの繰入に依存している等の可能性があることを示しています。

3 事業とも道内類似団体平均を上回っているものの、公共下水道事業と個別排水処理施設事業の経費回収率は 100%を下回っています。将来的なさらなる人口減少等に伴う経営環境の悪化を想定すると、使用料の適正水準化も視野に入れながら、より健全な事業運営を達成するための施策を検討していくことが求められる状況にあります。

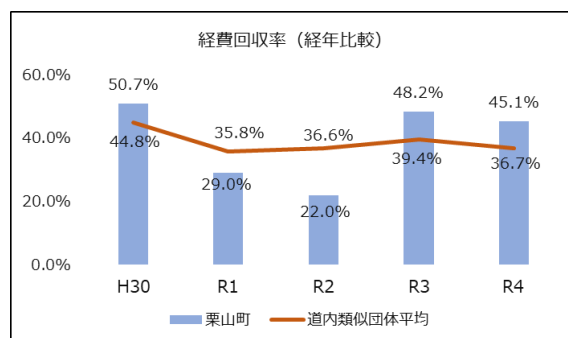
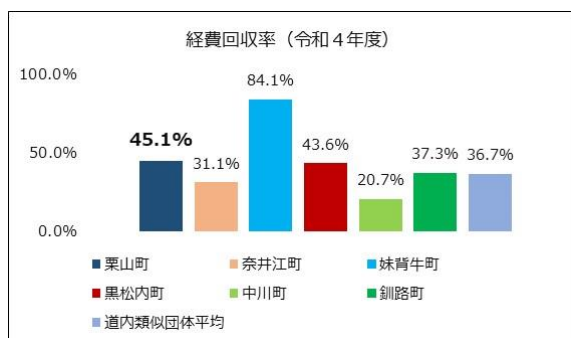
■公共下水道事業



■特定環境保全公共下水道事業



■個別排水処理施設事業

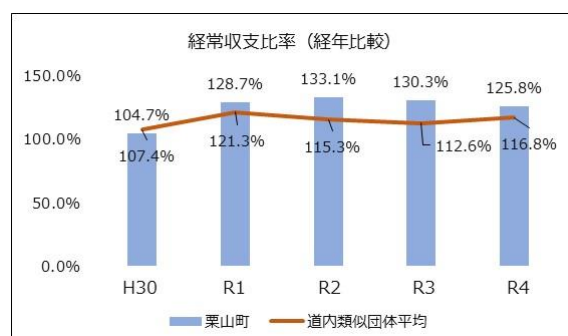
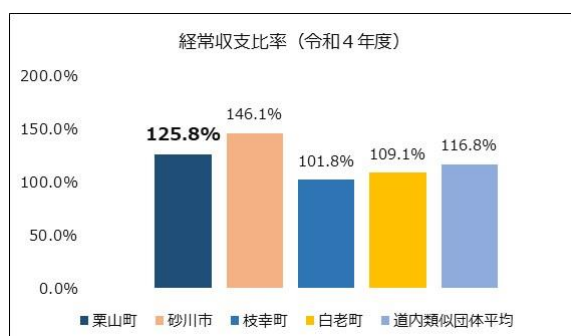


キ 経常収支比率

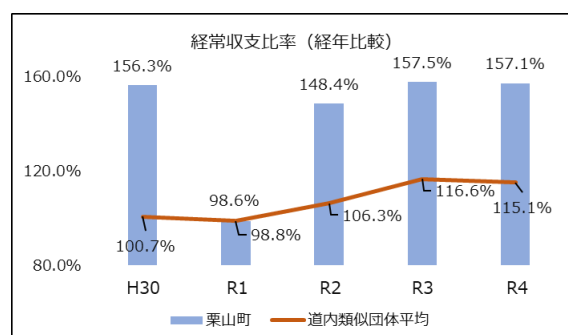
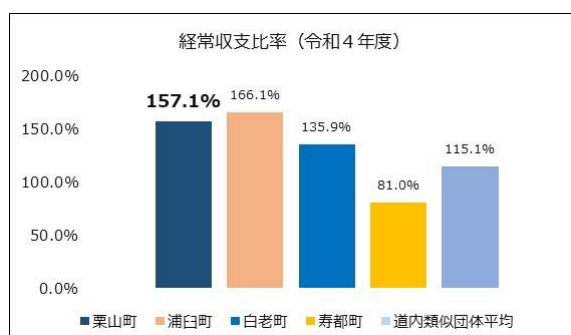
経常収支比率は、使用料収入等の経常的な収益で、維持管理費や支払利息等の経常的な費用をどの程度賄えているかが理解できる企業の経常的な活動による収益性を表す指標です。この数値が 100%を超えていると単年度の経常黒字であることを示しています。

本町では、どの事業においても道内類似団体平均を上回っているとともに、100%を超えています。したがって、経常的に発生する費用を上回る経常収益を獲得できていることが読み取れます。

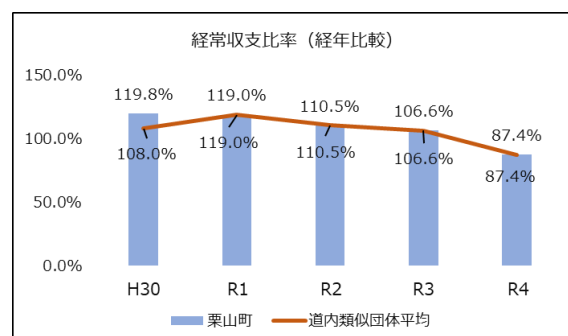
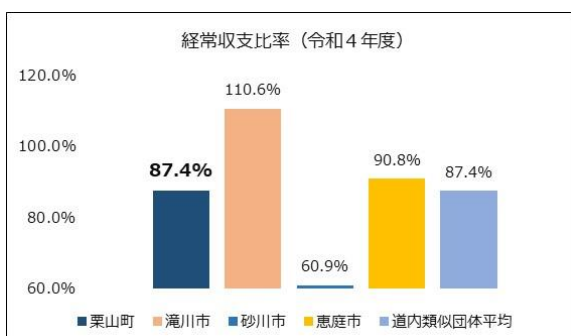
■公共下水道事業



■特定環境保全公共下水道事業



■個別排水処理施設事業

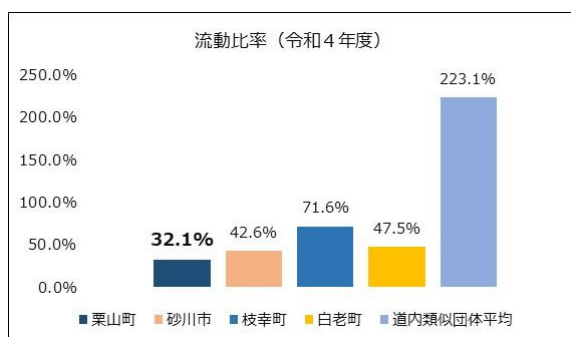


ク 流動比率

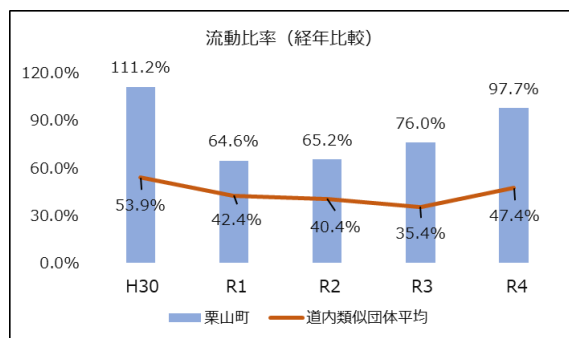
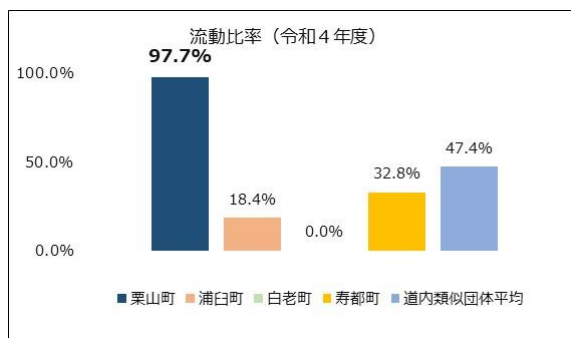
流動比率は、流動資産に対する流動負債の割合を示す指標であり、短期的な債務に対する支払能力を表しています。民間企業では一般的にこの指標が 200%を上回っていることが望ましいといわれていますが、流動比率が高すぎると経営の効率性を害している可能性があるといわれます。

特定環境保全公共下水道事業については道内類似団体を上回る数値を示しており、また、個別排水処理施設事業については 200%を超えており、両事業共に大きな問題はみられません。しかしながら、公共下水道事業については 32.1%と道内類似団体平均に比べてもかなり低い数値を示しており、今後の資金繰りに留意が必要と見られる状況です。

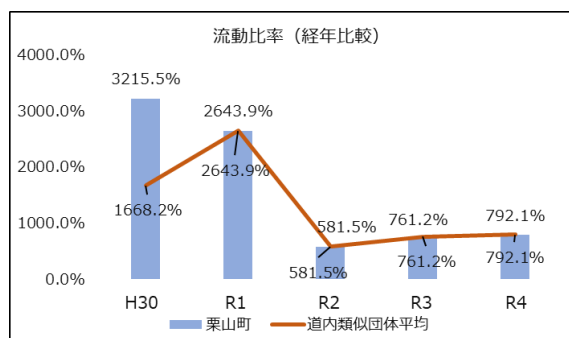
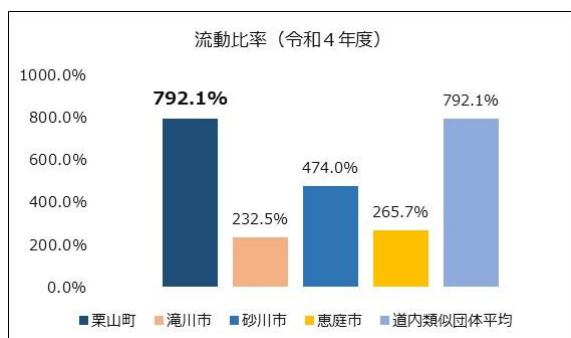
■公共下水道事業



■特定環境保全公共下水道事業



■個別排水処理施設事業

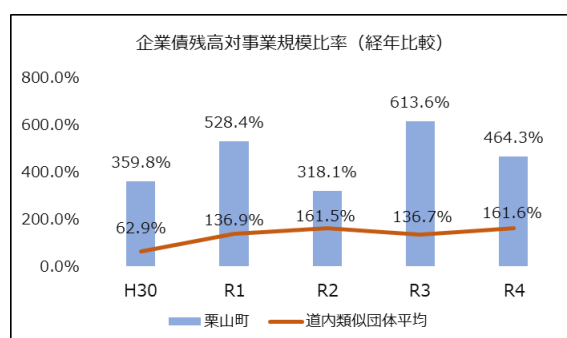
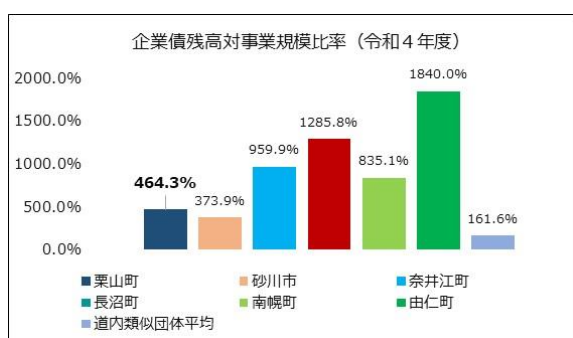


ケ 企業債残高対事業規模比率

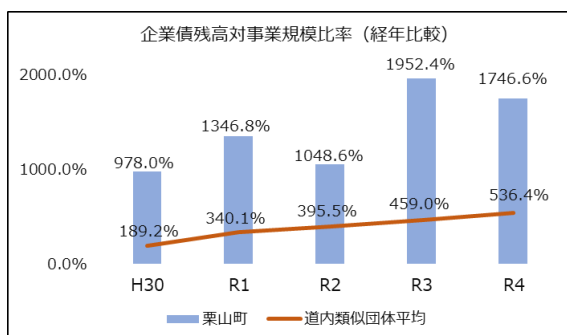
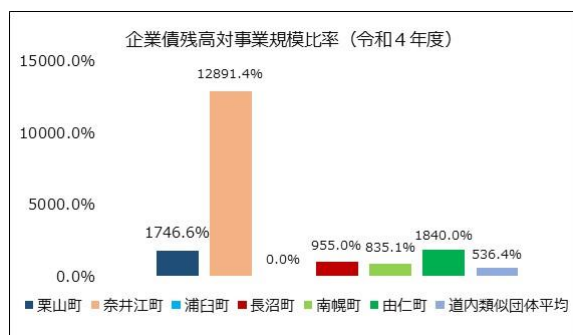
企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合を示した指標であり、雨水処理負担金と受託工事収益を差し引いた営業収入に対する企業債残高の規模を表しています。人に例えるならば、年収に対する住宅ローンの残高を表しているような指標です。

3事業いずれも道内類似団体平均に比べ高い数値を示しております。企業債現在高自体は減少傾向にありますが、過剰な企業債残高は事業運営において負担となりうるため、過度に更新投資を行うことによって比率がさらに上昇しないよう、財政状態を把握しながら慎重な事業運営が求められます。

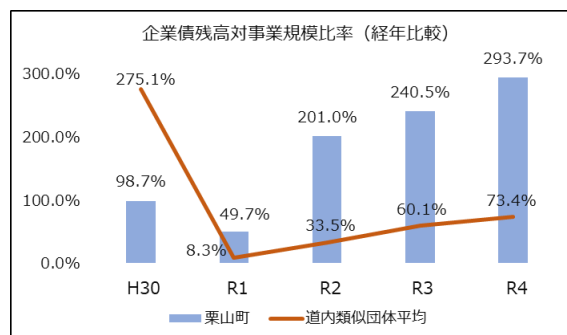
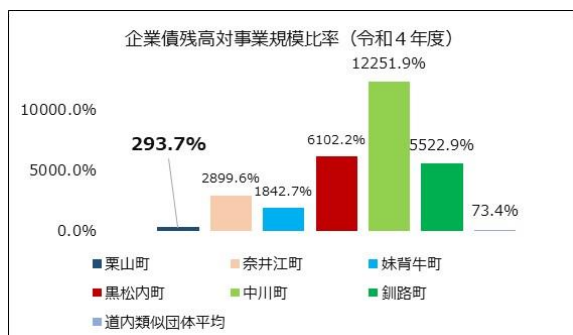
■公共下水道事業



■特定環境保全公共下水道事業



■個別排水処理施設事業

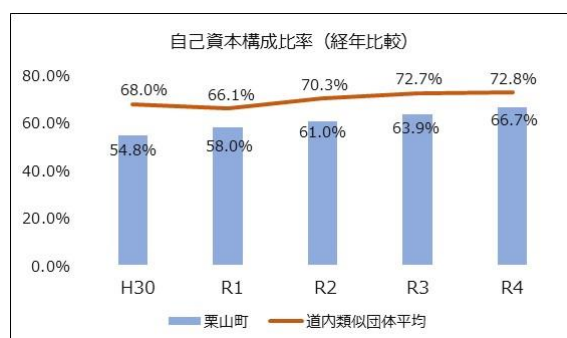
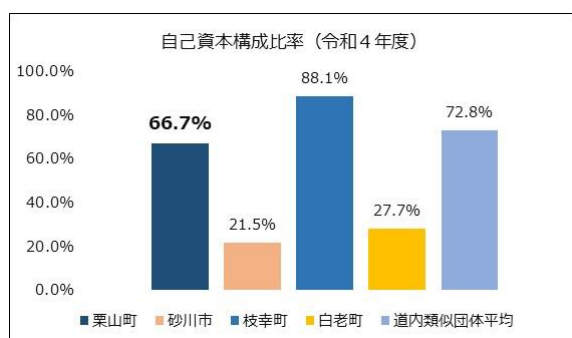


コ 自己資本構成比率

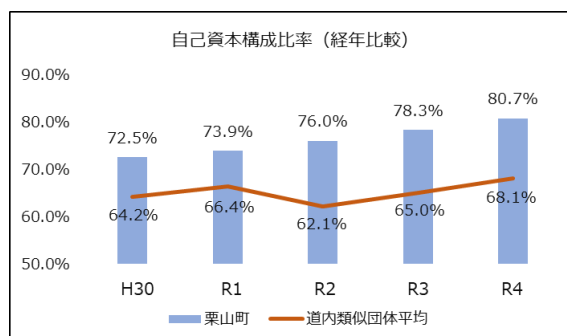
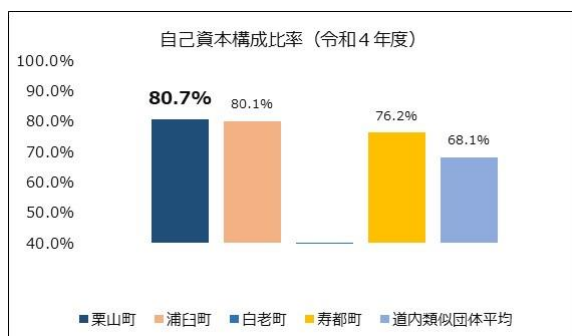
自己資本構成比率は、総資本に占める自己資本の割合を示した指標であり、財政状態の長期的な安全性を把握することができます。この比率が小さければ小さいほど負債（地方債など）への依存度が高いことを示しています。

特定環境保全公共下水道事業については道内類似団体平均を上回る数値であり、大きな懸念は見られない状況です。その一方で、公共下水道事業では類似団体を下回る数値を示しており、財務状態にやや懸念が見られる状況です。また、個別排水処理施設事業については類似団体が道内に無いため類似団体比較が難しい状況ではありますが、公共、特環の類似団体平均と比較すると低い状況にあります。したがって、公共下水道事業、および、個別排水処理施設事業については今後の改善が必要と考えられます。

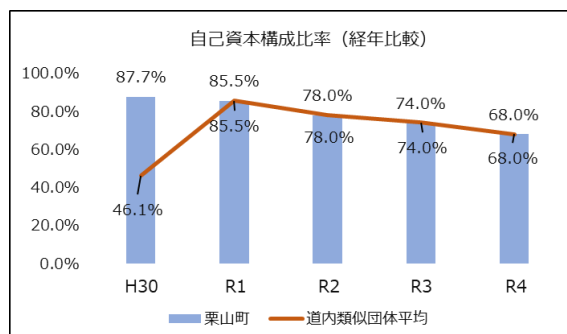
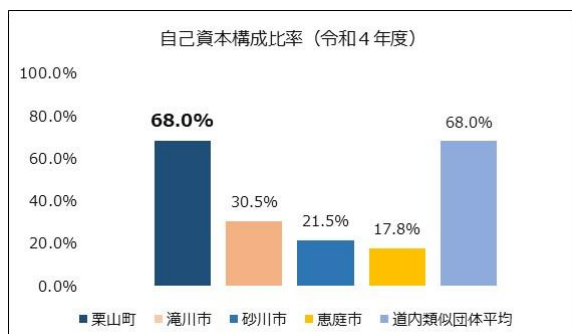
■公共下水道事業



■特定環境保全公共下水道事業



■個別排水処理施設事業



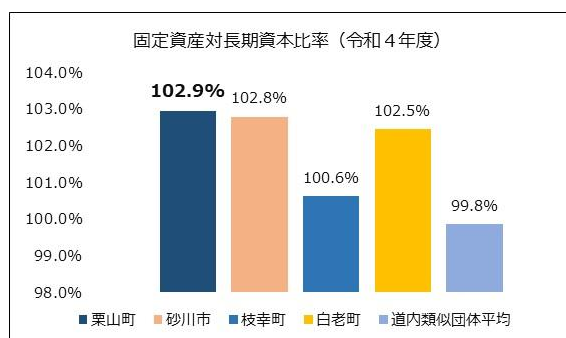
サ 固定資産対長期資本比率

視点:財務健全性

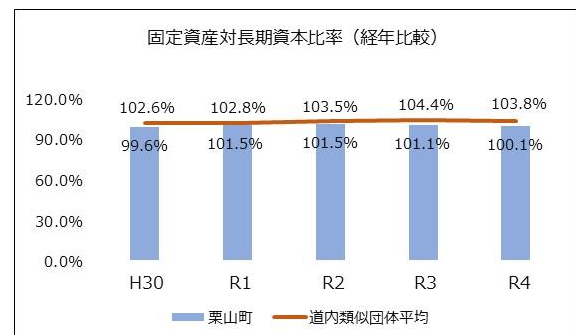
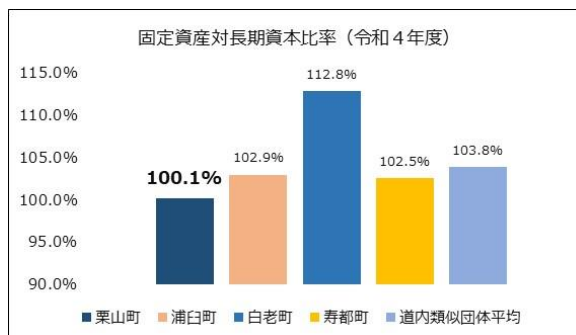
固定資産対長期資本比率は、資金を長期的に拘束する固定資産が、資本金や長期借入金等の長期的に活用可能な資本や負債によって調達されている割合を示す指標です。この数値が 100%を超えると、固定資産の調達源泉の一部が流動負債となっている状況を示しており、財務状態に懸念が見られることになります。

個別排水事業は 100%を大きく下回っており、懸念は見られません。また、公共下水道事業および特定環境保全公共下水道事業については類似団体平均、100%をわずかに上回る状況ではありますが、早急に改善が必要な状況にあるとまでは言えず、大きな問題はないと考えられます。

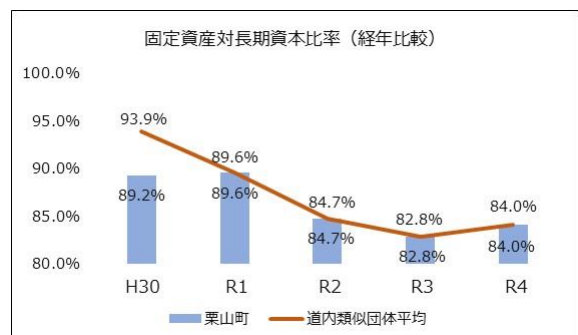
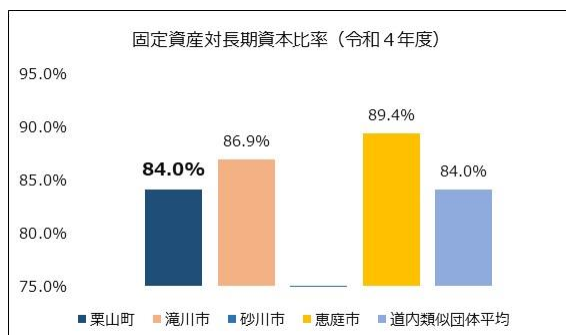
■公共下水道事業



■特定環境保全公共下水道事業



■個別排水処理施設事業



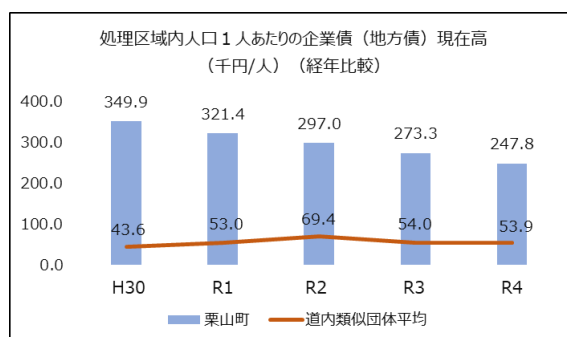
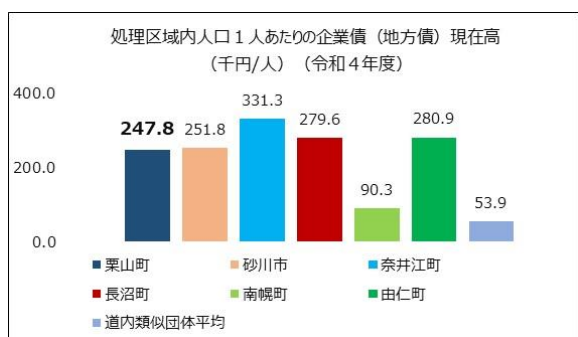
シ 処理区域内人口 1 人あたりの企業債現在高

処理区域内人口 1 人あたりの企業債現在高は、企業債(地方債)現在高を処理区域内人口で除した指標であり、この数値が大きいほど事業に与える企業債の負担が大きいことを示しています。

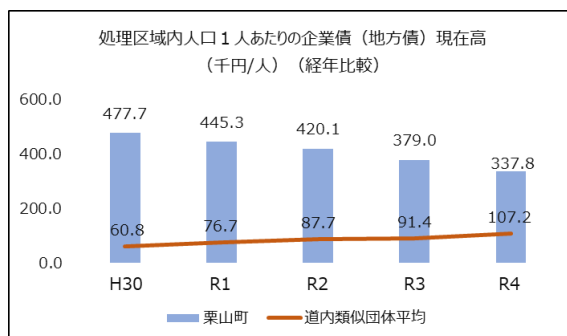
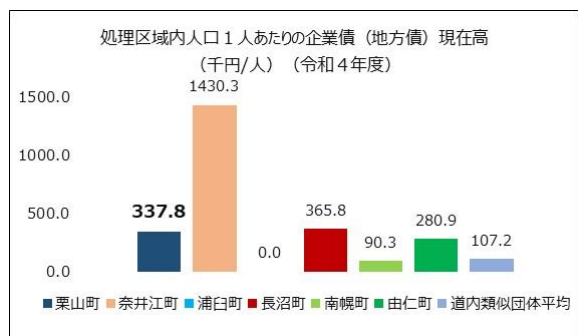
公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業についてはいずれも道内類似団体平均を上回っており、企業債残高対事業規模比率と同様に、企業債の償還に伴って数値が徐々に低下している状況が把握できます。

しかしながら、今後の更新投資の状況、人口減少の状況によって、将来的には比率が上昇していく可能性もあるため、財務状態を把握しながら慎重な事業運営が求められます。

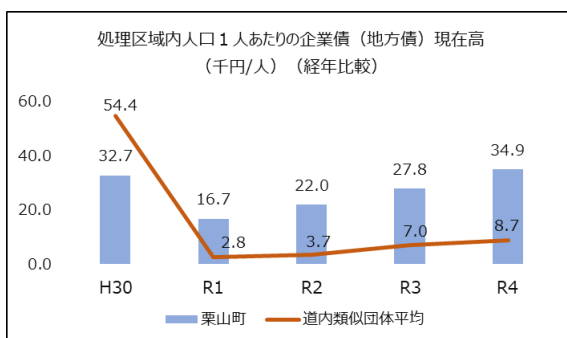
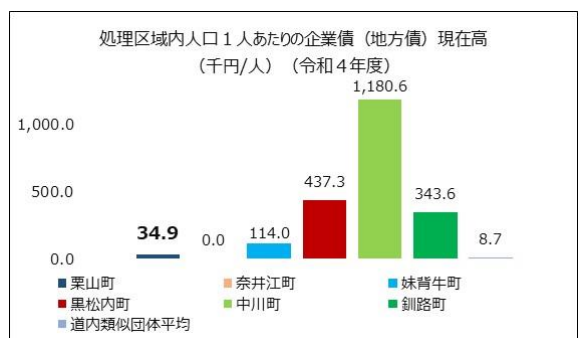
■公共下水道事業



■特定環境保全公共下水道事業



■個別排水処理施設事業



・推計の条件設定

財政収支シミュレーションにあたっては、以下の前提条件で推計を実施しました。

■収益的収支

科目		設定条件
1 下水道事業収益		
営業収益	下水道使用料	使用料単価はH30-R4の5か年平均を採用（公共228.65円/㎡、特環230.07円/㎡、個排226.00円/㎡） 今後の料金改定は変数とする。 有収水量はR5実績から人口推計に比例して減少する推計とする。 使用する人口推計についてR12までは栗山町第7次総合計画上の目標人口を利用し、R13以降は同計画上の将来人口推計の減少率により減少していく推計とする。
	他会計負担金	原則として繰出基準に基づく一般会計からの繰入額を基準内繰入金として算出。基準外繰入金は変数とし、独自方針による繰入金の他、住民負担の激変緩和を目的とした繰入金が含まれる。
	その他営業収益	汚泥処理負担金については将来の汚泥外部処理費等を推計して算出する。 手数料はR7予算と同額とする。
営業外収益	長期前受金戻入	既存分は固定資産台帳データを元に、新規分は対象となる資産の耐用年数に応じて推計する。
	雑収益	直近の実績に基づき推計する。
特別利益	その他特別利益	ゼロとする。
1 下水道事業費用		
営業費用	管渠費	R7予算から物価変動分だけ上昇し続け、10年後のR16以降は横ばいとして推計する。
	下水道処理場費	処理場管理委託料については5年に1度の契約更新であるため、契約更新となるR10、R15については、国交省電工労務単価による上昇率に基づいて増額する前提とし、R15年度以降は横ばいとして推計する。 汚泥外部処理費は汚泥処理単価×汚泥量で推計する。汚泥処理単価は令和7年度予算額21,000円/㎡から物価変動分だけ上昇し続け、10年後のR16以降は横ばいとする。汚泥量は人口推計に沿って減少する推計とする。 その他の費用はR7予算から物価変動分だけ上昇し続け、10年後のR16以降は横ばいとして推計する。
	総係費	R7予算から物価変動分だけ上昇し続け、10年後のR16以降は横ばいとして推計する。
	減価償却費	既存分は固定資産台帳データを元に、新規分は対象となる資産の耐用年数に応じて推計する。
	資産減耗費	ゼロとする。
営業外費用	支払利息	企業債の残高に応じて推計する。
	貸倒損失	ゼロとする。
	雑支出	R8以降ゼロとする。
特別損失	臨時損失	なし

■資本的収支

科目		設定条件
1 下水道事業資本的収入		
企業債		建設改良費のうち、補助金・受益者分担金を財源とする以外の経費を全て起債対象経費として推計する。
		資本費平準化債については発行可能額全額を記載する前提で推計する。
出資金		繰出基準及び一般会計との負担区分に基づいて推計する。
国庫補助金		原則として建設改良費の50%を補助対象経費として推計する。
負担金等		個排における新規設置費用の20%を4年分割払いで収入する前提で推計する。
1 下水道事業資本的支出		
建設改良費	管渠建設費	R10までの個別の事業計画、R14以降は公共の管路更新事業が始まり、R25からは特環の管路更新事業が始まる前提で推計する。金額は事業の実施時期や施設整備費との総額がR10までの個別計画を除き每期一定額（206百万円）となるように推計する。
	施設整備費	施設の老朽化状況や、公共・特環の管路更新事業の実施時期・金額を考慮し、管渠建設費との総額がR10までの個別計画を除き每期一定額（206百万円）となるように推計する。
	固定資産取得費	ゼロとする。
	固定資産購入費	ゼロとする。
企業債償還金		企業債の償還スケジュールに基づいて推計する。

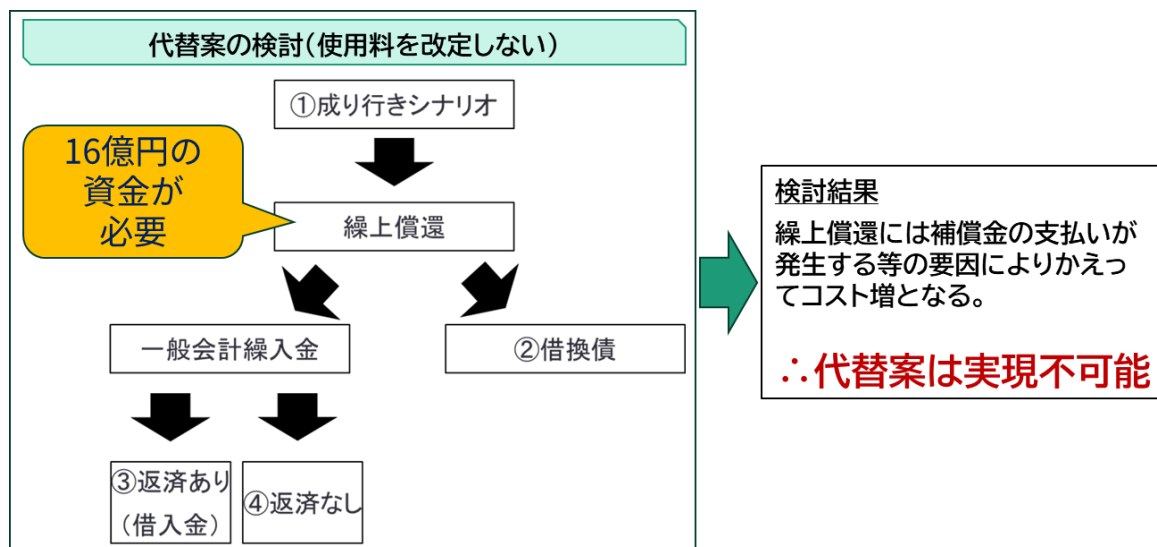
・減債計画の説明

前回改定した経営戦略では令和 6 年度に 20%の使用料改定を前提に検討するという方針にしていました。しかしながら、改訂後、使用料改定の必要性について町内で議論があり、一般会計からの借り入れ等により企業債を繰上償還するなど、使用料改定による町民負担を強いることなく、下水道事業の経営改善を進める方法について再検討を求められました。

再検討にあたっては、中長期の財務シミュレーションを実施し、①使用料を改定しない状況まま現状を維持する成り行きシナリオ、②企業債を借り換えて短期的な企業債償還金の負担を軽減するシナリオ、③一般会計から一時的に資金を借り入れて企業債を繰上償還するシナリオ、④一般会計からの補助により企業債を繰上償還するシナリオ、を比較検討しました。

しかしながら、繰上償還には補償金の支払が追加的に発生するなどかえってコスト増となることが判明し、また繰上償還には 16 億円という多額の資金が必要となることもあり、このような減債計画案は使用料改定よりも町民負担を軽減する効果が認められず、実現不可能であることが判明しました。

図表 23 代替案（減債計画）の検討状況



・事業別推計数値

収益的収支・資本的収支 推計結果（全体）

■ 収益的収支（税抜）

（単位：千円）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 下水道事業収益	622,517	564,887	567,880	572,095	581,673	612,955	615,640	616,346	621,613	621,863	627,264
1 営業収益	455,367	389,008	389,477	391,859	399,625	428,841	430,149	429,800	437,028	434,963	437,910
下水道使用料	190,356	194,413	192,208	190,004	187,755	221,672	217,172	212,672	208,171	203,671	199,281
他会計負担金	243,578	172,899	175,564	178,459	188,423	183,670	189,428	193,568	203,363	205,852	213,215
うち基準内	118,776	70,934	60,227	63,979	63,076	59,255	56,509	56,320	58,516	61,109	74,168
うち基準外	124,802	101,965	115,337	114,480	125,347	124,415	132,919	137,248	144,847	144,743	139,047
その他営業収益	21,433	21,696	21,704	23,396	23,447	23,499	23,549	23,560	25,493	25,440	25,415
汚泥処理負担金	21,363	21,626	21,634	23,326	23,377	23,429	23,479	23,490	25,423	25,370	25,345
手数料	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
2 営業外収益	167,150	175,879	178,403	180,236	182,049	184,113	185,491	186,546	184,585	186,901	189,354
長期前受金戻入	167,120	174,869	177,393	179,226	181,039	183,103	184,481	185,536	183,575	185,891	188,344
雑収益	30	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
3 特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 下水道事業費用	574,663	589,315	598,191	617,833	625,677	634,469	640,952	645,659	658,536	666,439	673,199
1 営業費用	560,733	579,379	587,745	606,400	612,984	619,901	624,615	628,474	639,778	646,089	651,203
管渠費	14,937	15,235	15,540	15,851	16,167	16,491	16,821	17,157	17,501	17,851	17,851
下水道処理場費 （個別排水処理施設費含む）	178,032	179,233	180,459	193,280	194,321	195,379	196,447	197,447	211,354	211,379	210,997
総係費	25,566	26,083	26,611	27,151	27,703	28,268	28,847	29,440	30,047	30,663	30,663
減価償却費	342,198	358,828	365,135	370,118	374,793	379,763	382,500	384,430	380,875	386,197	391,693
資産減耗費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 営業外費用	13,930	9,936	10,446	11,433	12,693	14,568	16,337	17,185	18,758	20,350	21,996
支払利息	10,728	9,621	10,131	11,118	12,378	14,253	16,022	16,870	18,443	20,035	21,681
雑支出	3,202	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315
3 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	47,854	△ 24,429	△ 30,311	△ 45,737	△ 44,004	△ 21,514	△ 25,312	△ 29,313	△ 36,923	△ 44,576	△ 45,935
繰入資本金を加味した実質損益	63,410	△ 5,524	△ 9,077	△ 24,196	△ 24,613	0	0	△ 0	0	△ 0	0

■ 資本的収支（税込）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 下水道事業資本的収入	452,116	376,155	378,664	323,346	251,291	248,414	250,812	254,813	262,423	275,676	271,435
1 企業債	230,800	186,600	185,900	157,300	121,800	119,300	118,600	118,600	118,600	121,400	118,600
2 出資金	15,556	18,905	21,234	21,541	19,391	21,514	25,312	29,313	36,923	44,576	45,935
3 国庫補助金	129,100	109,000	125,500	125,500	103,000	103,000	103,000	103,000	103,000	103,000	103,000
4 負担金等	1,560	1,950	2,730	3,705	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
1 下水道事業資本的支出	554,815	485,213	500,859	476,021	414,029	408,161	403,115	394,381	402,829	419,026	417,943
1 建設改良費	291,277	237,500	270,500	270,500	225,500	225,500	225,500	225,500	225,500	225,500	225,500
2 企業債	263,538	247,713	230,359	205,521	188,529	182,661	177,615	168,881	177,329	193,526	192,443
資本的収支不足額	△ 102,699	△ 109,058	△ 122,195	△ 152,675	△ 162,738	△ 159,747	△ 152,303	△ 139,568	△ 140,406	△ 143,350	△ 146,508

収益的収支・資本的収支 推計結果（公共）

■収益的収支（税抜）

（単位：千円）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 下水道事業収益	495,304	459,647	463,456	453,182	458,872	489,389	492,503	494,826	489,993	487,421	500,135
1 営業収益	364,356	319,315	319,483	306,079	309,400	337,557	339,076	340,089	336,920	331,807	341,941
下水道使用料	162,780	166,698	164,808	162,918	160,989	190,071	186,212	182,353	178,495	174,636	170,871
他会計負担金	180,143	130,921	132,971	119,765	124,964	123,987	129,314	134,176	132,932	131,731	145,655
うち基準内	82,963	56,110	55,865	60,318	60,610	57,535	55,305	55,191	57,482	60,359	73,311
うち基準外	97,180	74,811	77,106	59,447	64,354	66,452	74,009	78,985	75,450	71,372	72,344
その他営業収益	21,433	21,696	21,704	23,396	23,447	23,499	23,549	23,560	25,493	25,440	25,415
汚泥処理負担金	21,363	21,626	21,634	23,326	23,377	23,429	23,479	23,490	25,423	25,370	25,345
手数料	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
2 営業外収益	130,948	140,332	143,974	147,103	149,472	151,832	153,428	154,736	153,074	155,615	158,194
長期前受金戻入	130,938	139,332	142,974	146,103	148,472	150,832	152,428	153,736	152,074	154,615	157,194
雑収益	10	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
3 特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 下水道事業費用	454,325	469,154	477,750	494,824	501,629	509,118	514,204	517,509	526,417	533,699	539,792
1 営業費用	443,404	460,944	469,091	485,371	491,139	496,957	500,475	503,151	510,748	516,729	521,490
管渠費	12,768	13,023	13,284	13,550	13,820	14,097	14,379	14,666	14,960	15,259	15,259
下水道処理場費	115,743	116,162	116,589	126,280	126,491	126,701	126,906	127,024	137,484	137,509	137,127
総係費	25,137	25,640	26,153	26,676	27,209	27,753	28,308	28,875	29,452	30,041	30,041
減価償却費	289,756	306,119	313,066	318,866	323,619	328,406	330,882	332,586	328,851	333,920	339,063
資産減耗費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 営業外費用	10,921	8,210	8,659	9,453	10,490	12,161	13,729	14,358	15,669	16,970	18,302
支払利息	8,928	8,210	8,659	9,453	10,490	12,161	13,729	14,358	15,669	16,970	18,302
雑支出	1,993	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	40,979	△ 9,507	△ 14,294	△ 41,642	△ 42,757	△ 19,729	△ 21,701	△ 22,683	△ 36,423	△ 46,277	△ 39,657
繰入資本金を加味した実質損益	54,244	6,858	4,177	△ 23,134	△ 24,700	193	1,615	4,249	△ 2,246	△ 4,796	2,856

■資本的収支（税込）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 下水道事業資本的収入	328,765	273,965	300,171	277,308	224,057	225,922	229,316	232,932	240,177	250,281	248,513
1 企業債	186,400	148,600	156,200	133,300	103,000	103,000	103,000	103,000	103,000	105,800	103,000
2 出資金	13,265	16,365	18,471	18,508	18,057	19,922	23,316	26,932	34,177	41,481	42,513
3 国庫補助金	129,100	109,000	125,500	125,500	103,000	103,000	103,000	103,000	103,000	103,000	103,000
4 負担金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 下水道事業資本的支出	488,847	428,293	451,841	431,650	374,280	370,481	367,059	362,187	371,815	388,173	386,485
1 建設改良費	269,000	218,000	251,000	251,000	206,000	206,000	206,000	206,000	206,000	206,000	206,000
管渠建設費	20,000	12,000	45,000	45,000	0	0	0	110,000	110,000	110,000	110,000
施設整備費	249,000	206,000	206,000	206,000	206,000	206,000	206,000	96,000	96,000	96,000	96,000
2 企業債・借入金償還金	219,847	210,293	200,841	180,650	168,280	164,481	161,059	156,187	165,815	182,173	180,485
資本的収支不足額	△ 160,082	△ 154,328	△ 151,670	△ 154,342	△ 150,223	△ 144,559	△ 137,743	△ 129,255	△ 131,638	△ 137,892	△ 137,972

収益的収支・資本的収支 推計結果（特環）

■収益的収支（税抜）

（単位：千円）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 下水道事業収益	75,404	54,279	52,937	67,493	70,009	69,751	68,323	65,682	74,739	77,316	69,615
1 営業収益	48,383	27,258	25,916	40,472	42,988	42,730	41,302	38,661	47,718	50,295	42,594
下水道使用料	12,643	12,537	12,395	12,253	12,108	14,295	14,005	13,715	13,425	13,135	12,852
他会計負担金	35,740	14,721	13,521	28,219	30,880	28,435	27,297	24,947	34,293	37,161	29,742
うち基準内	35,739	14,720	4,207	3,446	2,185	1,367	772	610	421	37	37
うち基準外	1	1	9,314	24,773	28,695	27,068	26,525	24,337	33,872	37,124	29,705
その他営業収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚泥処理負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
手数料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 営業外収益	27,021	27,021	27,021	27,021	27,021	27,021	27,021	27,021	27,021	27,021	27,021
長期前受金戻入	27,011	27,011	27,011	27,011	27,011	27,011	27,011	27,011	27,011	27,011	27,011
雑収益	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
3 特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1 下水道事業費用	67,959	67,565	67,504	69,868	69,922	69,944	69,938	69,931	72,493	72,520	72,471
1 営業費用	66,455	66,504	66,555	68,925	68,981	69,040	69,103	69,170	71,789	71,866	71,866
管渠費	2,169	2,212	2,256	2,301	2,347	2,394	2,442	2,491	2,541	2,592	2,592
下水道処理場費	23,160	23,160	23,160	25,476	25,476	25,476	25,476	25,476	28,024	28,024	28,024
総係費	30	36	43	52	62	74	89	107	128	154	154
減価償却費	41,096	41,096	41,096	41,096	41,096	41,096	41,096	41,096	41,096	41,096	41,096
資産減耗費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 営業外費用	1,504	1,061	949	943	941	904	835	761	704	654	605
支払利息	1,474	1,059	947	941	939	902	833	759	702	652	603
雑支出	30	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3 特別損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当年度純利益	7,445	△ 13,286	△ 14,567	△ 2,375	87	△ 193	△ 1,615	△ 4,249	2,246	4,796	△ 2,856
繰入資本金を加味した実質損益	8,758	△ 11,973	△ 13,254	△ 1,062	87	△ 193	△ 1,615	△ 4,249	2,246	4,796	△ 2,856

■資本的収支（税込）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 下水道事業資本的收入	27,213	21,413	13,913	8,813	3,200	700	-	-	-	-	-
1 企業債	25,900	20,100	12,600	7,500	3,200	700	-	-	-	-	-
2 出資金	1,313	1,313	1,313	1,313	-	-	-	-	-	-	-
3 国庫補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 負担金等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1 下水道事業資本の支出	41,810	35,075	26,757	21,608	17,347	14,799	12,429	7,856	6,003	5,198	5,198
1 建設改良費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管渠建設費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施設整備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 企業債償還金	41,810	35,075	26,757	21,608	17,347	14,799	12,429	7,856	6,003	5,198	5,198
資本的収支不足額	△ 14,597	△ 13,662	△ 12,844	△ 12,795	△ 14,147	△ 14,099	△ 12,429	△ 7,856	△ 6,003	△ 5,198	△ 5,198

収益の収支・資本の収支 推計結果（個排）

■収益の収支（税抜）

（単位：千円）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 下水道事業収益	51,809	50,961	51,487	51,420	52,792	53,815	54,814	55,838	56,880	57,126	57,514
1 営業収益	42,628	42,435	44,078	45,308	47,237	48,554	49,772	51,049	52,390	52,861	53,375
下水道使用料	14,933	15,178	15,006	14,834	14,658	17,306	16,955	16,603	16,252	15,901	15,558
他会計負担金	27,695	27,257	29,072	30,475	32,579	31,248	32,817	34,446	36,138	36,960	37,817
うち基準内	74	104	155	215	281	353	432	519	613	713	820
うち基準外	27,621	27,153	28,917	30,260	32,298	30,895	32,385	33,927	35,525	36,247	36,997
その他営業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥処理負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
手数料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 営業外収益	9,181	8,526	7,408	6,112	5,555	5,260	5,042	4,789	4,490	4,265	4,139
長期前受金戻入	9,171	8,526	7,408	6,112	5,555	5,260	5,042	4,789	4,490	4,265	4,139
雑収益	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 下水道事業費用	52,379	52,596	52,937	53,140	54,126	55,407	56,810	58,219	59,626	60,221	60,936
1 営業費用	50,874	51,931	52,099	52,103	52,864	53,904	55,037	56,153	57,241	57,495	57,847
管渠費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個別排水処理施設費	39,129	39,912	40,710	41,524	42,354	43,202	44,066	44,947	45,846	45,846	45,846
総係費	399	407	415	423	432	441	449	458	467	467	467
減価償却費	11,346	11,613	10,974	10,156	10,078	10,262	10,522	10,748	10,928	11,181	11,534
資産減耗費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 営業外費用	1,505	665	838	1,037	1,262	1,503	1,773	2,066	2,385	2,726	3,089
支払利息	326	352	525	724	949	1,190	1,460	1,753	2,072	2,413	2,776
雑支出	1,179	313	313	313	313	313	313	313	313	313	313
3 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	△ 570	△ 1,635	△ 1,450	△ 1,720	△ 1,334	△ 1,592	△ 1,996	△ 2,381	△ 2,746	△ 3,095	△ 3,422
繰入資本金を加味した実質損益	408	△ 408	0	0	0	0	0	△ 0	△ 0	△ 0	0

■資本の収支（税込）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 下水道事業資本の収入	21,038	21,077	21,280	21,925	20,834	21,092	21,496	21,881	22,246	22,595	22,922
1 企業債	18,500	17,900	17,100	16,500	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600
2 出資金	978	1,227	1,450	1,720	1,334	1,592	1,996	2,381	2,746	3,095	3,422
3 国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 負担金等	1,560	1,950	2,730	3,705	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
1 下水道事業資本の支出	24,158	21,845	22,261	22,763	22,402	22,881	23,627	24,338	25,011	25,655	26,260
1 建設改良費	22,277	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
管渠建設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設整備費	22,277	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
2 企業債償還金	1,881	2,345	2,761	3,263	2,902	3,381	4,127	4,838	5,511	6,155	6,760
資本の収支不足額	△ 3,120	△ 768	△ 981	△ 838	△ 1,568	△ 1,789	△ 2,131	△ 2,457	△ 2,765	△ 3,060	△ 3,338

【公共】一般会計繰入金推計表

(単位：千円)

区分	名称	基準・基準外	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
負担金	雨水処理に要する経費	基準	8,184	6,238	6,238	6,238	5,532	5,074	4,725	2,459	1,295	789	1,308
	臨時財政特別債の償還に要する経費 (利息分)	基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道事業債特別措置分の償還に要する 経費(利息分)	基準	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分流式下水道等に要する経費	基準	74,776	49,872	49,627	54,080	55,078	52,461	50,580	52,732	56,187	59,570	72,003
	過疎対策事業債の償還に要する経費 (利息分)(×0.7)	基準外	671	892	1,223	1,618	2,084	2,610	3,173	3,742	4,315	4,870	5,398
	地方公営企業災害復旧事業の償還に要 する経費(利息分)	基準外	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	住宅団地造成事業に要する経費	基準外	119	119	119	119	118	115	112	108	105	102	99
	工業団地造成事業に要する経費	基準外	45	185	187	187	187	187	185	180	176	171	166
	高資本費対策に要する経費(見合い 分)	基準外	96,344	73,614	75,576	73,344	72,512	78,450	77,521	74,955	70,854	66,229	66,681
	その他(実質収支不足額等)	基準外	0	0	0	△ 15,822	△ 10,547	△ 14,910	△ 6,982	0	0	0	0
	M I C S (その他営業収益)	基準外	21,363	21,626	21,634	23,326	23,377	23,429	23,479	23,490	25,423	25,370	25,345
小計			201,506	152,547	154,605	143,091	148,341	147,416	152,793	157,666	158,355	157,101	171,000
出資金	臨時財政特別債の償還に要する経費 (元金分)	基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道事業債特別措置分の償還に要する 経費(元金分)	基準	3,232	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	過疎対策事業債の償還に要する経費 (元金分)(×0.7)	基準外	6,008	13,340	15,445	15,482	17,143	19,011	21,903	25,511	32,749	40,045	41,069
	地方公営企業災害復旧事業の償還に要 する経費(元金分)	基準外	2,025	2,025	2,026	2,026	0	0	0	0	0	0	0
	住宅団地造成事業に要する経費	基準外	0	0	0	0	792	795	799	802	805	808	811
	工業団地造成事業に要する経費	基準外	0	0	0	0	0	116	614	619	623	628	633
	M I C S	基準外	2,000	1,000	1,000	1,000	122	0	0	0	0	0	0
小計			13,265	16,365	18,471	18,508	18,057	19,922	23,316	26,932	34,177	41,481	42,513
合計			214,771	168,912	173,076	161,599	166,398	167,338	176,109	184,598	192,532	198,582	213,513

【特環】一般会計繰入金推計表

(単位：千円)

区分	名称	基準・基準外	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
負担金	臨時財政特例債の償還に要する経費(利息分)	基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分流式下水道等に要する経費	基準	12,991	4,919	4,207	3,446	2,185	1,367	772	610	421	37	37
	高資本費対策に要する経費	基準	22,748	9,801	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	過疎対策事業債の償還に要する経費(利息分) (×0.7)	基準外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方公営企業災害復旧事業の償還に要する経費(利息分)	基準外	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	高資本費対策に要する経費(見合い分)	基準外			9,313	8,950	9,309	10,063	10,694	10,816	9,392	5,422	3,664
	その他(実質収支不足額等)	基準外	0	0	0	15,822	19,386	17,005	15,831	13,521	24,480	31,702	26,041
小計			35,740	14,721	13,521	28,219	30,880	28,435	27,297	24,947	34,293	37,161	29,742
出資金	臨時財政特例債の償還に要する経費(元金分)	基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	過疎対策事業債の償還に要する経費(元金分) (×0.7)	基準外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方公営企業災害復旧事業の償還に要する経費(元金分)	基準外	1,313	1,313	1,313	1,313	0	0	0	0	0	0	0
小計			1,313	1,313	1,313	1,313	0	0	0	0	0	0	0
合計			37,053	16,034	14,834	29,532	30,880	28,435	27,297	24,947	34,293	37,161	29,742

【個併】一般会計繰入金推計表

(単位：千円)

区分	名称	基準・基準外	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
負担金	個別排水処理施設整備事業に要する経費 (臨時措置分) (利息分)	基準	74	104	155	215	281	353	432	519	613	713	820
	過疎対策事業債の償還に要する経費 (利息 分) (×0.7)	基準外	45	72	115	165	221	282	349	422	502	587	677
	地方公営企業災害復旧事業の償還に要する 経費 (利息分)	基準外	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (実質収支不足額)	基準外	27,575	27,080	28,801	30,094	32,077	30,613	32,036	33,505	35,023	35,660	36,320
小計			27,695	27,257	29,072	30,475	32,579	31,248	32,817	34,446	36,138	36,960	37,817
出資金	個別排水処理施設整備事業に要する経費 (臨時措置分) (元金分)	基準	432	569	691	840	855	995	1,217	1,427	1,628	1,819	1,998
	過疎対策事業債の償還に要する経費 (元金 分) (×0.7)	基準外	133	245	346	467	479	597	779	954	1,118	1,276	1,424
	地方公営企業災害復旧事業の償還に要する 経費 (元金分)	基準外	413	413	413	413	0	0	0	0	0	0	0
小計			978	1,227	1,450	1,720	1,334	1,592	1,996	2,381	2,746	3,095	3,422
合計			28,673	28,484	30,522	32,195	33,913	32,840	34,813	36,827	38,884	40,055	41,239

一般会計繰入金の概要一覧(金額の算定方法)

基準内/基準外	名称	繰入金の算定方法
基準内繰入金	雨水処理に要する経費ほか	毎年、総務省から発出される通知に定められるいわゆる繰出基準に基づいて算出される。
基準外繰入金	過疎対策事業債の償還に要する経費	政策的に一般会計が負担すべきものとして過疎対策事業債の元利償還金のうち 70%を一般会計が負担するものとしている。
	地方公営企業災害復旧事業の償還に要する経費	政策的に一般会計が負担すべきものとして地方公営企業災害復旧事業の元利償還金の全額を一般会計が負担するものとしている。
	住宅団地造成事業に要する経費	政策的に一般会計が負担すべきものとして住宅団地造成事業の元利償還金の全額を一般会計が負担するものとしている。
	工業団地造成事業に要する経費	政策的に一般会計が負担すべきものとして工業団地造成事業の元利償還金の全額を一般会計が負担するものとしている。
	高資本費対策に要する経費 (見合い分)	資本費が高額な下水道事業において、資本費負担を軽減するために資本費の一部を一般会計から繰り出す高資本費対策について、供用開始後 30 年という制約があるが、資本費が高額である状況には変わらないため、地方公営企業法第 17 条の 2 に準じた本町独自の繰入金として位置づけ、一般会計から繰入を行うものとしている。
	その他 (実質収支不足額等)	公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業については、財政計画上見込んでいる使用料改定によっても累積実質損失が赤字となる部分については住民への負担を考慮して、一般会計から繰入を行うものとしている。 個別排水処理施設事業については、衛生的で快適な生活環境の実現と良好な水環境の保全を図ることを目的に平成 29 年度に事業を開始したが、発生が見込まれる赤字については事業目的に照らして町が負担すべきであると考慮しており、実質損失については一般会計から繰入を行うものとしている。
	MICS	し尿等の汚泥の受け入れに関し、費用の一部について一般会計が負担するものとしている

栗山町下水道ビジョン・経営戦略

令和7年3月

〒069-1512

北海道夕張郡栗山町松風 3 丁目 252 番地

栗山町役場 上下水道課